

タイトル	官製ワーキングプア問題()：地方自治体で働く非正規公務員の雇用，労働
著者	川村，雅則；KAWAMURA, Masanori
引用	開発論集(92)：161-212
発行日	2013-09-26

官製ワーキングプア問題(I)

—— 地方自治体で働く非正規公務員の雇用, 労働 ——

川 村 雅 則*

はじめに

本稿は、地方自治体で働く臨時・非常勤職員（以下、非正規公務員、非正規職員とも言う）の雇用・労働（同じく、以下、労働条件とも言う）を扱ったものである¹。

具体的には、旭川市に雇われて働く非正規公務員を対象に行ったアンケート調査や、旭川市からの聞き取り調査の結果をまとめたものである。

但し本稿は、まだ中間報告の段階であることを述べておく。また本文では、アンケート調査の結果はグラフ化した。結果の詳細は末尾の資料を参照されたい。

なお本調査は、全日本自治団体労働組合（略称、自治労）加盟の旭川市職員労働組合（以下、旭川市職労）の協力で行ったものである。

非正規雇用をめぐる問題の最大の一つは、有期雇用にとまなう雇用の不安定さである。

しかもわが国では、仕事が恒常的に存在しながらも、有期雇用の更新を繰り返すという、「偽装有期労働（雇用）」²がひろくみられる。非正規公務員についてもそれは同様である。公共サービスのニーズが増加あるいは多様化しているにもかかわらず、自治体財政が切りつめられ、公務員定数の削減圧力が強まるなかで、非正規公務員を増やして対応するという、自治体側にとっても苦渋の選択が採用されてきた。

総務省（2009）によれば、2008年時点で全国の自治体には非正規公務員数が約50万人とカウントされ、自治労（2009）の調べでは約60万人と推定されていた（両者の差は、調査対象の範囲が異なることなどによる）。

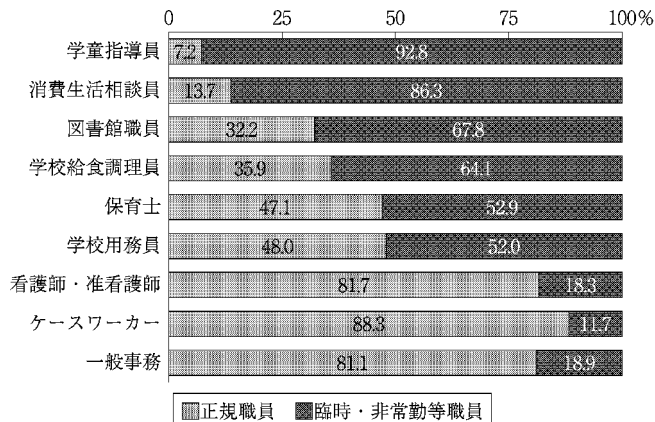
さらにその後の調査（2012年調査）によれば、総務省調べ³では約60万人にまで、自治労調べでは約70万人にまで、その数はそれぞれふくらんだ。自治体職場でも非正規はいま

¹ この問題については、末尾に掲げた参考文献のうち上林（2012）や早川・松尾（2012）が詳しい。NPO法人 官製ワーキングプア研究会（<http://kwpk.web.fc2.com/>）も参照。なお筆者も川村（2012）などで問題を指摘してきた。本稿の「はじめに」はそれに加筆修正したものである。

² 濱口（2009）。

³ 総務省「地方公務員の臨時・非常勤職員について」2013年3月29日発表。なお対象は、「任用期間が6ヶ月以上又は6ヶ月以上となることが明らか、かつ、週19時間25分以上勤務の者」。以下、総務省（2013）と表記。http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01gyosei11_02000031.html

図表 0-1 職種別にみた臨時・非常勤等職員の割合



注：回答自治体（有効回答）は 845 件。

出所：自治労（2012）より。

や 3 人に 1 人と、民間並の水準が実現したことになる⁴。とりわけ出先機関や女性職場などで、非正規の割合は高い（図表 0-1）。

ところで、「非正規公務員」と一口にいても、「臨時・非常勤」などと本稿でもすでに呼んでいるとおり、地方公務員法（以下、地公法）上、採用の根拠となる条項が複数存在し、根拠条項によって彼らの呼称や雇用期間などは異なる（図表 0-2）。すなわち、「3 条 3 項 3 号」は特別職（地公法適用なし）で、「22 条 2 項」と「17 条」は一般職（地公法適用あり）である。前二者は非常勤職員、後者は臨時的任用職員（以下、臨時職員）と呼ばれる。総務省（2013）で市町村等の分をみると、その割合は、順に 29.0%、26.1%、44.9%となっている（図表 0-3）。

もっとも、任用根拠となる条項がこうして

複数存在し、例えば雇用に関しては、臨時職員は、6 ヶ月以内の雇用を想定し、1 回のみ更新可などという規定があるものの、実際の任用現場では、根拠や労働条件があいまいなケースが少なくない。何年も継続的に働いている者もいる。

というのも先にも書いたとおり、公務員は基本的に無期雇用（任用）であり、臨時的な、あるいは緊急的な業務に限って非正規が雇用されるというのが建て前であるのに対して、実際には、地公法の条文を拡大解釈して、非正規がなし崩し的に増やされ活用されているのが実態だからである。

つまり、仕事（住民に提供されるべき公共サービス）は恒常的に存在し、そこで彼らは基幹労働力的な役割を求められるにも関わらず、法制度や労働条件は、限定的な採用を建て前としている。結果、「臨時」という呼称で恒常的に、あるいは「非常勤」という呼称で常勤的に働くという矛盾が生じている。地公法や地方自治法そして労働法が入り組んだなかで、雇用・労働実態が軽視され、「法の狭間」

⁴ 但し、公務労働の場合、非正規（雇用）化だけでなく、民営化という手法も採用されている。後者の手法では、非正規公務員割合は逆に小さくなる点に留意が必要である。

図表 0-2 短時間勤務の地方公共団体職員に関する制度

	非常勤職員		臨時的任用職員
職の区分	特別職（地公法適用なし）	一般職（地公法適用あり）	一般職（地公法適用あり）
根拠法令	地公法 3 条 3 項 3 号	地公法 17 条	地公法 22 条 2 ・ 5 項
採用の要件・対象	（臨時又は非常勤の顧問，参与，調査員，嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職【地公法 3 条 3 項 3 号】）	（職員の職に欠員を生じた場合の任命の方法の一つとして，採用を規定【地公法 17 条】）	①緊急の場合 ②臨時の職の場合 ③任用候補者名簿がない場合【地公法 22 条 2 ・ 5 項】
採用の方法	規定なし〔面接等による〕	（競争試験又は選考【地公法 17 条】）〔面接等による〕	規定なし〔筆記試験，面接等による〕
任期	規定なし〔通常 1 年以内〕		・ 6 月以内，6 月以内で更新可 ・ 再度の更新は不可 【地公法 22 条 2 ・ 5 項】
給与	報酬及び費用弁償【自治法 203 条】（常勤の場合には給料及び手当）		
勤務時間・休暇	条例等で規定		
分限処分	規定なし	適用あり【地公法 27 条，28 条】	適用なし【地公法 29 条の 2】 （分限について，条例で規定可）
懲戒処分	規定なし〔要綱等で規定〕	適用あり【地公法 27 条，29 条】	
服務（守秘義務等）	規定なし〔要綱等で規定〕	適用あり【地公法 30～38 条】	
社会保険等	・ 勤務時間等により厚生年金，健康保険，雇用保険を適用 ・ 公務災害又は労災を適用		
定数	定数条例外【自治法 172 条 3 項】		

注 1：地公法は地方公務員法。任期付法は地方公共団体の一般職の任期付き職員の採用に関する法律。自治法は地方自治法。

注 2：〔 〕内は実態上多くみられる運用。

出所：総務省（2009）より。

図表 0-3 職種別・任用根拠別にみた，市町村等の臨時・非常勤職員数 単位：人，%

	市町村等全体							
			特別職非常勤職員 (法 3 条 3 項 3 号) ^{注1}		一般職非常勤職員 (法 17 条) ^{注2}		臨時的任用職員（法 22 条 2 項・5 項） ^{注3}	
		構成比		構成比		構成比		構成比
一般事務職員	102,199	100.0	27,723	27.1	25,416	24.9	49,060	48.0
技術職員	4,462	100.0	1,984	44.5	1,104	24.7	1,374	30.8
医師	3,835	100.0	1,751	45.7	1,135	29.6	949	24.7
医療技術員	7,107	100.0	2,648	37.3	1,688	23.8	2,771	39.0
看護師等	20,394	100.0	3,897	19.1	5,810	28.5	10,687	52.4
保育士等	91,113	100.0	16,416	18.0	24,475	26.9	50,222	55.1
給食調理員	34,241	100.0	6,277	18.3	11,218	32.8	16,746	48.9
技能労務職員	42,763	100.0	9,991	23.4	12,190	28.5	20,582	48.1
教員・講師	27,369	100.0	8,130	29.7	6,675	24.4	12,564	45.9
その他	77,832	100.0	40,630	52.2	17,437	22.4	19,765	25.4
合計	411,315	100.0	119,447	29.0	107,148	26.1	184,720	44.9

注 1：地方公務員法第 3 条第 3 項第 3 号に規定する臨時又は非常勤の顧問，参与，調査員，嘱託員若しくはこれらの者に準ずる者として任用されている者。

注 2：一般職として期限付任用されている者（一般的に地方公務員法第 17 条に基づく任用とされている者）。

注 3：地方公務員法第 22 条第 2 項又は第 5 項に基づき臨時的任用されている者。

出所：総務省（2013）より作成。

に置かれた存在となっているのだ⁵。

関連して、いわゆる任用行為をめぐる問題

⁵ 非正規公務員の法制度をめぐる複雑さについて，
上林（2012）p 6 ではこう指摘されている。「それ

が存在する。すなわち、民間労働者であれば労使対等原則にもとづく労働契約で、例えば一定の条件を満たせば雇い止めを撤回させられるのに対して、公務員の採用は、行政が個人を任務に就かせる任命行為であって、労働者としての権利に制約が課せられている。

正規の公務員は、しかしながら法制度や労働運動の成果で雇用や処遇が守られているのに対して、非正規は、地公法上の位置づけが曖昧なこともあって、雇い止めが容易に行われてしまう。「現行の法令とその解釈は、非正規職員の「労働者としての権利」を不当に低く抑え、行政の裁量を過度に認める結果となって」（自治労『自治体臨時・非常勤等職員の手引き』より）いるのだ。この点が非正規問題に対する労働組合の取り組みを困難にしている理由の一つでもある。旭川市職労においても、一部の職場で非正規職員が組織化されているものの、全職場にまでひろがっていない。

以上のような事態の放置は許されない、官がワーキングプアをつくってよいのか、という動きが全国にひろがりつつある。非正規公務員はその対象ではないが、公契約条例の制定運動もそのひとつである。本調査研究も、

〔複雑さ——引用者〕は現行の公務員関連法が常勤の正規職員を念頭に設計され、臨時職員や非常勤職員という非正規公務員に関する法制度の設計はいわば放置され、その任用のあり方や処遇のあり方が問題になると、関連法の関係する条文を、つまみ食いのように引っ張り出し、都合よく解釈してきたからである。」（その結果として）「自治体の非正規公務員の法適用関係は、地方自治法、地方公務員法、地方公営企業法、地方公営企業等の労働関係に関する法律に加え、労働基準法、労働組合法、労働関係調整法をはじめとする労働関係諸法も駆使して理解を深めなくてはならない」という。

こうした問題意識にもとづき、まずは彼ら非正規公務員の労働実態や労働条件に対する意識などを明らかにしようと企画されたものである。

1. 調査概要

調査は、旭川市総務部人事課及び旭川市職労からの聞き取りと、旭川市に雇われて働く臨時・非常勤職員を対象にしたアンケートの2つを行った。

聞き取りを経た上でアンケートを行い、アンケートの結果をふまえ、再度聞き取りを行った。というのも、当初の聞き取りが不十分で、アンケートでは想定外の回答も少なかつたためだ（本文では、その都度、注釈に説明を加えている）。

アンケート調査は、2013年6月下旬から7月中旬にかけて調査票を配布し、回収は8月初旬までに行った。

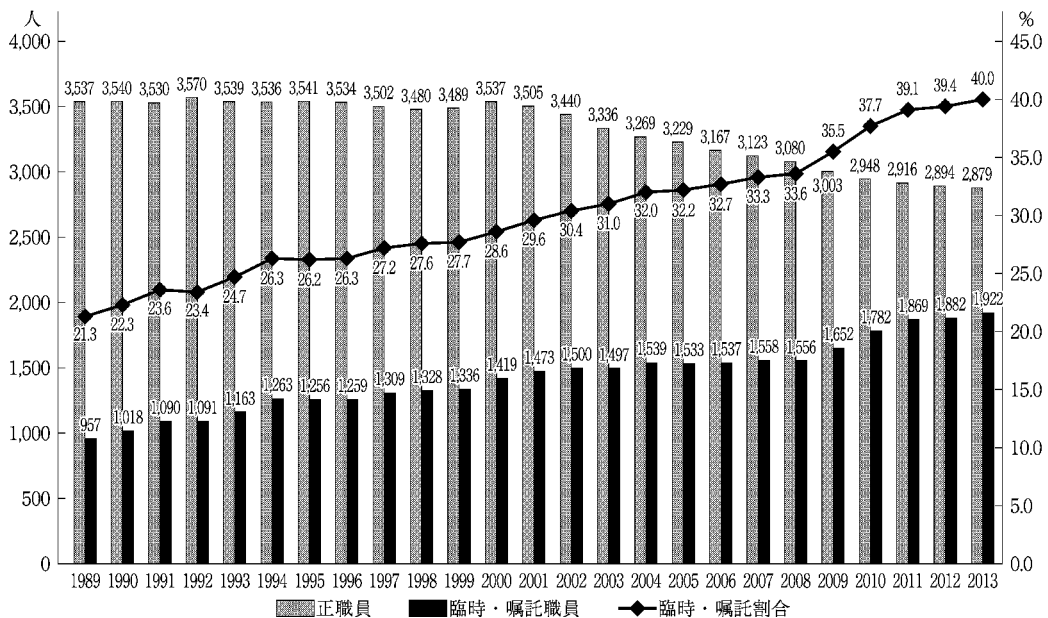
調査票の配布は、市職労ルートで行い、回収は返信用封筒を用いた。市職労の体制との関係で、水道部門と病院部門はアンケートの配布対象から除いた。

調査票を1,663人に配布し、回収が709部だった。いずれも有効回答である。但し設問ごとの有効回答は必ずしも一致しないので注意されたい。

旭川市では、「臨時（臨時的任用職員）」「嘱託（非常勤嘱託職員）」という呼称が使われているので、以下ではそれにならう。

資料1にアンケートの自由記述をまとめ、資料2にアンケートの集計表をまとめた。具体的には、次の4種の表である。(1)回答者全体の集計表。(2)男女別集計表：男女それぞれ

図表II-1 旭川市における正職員及び臨時・嘱託職員数の推移



注：各年 4 月 1 日時点の人数。正職員の人数は、総務省「地方公共団体定員管理調査」による。

出所：旭川市提供資料より作成。

の結果と、60 歳未満に限定した結果。(3)雇用形態別集計表：臨時職員と嘱託職員それぞれの結果と、60 歳未満に限定した結果。(4)職種別集計表：回答者数が 30 人を超える 7 職種について分析。資料 3 として、本調査で使った調査票を付けた。

2. 聞き取り調査の結果

旭川市総務部人事課から聞き取った内容と提供された資料で、臨時・嘱託職員の雇用、労働の特徴を整理した。

1) 旭川市における非正規公務員の規模

他の自治体同様、旭川市の非正規公務員の規模は年々増加している(図表II-1)。平成元年には 20%程度だった非正規割合は増加を続け、現時点では 40%に達した。逆に、3,500

人前後で推移してきた正職員は、2000 年代から減り続けている。

図表II-2 のとおり、非正規の内訳は、「臨時職員」が 776 人で、「嘱託職員」が 1,146 人である。

部局別にみると、「学校教育部」で臨時・嘱託の人数が多い。但し同部の臨時・嘱託とは、用務員や給食調理員などあくまでも市で採用されている職員であり、北海道教育委員会で採用されている非正規職員(教員)は含まれていない。

応募・採用者の年齢は、高校を卒業したばかりの者から 60 歳超まで様々だが、最も多いのは主婦層ではないかという。最近では若年層の応募も増えているようである。

採用にあたっては、例えば応募者の経済的事情を斟酌するなどの特別な配慮は行われていない。採用は人事課で行われているが、職

図表II-2 部局別にみた正職員及び臨時・嘱託職員数
(2013年4月1日現在)

	正職員 (人)	臨時・嘱託職員			
		臨時 (人)	嘱託 (人)	計 (人)	臨時・ 嘱託割合 (%)
会計課	16	0	2	2	11.1
行政改革部	4	0	0	0	0.0
総合政策部	37	3	0	3	7.5
総務部	110	15	24	39	26.2
税務部	141	6	47	53	27.3
市民生活部	159	2	79	81	33.8
福祉保険部	257	13	108	121	32.0
子育て支援部	122	69	244	313	72.0
保健所	112	17	23	40	26.3
環境部	109	47	14	61	35.9
経済観光部	92	25	15	40	30.3
農政部	63	0	7	7	10.0
都市建築部	105	10	11	21	16.7
土木部	131	14	6	20	13.2
消防本部	352	8	18	26	6.9
学校教育部	121	494	177	671	84.7
社会教育部	117	16	130	146	55.5
上下水道部	165	3	10	13	7.3
市立旭川病院	521	31	230	261	33.4
議会事務局	21	2	0	2	8.7
農業委員会事務局	14	1	1	2	12.5
選挙管理委員会事務局	7	0	0	0	0.0
監査委員事務局	10	0	0	0	0.0
合計	2,786	776	1,146	1,922	40.8

注：図表II-1の正職員数との差は、派遣や休職など対象範囲の違いによる。

出所：旭川市提供資料より作成。

種によっては、人事課だけでなく当該部署でも面接が行われている（給与管理などは一括して人事課で行われている）。

2) 雇用更新、勤続上限など

臨時・嘱託職員の勤続年数には、上限が設けられている。

臨時職員は、1回の雇用契約期間を5ヶ月、勤続の上限を10ヶ月とし、嘱託職員は、1回の契約期間が1年で、2回までの更新（通算3年までの勤続）が可能となっている。

つまり臨時の場合は、まずは5ヶ月で発令して、問題がなければさらに5ヶ月延長となる。但し臨時職員で繰り返し働くケースは

（「原則的にはよくはないが」）あるという。その場合、つまり再度の任用の場合には、原則として2ヶ月の「空白期間」が設けられている。

嘱託の場合には「基本は1年」と説明して採用し、問題がなければ更新が行われる。専門性が高く、人を確保できない部署（職種）もあるので、その場合には結果的に3年を超えて働いてもらっているケースもあるが、基本は上記のとおりであるという。再度の任用の際の「空白期間」は、嘱託職員には設けられていない。

更新が行われるかどうかはわかる時期は、「年末から年始ぐらいだと思う」。更新を行うかどうかは基本的には部署レベルで判断され、本人に伝えられるという手順をとる。勤務態度や勤務状況が悪い場合には、更新は行われない。更新をめぐるトラブル（労使の見解の相違）が生じたことも過去にはある。一方でその逆に、3年を超えて働いてもらいたいという要望が部署からあがってくることもある。余人を持って代えがたいケースに限り、勤続は延長される。いずれにせよ、雇用更新が行われるかどうかは、部署レベルでの判断によるという。

3) 勤続上限やそれぞれの雇用形態に対する市側の評価

雇う側としては、仕事に慣れた人に働いてもらうのが望ましい。実際、仕事も円滑に進み、結果として市民サービスの向上にもつながる。しかしながら、旭川市には非正規公務員として働くことを希望する人は多い。結果、同じ人を長く雇い続けると雇用機会に不公平が生じてしまうことになる。「痛し痒しの状

態」であるという。

それぞれの雇用形態のメリット、デメリットについては、まず嘱託職員は、同じ職場で同じ人を3年間雇うことのできるというメリットがある。よって、専門性の高い職種は嘱託職員での採用となる。ただその代わりに、労働時間が短い点がデメリットである（労働時間については後述）。

それに対して臨時職員は、フルタイムで働いてもらえるというメリットがある一方で、勤務上限が10ヶ月というデメリットがある。よって専門性が必ずしも高くない職種で臨時という雇用形態を採ることになる。

もちろん、実際には上限を超えて働いているケースもあるのだが、やはり国のフレーム（例えば、任期や労働時間など）を意識して採用（雇用形態の使い分け）せざるを得ないという。

4) 賃金、収入など

嘱託職員の賃金は図表II-3、臨時職員の賃金は図表II-4のとおりである。前者は月給制で、後者は時給制・日給制である。

諸手当や一時金、退職金などは一切支給さ

図表II-3 職種別にみた嘱託職員の賃金月額 単位：円

	金額
相談員	134,400
調査員	134,400
指導員	134,400
用務員	134,400
清掃員	134,400
施設管理人	134,400
警備員	134,400
司書	153,300
看護師	153,300
給食調理員	137,500

出所：旭川市提供資料より作成。

れない。まれなケースだが、危険業務などに従事する場合の特殊勤務手当がある程度だ⁶。昇給制度もない。基本の上限を超えてどれだけ長く働いたとしても昇給はない。

よって、職種による差もあるとはいえ、市立病院の医師など特殊なケースを除き、年間の賃金総収入額は200万円以下がほとんどではないかという。

ところで、正職員に準ずる内容で、通勤手

図表II-4 職種別にみた臨時職員の日額給・時間給

	日額給	時間給
事務補助	6,060	790
保育士	6,840	890
ボイラー	8,000	1,040
用務員（A）	6,550	850
用務員（B）	6,060	790
給食調理員	6,210	810
給食配膳員	6,060	790
運転手（大型・特殊）	9,780	1,270
運転手（中型）	7,580	980
電話交換手	6,060	790
土木作業員	8,460	1,100
じんかい・清掃作業員	7,580	980
農業作業員	6,670	870
公園清掃作業員（A）	7,970	1,030
公園清掃作業員（B）	6,770	880
保健師・助産師	9,180	1,190
看護師	8,740	1,130
准看護師	7,720	1,000
看護助手	6,550	850
検査技師・放射線技師	8,590	1,110
検査助手	6,060	790
栄養士	6,920	900
野犬掃とう員	7,580	980
動物飼育員	9,080	1,180
動物飼育補助員	8,460	1,100

出所：旭川市提供資料より作成。

⁶ 資料には、臨時職員については、「本表〔図表II-4〕以外の資格等を有する者及び特殊業務に従事する者については、予算の範囲内で市長が別に定める」。嘱託職員については、「特殊な資格・経験・知識を有する者及び特殊業務に従事する者で、市長が特に認めた場合は、予算の範囲内で別に定める」という但し書きがそれぞれ記されている。

当だけは支給されている。

臨時職員には「相当以前から」基本賃金とは別に通勤手当が支給されているが、嘱託職員については、「従来は基本賃金に一定額の通勤手当相当額を含めて支給していたが、2011年度から基本賃金とは別に支給」が開始された。交通費に関する現場からの要望があったことや、国の枠組みとしても通勤手当の支給が認められるようになったことなどが背景にあるという。

5) 働き方、有給休暇、労働・社会保険

週の所定内労働時間は、臨時職員の場合は、正職員同様に 38 時間 45 分で、嘱託職員は週 29 時間が大多数であるという。但し臨時職員には、例えば学校給食などパート職員もいる。パートの労働時間については、職場や職種によって異なる。

非正規公務員には主婦が多いが、パートを除けば、扶養の調整はとくに行われていない（多くは、扶養上の調整のしようがない）のではないかという。

有給休暇について、臨時職員と嘱託職員それぞれの付与日数は、図表 II-5、II-6 のとおりである。

なお有給休暇は、年度ごとに付与され、当該年度に付与された分は、翌年度に限り、繰り越して受けることができる。

保険関係は、所定の条件を満たす場合には、職場の保険に加入させている。

具体的には、まず雇用保険は、週の勤務時間が 20 時間以上で、雇用期間が 31 日以上が加入要件である。これに該当するのは全体の約 9 割である。

次に社会保険（厚生年金、健保）は、週の

図表 II-5 臨時職員の年次有給休暇の付与日数

(a) パート以外の臨時職員の場合

雇用期間	日数
2ヶ月以上4ヶ月未満	2日
4ヶ月以上6ヶ月未満	4日
6ヶ月以上12ヶ月以下	10日

注1：定数内職員に定められている勤務時間以上であり、かつ、1ヶ月に18日以上勤務日数のある者に限る。

注2：時間単位で取得できる。

(b) パート職員の場合

週所定勤務日数	年所定勤務日数	雇用期間		
		2ヶ月以上4ヶ月未満	4ヶ月以上6ヶ月未満	6ヶ月以上12ヶ月未満
4日以上	169日以上	2日	4日	10日
3日	121日から168日まで	—	2日	5日
2日	73日から120日まで	—	—	3日
1日	48日から72日まで	—	—	1日

注：時間単位で取得できる。

出所：旭川市職労提供資料より作成。

勤務時間が正職員の概ね 4 分の 3 以上で雇用期間が 2 ヶ月以上の場合である。該当するのは約 7 割である。

なお、「学期ごと」に雇用される場合（後述）には、その都度、切り替えの手続きを本人が行うことになる。

6) 仕事に関する不満や、相談体制など

日々の仕事に関する非正規公務員からの相談窓口は、特別には設けてはいない。

職場で起きている問題については基本的に職場で解決してもらっている。職場を超える問題、あるいは職場で話し合ってもらえない問題については人事課に相談してもらっている。

但し、そもそもそういう相談はめったにないし、例えば、正職員との処遇格差に対する不満もとくに聞かない（但し長期の勤続希望

図表II-6 嘱託職員の年次有給休暇の付与日数

(a) 「週 25 時間未満勤務者」及び「業務遂行に著しく支障をきたす場合」

週所定労働日数	1 年間の所定労働日数	継続勤務日数								
		2 ヶ月以上 4 ヶ月未満	4 ヶ月以上 6 ヶ月未満	1 年以下	2 年以下	3 年以下	4 年以下	5 年以下	6 年以下	6 年を超える年数
5 日以上	217 日以上	2 日	4 日	10 日	11 日	12 日	14 日	16 日	18 日	20 日
4 日	216 日以下	2 日	4 日	7 日	8 日	9 日	10 日	12 日	13 日	15 日
3 日	168 日以下	—	2 日	5 日	6 日	6 日	7 日	9 日	10 日	11 日
2 日	120 日以下	—	—	3 日	4 日	4 日	5 日	6 日	6 日	7 日
1 日	48 日以上 72 日以下	—	—	1 日	2 日	2 日	2 日	3 日	3 日	3 日

注 1：週の所定労働日数が一定している嘱託職員については、表の左欄の週所定労働日数の区分に応じ、週の所定労働日数が一定していない嘱託職員については、表の中欄の 1 年間の所定労働日数の区分に応じて、それぞれ表の右欄の継続勤務年数の区分ごとに定める日数とする。

注 2：年次有給休暇は、年度ごとに付与し、当該年度に付与された年次有給休暇は、翌年度に限り、繰り越して受けることができる。

注 3：年次有給休暇は、1 年を単位で与えるものとする。

(b) 週 25 時間以上勤務者

単位：時間

1 週間の勤務時間数	継続勤務日数								
	2 ヶ月以上 4 ヶ月未満	4 ヶ月以上 6 ヶ月未満	1 年以下	2 年以下	3 年以下	4 年以下	5 年以下	6 年以下	6 年を超える年数
35 時間以下	—	—	70	77	84	98	112	126	140
34 時間以下	—	—	68	75	82	96	109	123	136
33 時間以下	—	—	66	73	80	93	106	119	132
32 時間以下	—	—	64	71	77	90	103	116	128
31 時間以下	16	31	62	69	75	87	100	112	124
30 時間以下	15	30	60	66	72	84	96	108	120
29 時間以下	15	29	58	64	70	82	93	105	116
28 時間以下	14	28	56	62	68	79	90	101	112
27 時間以下	14	27	54	60	65	76	87	97	108
26 時間以下	13	26	52	58	63	73	84	94	104
25 時間	13	25	50	55	60	70	80	90	100

注：年次有給休暇は、年度ごとに付与し、当該年度に付与された年次有給休暇は、翌年度に限り、繰り越して受けることができる。

出所：旭川市職労提供資料より作成。

はあるのではないか) という。

正職員がいない職域・職場もある。例えば、学校用務員や、「出張所」(住民票の交付などを行う機関)、「図書館分室」などがそれである。

但しその場合でも、一定程度経験があって仕事に慣れた人や職員の OB を配置することによって、支障はとくに出ていないし、常に連絡・フォローができる体制にもなっている。ので、仕事上のことで、非正規職員だけで判断に悩むことはないという。

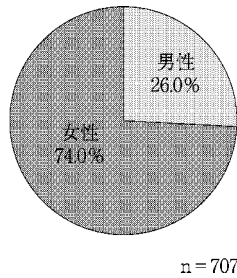
なお、正職員になるためには公務員試験に受かる必要があるが、非正規公務員として働いた経験などは考慮されない(但し採用後、過去に職歴を持つ者として、初任給の額に反映される)。

3. アンケート調査の結果

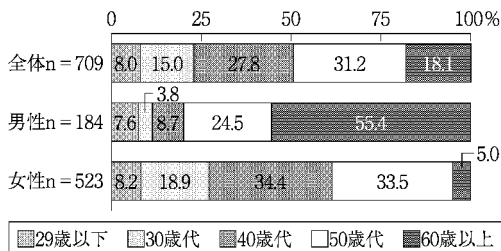
709 人から寄せられた回答を分析する。

回答者全体の結果を中心にみて、必要に応じて、男女別、雇用形態別あるいは職種別の

図表Ⅲ 1-1 回答者の性別



図表Ⅲ 1-2 年齢構成



結果をみる。年齢別の分析は、60歳未満と60歳以上で分けている。

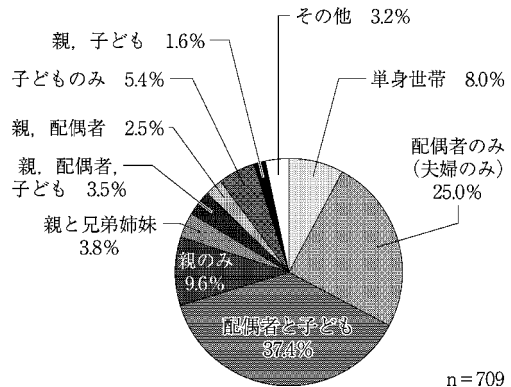
詳細は、資料2に、単純集計表とクロス集計表を掲載しているので参照されたい。

1) 属性、世帯構造など

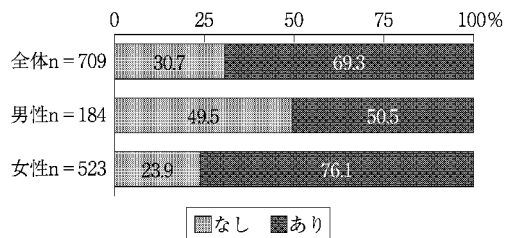
男女別にみた人数は、「男性」184人、「女性」523人、「無回答・不明」2人で、全体のおよそ4分の3が女性である(図表Ⅲ 1-1)。なお図表では無回答・不明分を除き、有効回答を「n=…」で表記している。

年齢は(図表Ⅲ 1-2)、男女全体でみると、「40歳代」と「50歳代」がそれぞれ3割前後を占めているが、「男性」に限ると半数以上が「60歳以上」である。聞き取りによれば、教員を定年で退職した者がその経験を活かし学校や公民館施設で働いているという(今回の調査回答者でそうしたケースがどの位かは不明)。「女性」は、「40歳代」と「50歳代」で

図表Ⅲ 1-3 世帯構造



図表Ⅲ 1-4 全体及び男女別にみた、世帯内における(本人以外の)就労者の有無



全体の3分の2を占める。

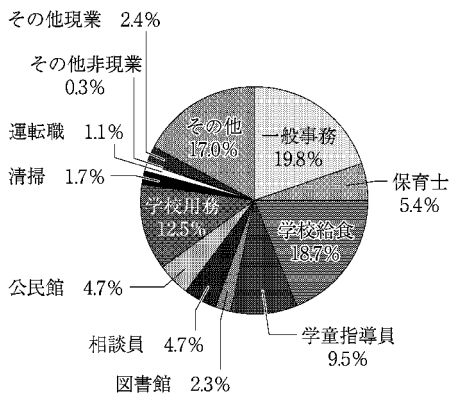
世帯構造は(図表Ⅲ 1-3)、多い順に、「配偶者と子ども」37.4%、「配偶者のみ」25.0%、「親のみ」9.6%、「単身世帯」8.0%と続く。「子どものみ(一人親世帯)」も5.4%みられる。

後述のとおり、彼らの賃金水準は著しく低い。本人以外で働いている者が世帯内にいないケース(「なし」)が全体の3割を占める(図表Ⅲ 1-4)。その割合は、60歳未満に限定しても、「男性」で41.5%、「女性」で23.1%を占める(資料2を参照)。

2) 職種と雇用形態

「その他」を除く、回答者の職種で多いのは、順に「一般事務」19.8%、「学校給食」18.7%、「学校用務」12.5%である(図表Ⅲ 2-1)。

図表Ⅲ 2-1 職種



n = 706

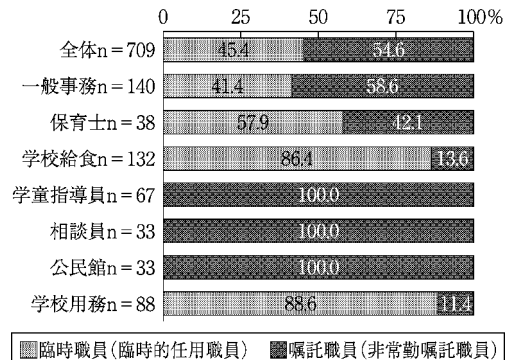
なお「その他」の内容は、教育関係（特別支援学級の支援員）、医療関係（看護師、保健師、栄養士）⁷、学童以外の指導員、施設管理など多岐にわたった。

「男性」で多いのは順に、「学校用務」30.6%、「一般事務」13.7%、「公民館」13.7%で、「女性」で多いのは順に、「学校給食」25.3%、「一般事務」21.9%、「学童指導員」12.3%である。以下では、回答者数の多い（30人超の）7つの職種をとりあげ、職種別の分析結果も示す。

次に雇用形態は（図表Ⅲ 2-2）、「臨時職員」が45.4%で、「嘱託職員」が54.6%である。職種によって、「臨時職員」が多いもの（例えば「学校給食」や「学校用務」）もあれば、「嘱託職員」が多いもの（「学童指導員」「相談員」「公民館」）もある。

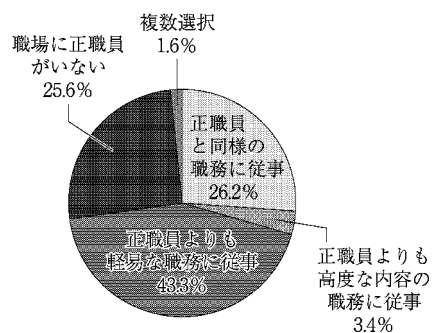
同一職種で雇用形態が異なる理由は、聞き取りによれば、職場での役割や責任の度合いの違いなどによるという（例えば「学校給食」では、嘱託職員が臨時職員の管理的な役割も

図表Ⅲ 2-2 全体及び職種別にみた雇用形態



■臨時職員(臨時的任用職員) ■嘱託職員(非常勤嘱託職員)

図表Ⅲ 2-3 正職員との比較でみた職務



n = 684

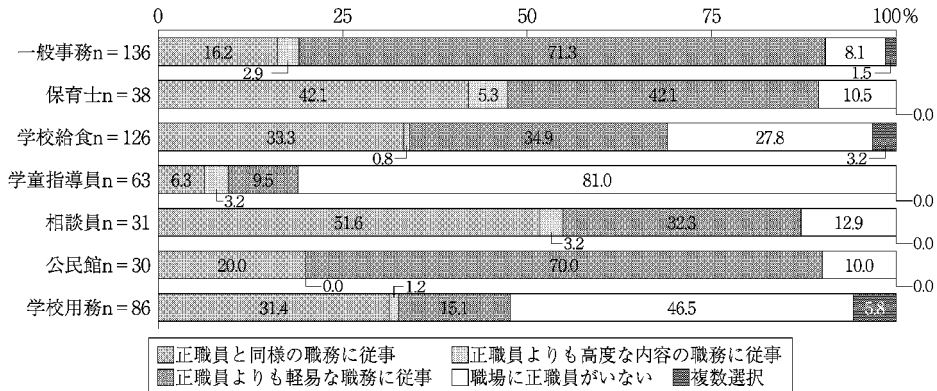
担うという）が、例えば「保育士」や「一般事務」などでも違いはあるのか、その詳細は今後の研究課題である。

ところで、彼らの職務は、正職員と同様なのか、それとも異なるのか（その場合、軽易か高度か）を先にみてみよう。厚生労働省による有期労働者調査の設問を参考にした。

結果は（図表Ⅲ 2-3）、「正職員よりも軽易な職務に従事」が43.3%で最も多い。だが次いで、「正職員と同様の職務に従事」と「職場に正職員がいない」がそれぞれ全体の4分の1前後で続く（26.2%、25.6%）。「職場に正職員がいない」が、もともとそうなのか、正職員からの置き換えが進んで非正規だけになっ

⁷ 病院で働く非正規公務員は本調査の対象外であるが、病院以外で働く非正規の医療職が存在した。

図表Ⅲ 2-4 職種別にみた、正職員との比較でみた職務



たのかは不明である。

なおこの結果は職種によって異なる（図表Ⅲ 2-4）。例えば「一般事務」では「軽易な職務」が最多（71.3%）であるのに対して、「相談員」では「同様の職務」が半数（51.6%）を占めている。保育士も「同様の職務」が多い（42.1%）。「学童指導員」や「学校用務」では「職場に正職員がいない」が多い（とくに前者では 81.0%）。

さて、本文では関連する訴え（自由記述）を幾つか掲載していく（資料 1 も参照）。まずは、職務の重さを指摘する声だ。賃金に関する批判とのセットが少なくない。

- 立場は弱く、賃金も正職員より安いのに、正職員の教育やクラス担任を全て任せられ責任が重すぎる。仕事にはやりがいを感じているし、働くことの喜びを感じているので、精一杯できる限りのことを毎日行っているが、もう少し評価されたい。使うだけ使って、責任を押しつけ、使い捨て感がぬぐえない。専門知識を持って、プロ意識を持って働いている人はたくさんいる。そういう人達に頼り切っている気がする。何もわからず何もできない人達の方が守られ、給料も高いなんてひどい。女性／30 歳代

- 所属している部署に正職員はいますが、職場内にはいないため、相談することがあってもとてもしづらい。またあいまいな状態で処理する案件が多すぎて、対応に困ることも多い。女性／30 歳代
- 勤務の性質上、預かる児童の人数により仕事のきつさは変化するし、保護者への対応も。主事・主事補・担当職員も毎年（全部ではないが）異動等があるので、違いがある。昨年は、暴れる児童で身体に傷が絶えず、いわゆるモンスターペアレントの対応は精神的に大変なものである。児童数によっても仕事内容は変わる。女性／50 歳代
- 仕事の内容は正職員とほぼ一緒だが、賃金はだいぶ違うと思う。現場の人をリードしたり教えたりしなければならなく、仕事の重みはあるが、待遇は軽いと思います。女性／50 歳代
- 職員が 1 人で他はパートで、職員が休みのときや普段も、職員と同じ仕事をしています。パートも新しい人ばかり入ってきて、その人達の指導もしてと、割に合わないです。新しく入ったパートがミスをする、と、長年いるパートがちゃんと見てないからだとなる。女性／40 歳代
- 私たちの仕事は、正職は全滅になり、臨職を 3 分 1 の給料で安く使っています。経費節約です。しかも今年から 1 人体制となり 2 人分の仕事をしなくてはなりません。ひどいこと

です。以前正職がいたときは同じ仕事内容で給与が正職の3分の1で働いていたので、これもひどい実態でした。今は1人で大変（精神衛生上はよいと言えます）。とにかく「非正規労働者は悲しい状態にある」ことを声を大にして言いたい。女性／50歳代

3) 雇用契約、勤続年数

非正規公務員の雇用について順にみていこう。

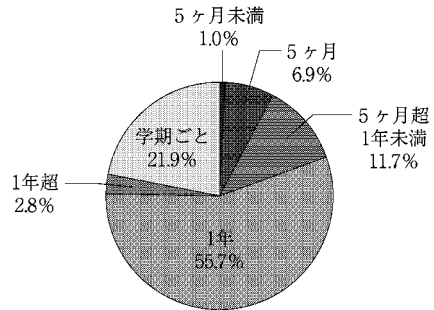
第一に、1回の雇用契約期間^aについては（図表Ⅲ 3-1）、「1年」が半数超だったが、「その他」にも回答が少なくなかった。具体的には、「学期ごと（148人）」や、5ヶ月超1年未満に該当する回答（「10ヶ月」が48人、「11ヶ月」が23人など）である。

前者の「学期ごと」という回答は、学校現場（職種では「学校給食」や「学校用務」）でみられるもので、後者は、「臨時職員」は5ヶ月の採用を経た後は、更新で最長10ヶ月まで雇用が延長されることから、そのことを回答した（あるいは職場で曖昧になっている）ケースも含まれるのではないと思われる（資料2のとおり「5ヶ月超1年未満」に回答したほとんどは「臨時職員」である）。

第二に、通算の契約更新回数については（図表Ⅲ 3-2）、1回の雇用契約期間もあわせてみることがあるので、ここでは、「今回のみ」が全体の4分の1を占めていることを確認しておくにとどめ、通算の勤続年数を見る（図表Ⅲ 3-3）。

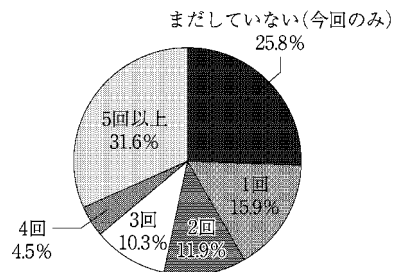
結果は、3年以上働いているものが全体の44.8%を占め、5年以上に限っても、とりわ

図表Ⅲ 3-1 1回の雇用契約期間



n = 677

図表Ⅲ 3-2 雇用更新回数



n = 687

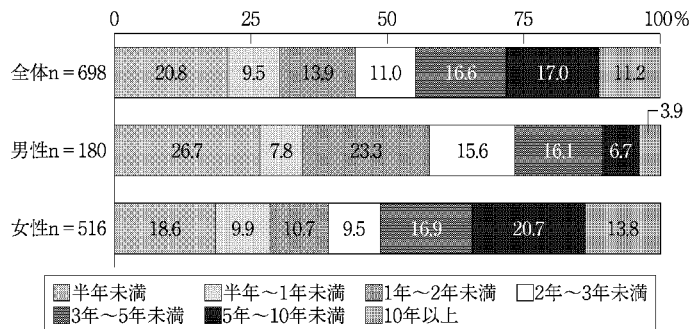
け「臨時職員」では31.6%（「嘱託職員」では25.4%）と高い割合でみられる。職種別によると（図表Ⅲ 3-4）、5年以上の割合は、「学童指導員」や「学校給食」で多い。

なおアンケートでは、「（非正規公務員として）今の仕事に従事してから、通算の勤続年数はどの位」になるかを尋ねている。再度の任用（任用の繰返し）がどの程度含まれているのかは不明である（1年を超えて働く臨時職員ではこのケースに該当すると思われる）。

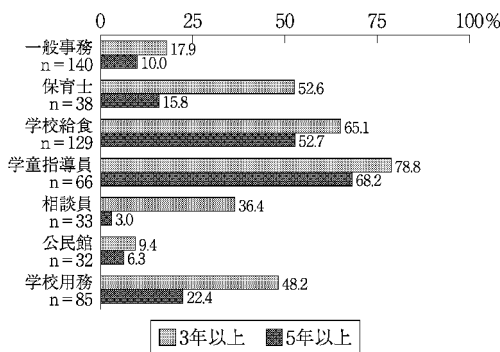
さて、第三に、契約更新の回数や勤続年数について上限があるという説明を雇われる際に受けたかどうかについては（図表Ⅲ 3-5）、「言われた」が半数を占めるものの、「言われていない」も全体の3分の1強を占める^a。な

^a 聞き取り結果をふまえて、「5ヶ月間」「1年間」という選択肢で十分かと思っただが、「その他」への回答も少なくなかった。

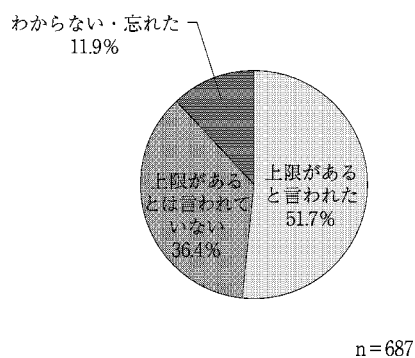
図表Ⅲ 3-3 全体及び男女別にみた、通算の勤続年数



図表Ⅲ 3-4 職種別にみた、通算の勤続年数「3年以上」割合及び「5年以上」割合



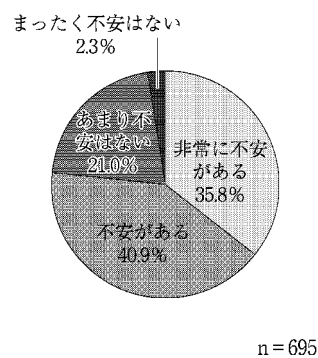
図表Ⅲ 3-5 契約・勤続上限の説明の有無



お職種別にみると、「学校給食」では「言われていない」が多い (68.0%)。

最後に、以上のような雇用の特徴を反映し、雇い止めや非正規公務員を辞めた後の就職・雇用に関する不安が強い(図表Ⅲ 3-6)。「非常に不安がある」だけで全体の 3 分の 1 強を占め、「不安がある」とあわせると全体の 4 分の 3 を占める。

図表Ⅲ 3-6 雇い止めや今の仕事を辞めた後の再就職の不安の有無



4) 非正規雇用で働く理由、就労希望など

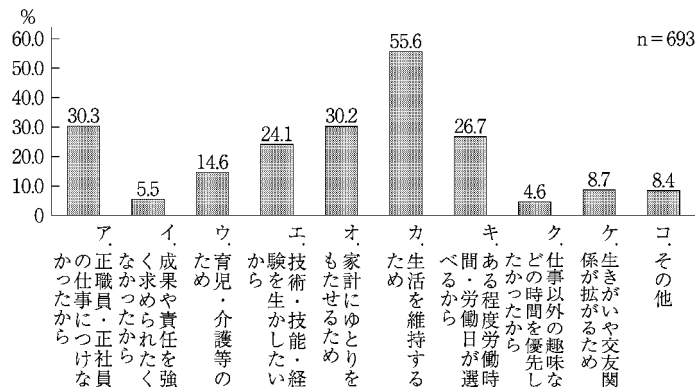
非正規労働者への質問でよくみられる、なぜ今の雇用形態で働くのかの結果(正確には、

なぜ働くのか、の結果も含む)に移る。理由を 3 つ以内で回答してもらった¹⁰。

⁹「言われていない」には、後日に知った、同僚から聞いたなどの記載のあった 5 人を含む。

¹⁰ 3 つを超える回答が 4 人みられたが、大きな影響はないと判断しそのまま有効回答とした。

図表Ⅲ 4-1 現在の雇用形態を選択した理由（3つ以内）



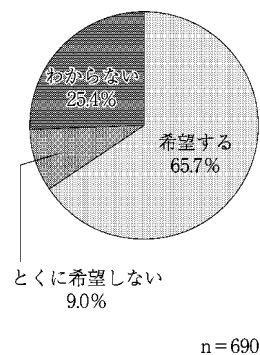
結果は（図表Ⅲ 4-1）、まず家計の厳しさがあげられる。すなわち、「オ. 家計にゆとりをもたせるため」（30.2%）よりも、「カ. 生活を維持するため」が半数を超えている（55.6%）。加えて、「ア. 正職員・正社員の仕事につけなかったから」が30.2%、「キ. ある程度労働時間・労働日を選べるから」と「エ. 技術・技能・経験を生かしたいから」がそれぞれ4分の1前後（26.7%、24.1%）を占める。

当然これらには性や年齢による差がみられ（資料2を参照）、例えば「男性・60歳未満」群では、「カ. 生活を維持するため」70.4%、「ア. 正職員・正社員の仕事につけなかったから」53.1%などとなっている。

さて、今後の希望はどうか。まず、今の職場で働き続けることの希望の有無は（図表Ⅲ 4-2）、「希望する」が全体の3分の2に及ぶ。残りは、「わからない」が4分の1で、「とくに希望しない」を選択しているのは1割に満たない。

また、今の職場に関わらず「正職員・正社員」で働くことを希望するかどうか尋ねたところ（図表Ⅲ 4-3）、「希望している」が41.6%

図表Ⅲ 4-2 今の職場で働き続けることの希望の有無

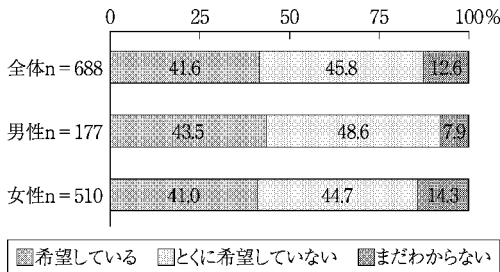


で、「とくに希望していない」は45.8%とそれを上回った。非正規雇用で働くニーズも存在するということになるだろう（但し、ここで望まれている非正規とは、多くは「短時間労働」を意味すると推測される）。

なお、これらの今後の希望についても、性や年齢による差がみられ、例えば、「男性・60歳未満」群では正規雇用を「希望している」割合が76.3%に及ぶ。

また「女性」では、結婚や出産などを背景に年齢に従い低下するとはいえ、「女性」全体で41.0%が正規雇用を望んでいること、とりわけ若い年齢層では正規雇用希望割合が高いこと（順に「29歳以下」60.5%、「30歳代」

図表Ⅲ 4-3 全体及び男女別にみた、正規雇用で働くことの希望の有無



51.5%、「40 歳代」40.9%、「50 歳代」34.7%）を強調しておく。

雇用に関する訴え（自由記述）は、雇用不安はむろんのこと、背景にある勤続上限の設定や「空白期間」の設定、更新（が告げられる）時期をめぐる問題など多岐にわたった。

- 30 も半ばになるとハローワークの求人と自分の希望する職種がなかなか一致しません。給与も下がる可能性が大きいですし、新しい職場での人間関係や勤務時間の延長など不安要素はたくさんあって、考えると時々何も手につかないことがあります。正規職員に昇格するためのチャンスをもっと欲しいといつも願っています。男性／30 歳代
- 2 ヶ月待機しての雇用に不満がある。30 歳を超えると正社員で採用されにくくなり、臨職等につくしかない。それなのに 2 ヶ月待機させられるのはとてもツライ。収入が無くなり生活するのに大変困るので。女性／30 歳代
- 契約の更新ができる（決まった）ときは伝えられるということがなく、更新できないときは年度末近くになってからと非常に判断が遅い。女性／30 歳代
- 契約更新されるかされないかの、はっきりした決めごとなければ、通年雇用されるかされないかの決めごともない。結局私たちは使い捨てのカイロみたいにいつ捨てられるかおびえていかなければならないのだろうか。国は、市は、一体私たちがどのように考えてい

るのか教えて欲しい。男性／50 歳代

- 基本的に 5 年上限と言われている。しかし上司がかわればその期限もかわってしまうことがあり、1 年 1 年不安がある。専門職なのに期限があり、素人が雇われているのを見ると、市民サービス低下にもつながり、不満がある。女性／30 歳代
- 職員の方の都合によっては雇用期間が延長になるかもしれませんが、判明するのがたぶんギリギリです。せめて 1 週間前には雇用延長がわかれば次の仕事探しも楽です。女性／50 歳代

5) 労働時間、有給休暇など

次は働き方に関する設問をみていこう。

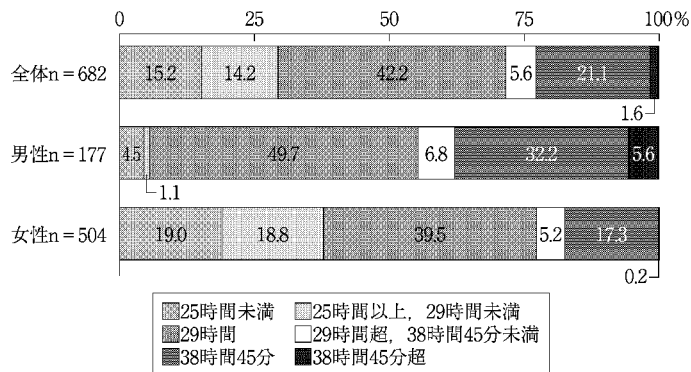
第一に週の所定内労働時間¹¹は（図表Ⅲ 5-1）、「38 時間 45 分」「29 時間」で 6 割を占めたが、「29 時間」より短いケースも全体の 3 分の 1 を占めた。いわゆるパート職員と思われる。

職種別にみると（図表Ⅲ 5-2。煩雑になるので最大は「38 時間 45 分以上」とまとめた）、「学童指導」や「学校給食」では 29 時間未満が多く（前者は「25 時間未満」が 78.1%、後者は「25 時間以上、29 時間未満」が 68.3%）、「学校用務」では「38 時間 45 分」が全体の 3 分の 2（67.4%）を占める。

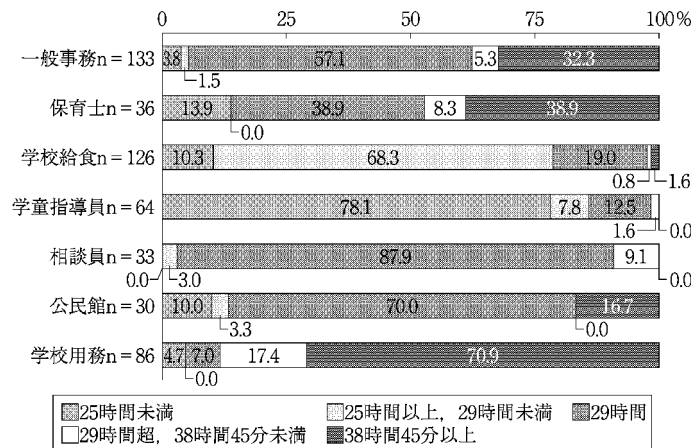
さて次に、普段の仕事で不払い労働があるかを尋ねたところ（図表Ⅲ 5-3）、「ない」が 86.2%だった。そもそも、所定外の労働（残業）自体が「ない」割合が全体の 8 割（78.9%）を占めている（図表Ⅲ 5-4）。今日のわが国の

¹¹ 聞き取りをふまえ、「38 時間 45 分」「29 時間」に集中すると予想したが、それ以外が多かった。また、職種によって隔週勤務なども存在した。

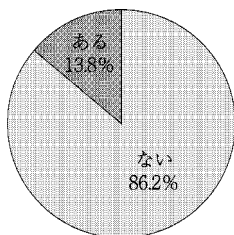
図表III 5-1 全体及び男女別にみた、週の所定内労働時間数



図表III 5-2 職種別にみた、週の所定内労働時間数

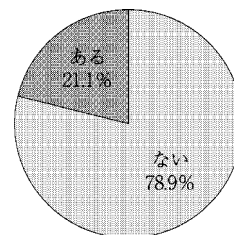


図表III 5-3 普段の仕事での不払い労働の有無



n=694

図表III 5-4 同、時間外労働の有無



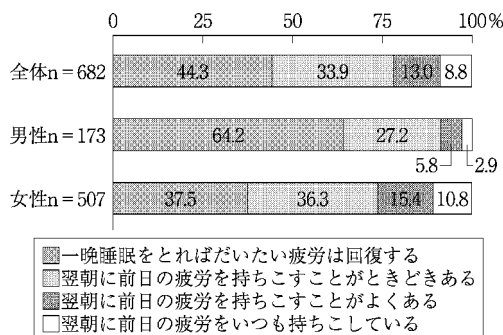
n=692

正規雇用の働き方と比べると、これらの所定外・不払いの値は小さいといえるだろう。

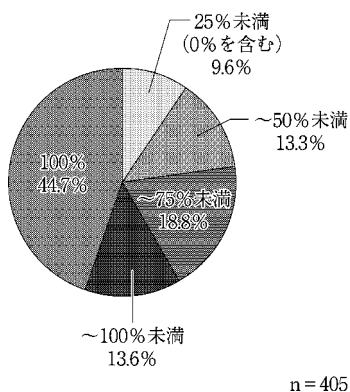
なお、不払いの「ある」割合が最も高い職

種は「学校用務」22.4%で、同様に、所定外労働の「ある」割合が最も多い職種は「学童指導員」34.4%である（資料2を参照）。

図表Ⅲ 5-5 全体及び男女別にみた、最近の疲労回復状況



図表Ⅲ 5-6 有給休暇の使用状況



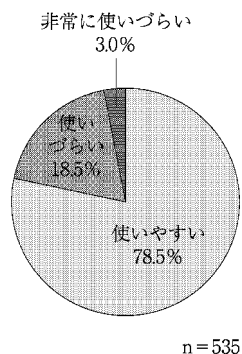
n = 405

最近の疲労回復状況については（図表Ⅲ 5-5）,「一晩睡眠をとればだいたい疲労は回復する」が4割超と最多を占める。疲労蓄積度の高いと思われる群は、全体の2割である。

但し男女差がみられ（「女性」では全体の4分の1超）、なおかつ職種別にみると（資料2を参照）,「学校給食」では疲労高蓄積群が4割弱（37.3%）にまで増加している。仕事内容や作業環境の検証が必要な職種・職場もあると思われる。

ここで有給休暇の使用状況を見る。付与日数（あるいは時間数）と使用日数（同）から

図表Ⅲ 5-7 有給休暇の使いやすさ



n = 535

使用割合を算出した¹²。「昨年度の使用状況」を尋ねたので、勤続が1年に満たない者を除いて分析した。

結果は（図表Ⅲ 5-6）,「100%」の使用が44.7%で最多である。正職員に比べると付与日数が少ないとはいえ、使用割合は高いといえよう。使いやすさについても（図表Ⅲ 5-7。こちらは勤続1年未満者を含む）,「使いやすい」が全体の約8割（78.5%）を占めている。

最後に、保険関係をみる¹³。まず医療保険は（図表Ⅲ 5-8）,全体の3分の2は,「勤め先の健康保険」である。

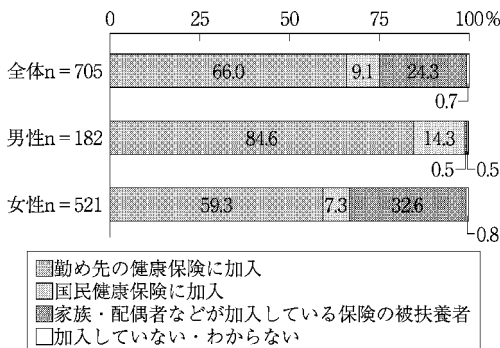
次に年金保険については、支給がすでに開始されているケースも含まれた「60歳以上」は除いて集計した。結果は（図Ⅲ 5-9）,6割超が「勤め先の厚生年金」である。

なお,「学期ごと」に雇用され、なおかつ「勤

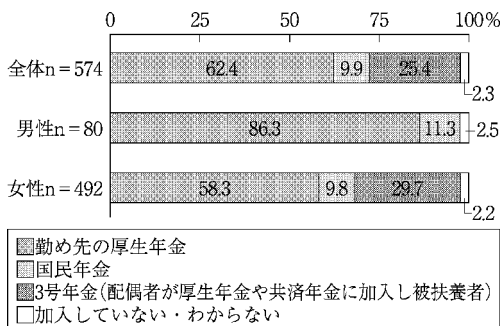
¹² 時間数での回答も一定程度みられたので（日数での記載を想定していた）、ここでは、付与日数・時間数と使用日数・時間数から算出した使用割合をみることにした。

¹³ 聞き取り結果をふまえ、雇用保険に関する設問は省略した。なお、社会保険に関する設問で、教員の退職者など、もと共済加入者を想定していなかったもので、「共済(年金)」を選択肢に設けなかった。

図表Ⅲ 5-8 全体及び男女別にみた、現在加入している医療保険の種類



図表Ⅲ 5-9 全体及び男女別にみた、現在加入している年金保険（但し 60 歳以上を除く）



め先の健康保険・厚生年金」に加入している場合は、その都度、保険の切り替え手続きが必要になる。自由記述にそのことへの不満がみられた。

- 施設管理の仕事をしていますが、土・日曜日は 8 時 45 分から 22 時までとなっています。休憩・休息の時間が理解出来ません。就業規則で定めたとしても労基法上おかしいと思う。30 分+30 分はありえない。仕事の関係上、決まった時間に取れないとしても、13 時間に対し 1 時間は少ないと思う。男性/50 歳代
- 常に 1 人で公民館の管理をしているため、一応休み時間（昼食、夕食時間）はあるが、ゆっくり食事をできる状況ではない。暇があっても館外に出ることができないため、拘束され

ている時間が長い。平日夜間は 17 時から 22 時まで。土日は午前 8 時 45 分から 22 時までと非常に長い。勤務のサイクルは、1 週間勤務の後、翌週は 7 日間休み。男性/60 歳以上

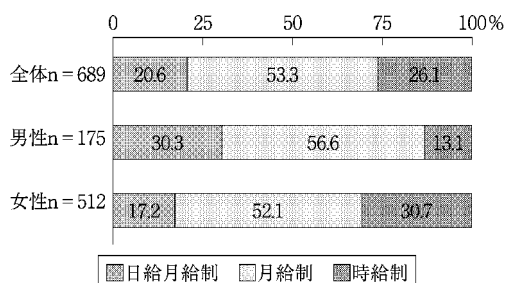
- 現在は、だいたい希望にそって有給休暇を取っていますが、休む日は代替指導員を自分で探さなければならず、決まらないときは何人もの代替さんに電話をかけます。相勤の指導員が休みの日は、自分は休みを入れられず、自由に取れるわけでは無い。よって有休の時間は消化できません。女性/50 歳代
- 雇われる際に勤続年数の上限を通告されている。生活をしていく上で働くことは必須だけに大変不安である。通年雇用でないため年に 2 度も健康保険を切り替えなければならない。手続き中は保険証が手元にないため何かあったときに通院できない。またその都度発令される辞令?にも、次の雇用に対する“予定なし”と記入されており、精神的にも大変不安であるし、また雇用を再開される通知も突然であるため身動きがとれない。賃金も生活保護以下の水準である。女性/50 歳代
- 夏と冬 2 回雇用が切れ、そのたび健康保険を返納し、市役所へ行き、国民健康保険に加入する。次に雇用されても保険証が届くのに 3, 4 週間かかり不便。保険証が届けば前の保険証を市役所に返納する。毎回これの繰り返し。また 6 年で雇用が切れるのでは、用務員さんの士気、能力の向上につながらない。男性/60 歳以上

6) 賃金、暮らしの状況など

賃金や暮らしに関する結果をみていく。

第一に賃金の支払い形態は（図表Ⅲ 6-1）、「月給制」は半数超で、「日給（日給月給）制」と「時給制」が残り 46.7%を占める。「嘱託職員」は多く（94.9%）が「月給制」であるのに対して、「臨時職員」のその値はわずか 3.2%である（資料 2 を参照）。祝日などで就労日数・時間が減れば、その分だけ収入は減

図表Ⅲ 6-1 全体及び男女別にみた、賃金の支払い形態



という点が不安定である。

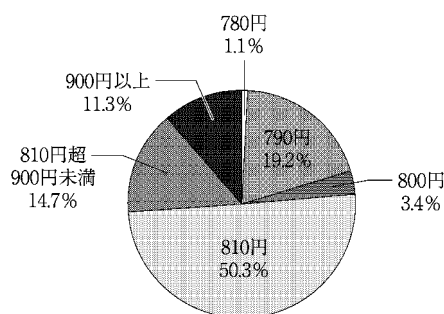
第二の特徴は、賃金水準の低さである。まず、「時給制」の回答者で最も多いのは「810円」という金額である（図表Ⅲ 6-2）。

次に、1ヶ月の平均的な賃金総収入（税込み、通勤手当は除く）をみると（図表Ⅲ 6-3），「12～14万円」と「10～12万円」で全体の6割を占めている（それぞれ39.2%，22.7%）。

最後に、年間賃金総収入はどうか（回答選択肢で設けた「2012年はいまの仕事はしていない」と回答した者や、勤続1年未満の者は除いた）。結果は（図表Ⅲ 6-4），「300万円以上」まで選択肢は設けたがわずか1人のみで、9割超が200万円未満に含まれた。先に職務内容などを2）で検討したが、正職員と「同様の職務」が最多であった「相談員」においても、多く（71.4%）は200万円未満であった（図表Ⅲ 6-5。詳細は資料2を参照）。

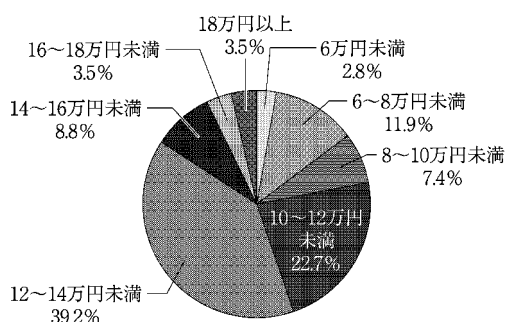
さて、こうした低水準にも関わらず、しかしながら第三に、主な収入源を一つ選択してもらったところ（図表Ⅲ 6-6。収入源が一つという意味ではないので注意），「あなた自身の収入（以下、本人収入）」が「配偶者の収入」45.8%と拮抗している。とくに「男性」では「本人収入」が多数であること、配偶者（夫）の収入がメインであることが想定される「女

図表Ⅲ 6-2 時給額



n = 177

図表Ⅲ 6-3 1ヶ月の平均的な賃金総収入（税込み、通勤手当は除く）

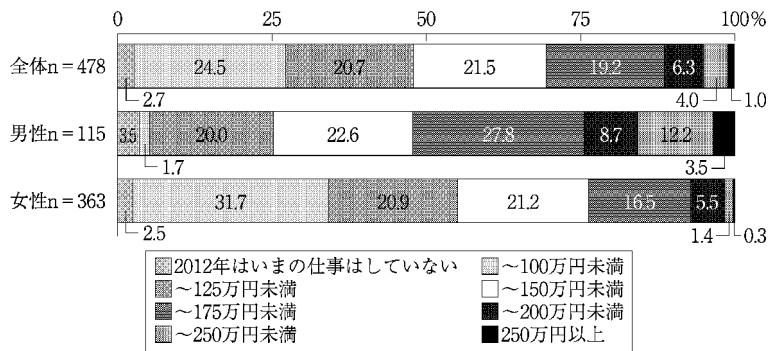


n = 678

性」でも、約3割は「本人収入」であることを強調しておく（年金支給が開始されていない60歳未満に限定しても同様である）。

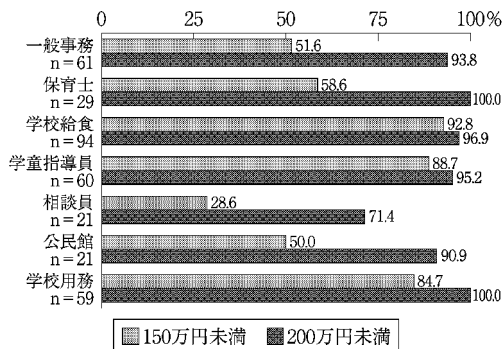
ところで、正職員との間の処遇面での差についてはどう評価されているのだろうか（図表Ⅲ 6-7）。明確に不満を訴えているのは（「不満がある」「非常に不満がある」の合計は）、全体の2割強にとどまった。ただ、「多少の不満」まで含めると半数を超える。正職員との差で不満を感じているのか、自らの職務などとの関連で不満を感じているのかを掘り下げる必要がある。なお、「男性・60歳未満」群では31.7%，職種別にみると「学校用務」では36.9%と不満群がやや多い（資料2を参照）。

図表Ⅲ 6-4 全体及び男女別にみた、2012年の年間賃金総収入

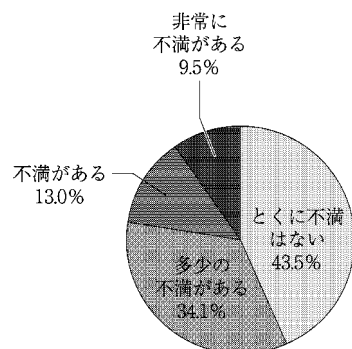


注：図表では「250万円以上」でまとめた。

図表Ⅲ 6-5 職種別にみた、年収150万円未満及び200万円未満割合

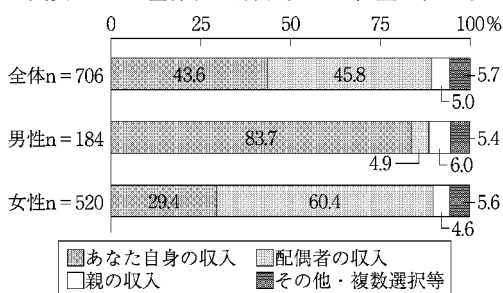


図表Ⅲ 6-7 正職員との間の処遇面での差に対する評価



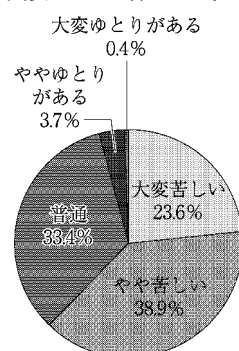
n = 687

図表Ⅲ 6-6 全体及び男女別にみた、主な収入源



注：ほかに「子どもの収入」を選択肢に設けたが、回答者は0人。

図表Ⅲ 6-8 暮らしの状況



n = 704

最後に、暮らしの状況に関しては（図表Ⅲ 6-8）、「大変苦しい」と「やや苦しい」をあわせると6割を超える（23.6%、38.9%）。言う

までもなく、世帯構造や本人以外の就労者の有無で結果は異なる。

賃金に関してはその水準の低さを中心に、経験や責任・役割が反映されず昇給もないこと、あるいは、兼業を希望しても公務員であることを理由に認められずにいることなどが訴えられていた。

- 何年勤務しても、正職員になれる訳でも、賃金が上がる訳でも、ボーナスが出る訳でも、退職金が出る訳でもありません。以前は交通費さえ出していない状態でした。仕事上の不安というより常にお金の心配（生活の不安）があります。女性／30 歳代
- 雇用書には、何も言われなければ雇い止めとされており、非常に不安。正職員は6ヶ月でボーナスがもらえるが、こちらは10ヶ月で一度雇い止めで、いったん強制で休まされる。有給休暇も、こちらは3ヶ月で2日間のみ。正職員の空気が無いので、なりたくても正職員になれない。苦しい。非常に苦しいです。資格を取るのに大学に行った分、奨学金も返さなければなりません、少ない賃金で副業は禁止。ボーナスの出る正職員と同じ仕事をしているのにおかしいです。女性／20 歳代
- 今の年齢では次の就職先があるかどうか。月額が決まっており、また残業も無く（指示がある場合のみ。ほとんどなし）、賃金に対して不満はあります。手取りを考えるとかなり生活は厳しいです。仕事としては正職員と変わりなく、またボーナス等も全くなく、処遇の差は大きいと感じます。男性／50 歳代
- ここの給料だけではやっていけません。でも兼業ができないので、大変生活が苦しいです。子どもを扱う仕事で大変なのに、ボーナスなども無い。以前は在籍年数に応じて少しのボーナスはありました。10万の給料で年金、健保も差し引い（加入させ）てもらえないで、自腹で全額払っています。働く母を助けるための施設なのに、そこで働いている私たちは苦しい状況下にあります。せめて保険をかけていただきたい。女性／30 歳代
- 最低賃金に近い時給計算なので非常に賃金が低く、生活の維持が大変。職員の中に明らか

に臨時職員を馬鹿にした対応をする人がいる。仕事のやり方や作業効率を改善しても給与にはねかえらないので仕事のモチベーションが上がらない。男性／40 歳代

- この仕事を始めて10年近くになるが、時給が新人とかわらない。ベテランが新人の仕事をフォローしているのに同じ賃金とはいかがなものか？ 新人を教えるのもパートで、職員は高給取り。年数によって賃金が上がっても良いと思う。女性／40 歳代
- 突然契約を切られたら路頭に迷う。人間関係がいつも大変でとても嫌。何年働いて仕事を覚えても、何も出来ない新人の仕事をカバーし職員のように仕事を教え仕事をかわってあげても、時給は新人と同じ。やってられない。女性／50 歳代

7) 仕事上の不安や不満

最後に、仕事上の不安や不満をみる（図表Ⅲ 7-1。複数回答可）。

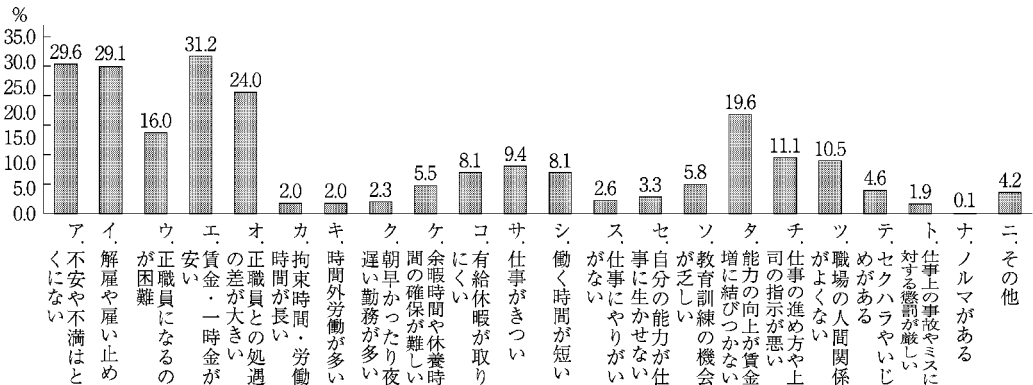
「ア．不安や不満はとくにない」というのが全体の3割である。残り7割が何らかの不安や不満を訴えている。

多いのは、賃金・処遇関連や雇用関連である。前者は、「エ．賃金・一時金が安い」31.2%、「オ．正職員との処遇の差が大きい」24.0%、「タ．能力の向上が賃金増に結びつかない」19.6%で、後者は、「イ．解雇や雇い止め」29.1%である。

「男性・60歳未満」群ではいずれの訴えも全体よりも高く、とりわけ「エ．賃金・一時金が安い」は48.1%にまで及んでいる（資料2を参照）。

ところで、「チ．仕事の進め方や上司の指示が悪い」「ツ．職場の人間関係がよくない」「テ．セクハラやいじめがある」など、職場の人間関係に関わるような訴えは、重複をのぞいても、17.0%が回答している。

図表Ⅲ 7-1 仕事内容の不安や不満（複数回答可）



あわせて、自由記述には正職員（公務員）を「攻撃」するような内容も散見される。

一見「人間関係」が原因とみえるような場合でも、その土壌には、広義の労働条件をめぐる問題が存在するケースが多いと思われる。とりわけこの非正規問題では、正職員との労働条件格差や、労働条件に対する「発言権」の格差（正職員にはそれが労働組合で保障され、非正規は労組加入が認められず、しかも雇用更新や再度の任用がかかっている）で沈黙せざるを得ないことなどが土壌にあるのではない¹⁴。あるいは、管理職としての教育機会が十分に保障されぬままに非正規を管理する役割が正職員に与えられていることや、正職員の業務負担¹⁵ などもあるように思

われる。今後さらに検討をふかめたい。

さて、回答者数に留意しながら、主な職種についてみる（図表Ⅲ 7-2。紙幅の都合で、訴えの多いものを中心に掲載）。

「学童指導員」や「公民館」では「ア. 不安や不満はとくにない」が相対的に高い（それぞれ 38.1%、56.3%）のが特徴であるのに対して、「一般事務」では、「イ. 解雇や雇い止め」34.3%、「エ. 賃金・一時金が安い」36.5% がそれぞれ全体の 3 分の 1 強を占める。「保育士」は（「臨時職員」が多いためか）「イ. 解雇や雇い止め」が 42.1% と高い。

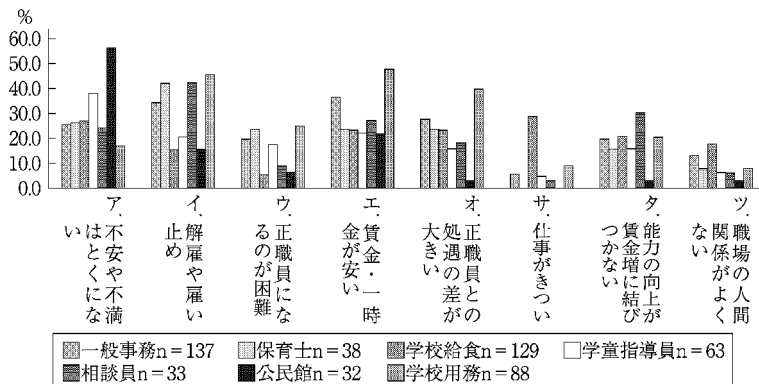
先に疲労蓄積割合の高かった「学校給食」では「サ. 仕事がきつい」が最多である（28.7%）のが特徴である（他に「ツ. 職場の人間関係がよいくない」も 17.8% とやや多い）。

「相談員」は「イ. 解雇や雇い止め」42.4% のほか、「タ. 能力の向上が賃金増に結びつかない」が 30.3% と他職種に比べても高い。「学校用務」では「イ. 解雇や雇い止め」に加えて、処遇関連、すなわち、「エ. 賃金・一時金が安い」47.7%、「オ. 正職員との処遇の差が大きい」39.8% が多い。

¹⁴ 藤田（2012）においても、正職員や公務労組に向けられる憎悪のまなざしや、その一方で、労働条件「格差」に対する労組の自覚の希薄さが指摘されている。

¹⁵ 旭川市提供資料によれば、2012 年度の時間外勤務総時間数（対象は一般会計の職員）は 218,012 時間で、08 年度の 171,027 時間から約 4 万 7 千時間も増加している。また、病気休職者数（各年 4 月 1 日時点。水道、病院を含む）は、2009 年は 6 人だったのが、13 年には 17 人まで増加している。

図表Ⅲ 7-2 職種別にみた仕事上の不安や不満（複数回答可／訴えの多いものを中心に図示）



- 非常に重たい書類の箱を運ぶ作業がある。正職員はやらない。多いときは3日にわたる。私の部署は女性ばかりだが、全員参加。手伝う正職員は決まってい、女性職員は可哀想だからやらなくていい、と私たちの横で言っている。この仕事があることは初めに言われなかった。女性／40 歳代
- 職員並の仕事をしていてもボーナスもなく、使うだけ使われて、任期が来たら終了するのはひどすぎます。常に忙しく、責任のある仕事まで臨職にさせ、かばってもくれないで、見て見ぬふりをしている職員が多い。職員に改善の話をしても改善される見込みはない。女性／30 歳代
- 年齢的に、体力的なことや能力にも衰えを感じています。10ヶ月ごとに新しい部署に配属となり、すぐには仕事が覚えられません。仕事に慣れた頃に雇い止めになります。少なからずハラスメントのようなことも無いとは言えません。今回の課では、仕事の内容が専門的でマニュアルもわかりにくく、大変困難でした。指導する側もよくわかっていない状態。女性／50 歳代
- 正職員とパートで仕事の内容はそれほど変わらないのに（職員の1人は全然働かない!!）、年収が10 倍も違う!! 給食調理員が何百万もの年収をもらえるのはおかしい。〔非正規は〕調理師の免許を取得しても1年目の新人

と時給は同じ。そのあたりを考慮して欲しい。嘱託職員の枠を増員して欲しい。女性／40 歳代

- 職員が1人しかおらずその他はパートのみ。職員が休んだらパートのみで色々対処しなければならず、すごく負担が大きい。職員が1人のためワンマンな仕事場の雰囲気、やり方がおかしい（納得がいかない）と罵倒され、いつもびくびくしながら勤務している。パートは正職員の使いばしりなのかいつも考えてしまう。その悩みさえも職場内に持ち込めず苦しい毎日。女性／40 歳代

まとめに代えて

聞き取りとアンケート調査の結果にもとづき、旭川市で雇われる非正規公務員の雇用・労働をみてきた。それぞれの職務・仕事の内容や、正職員との業務分担など掘り下げた調査が課題として残った。

繰り返しになるが、自治体で働く彼ら非正規公務員の雇用をめぐる問題とは、多くの仕事が恒常的に必要とされ、少なからぬ者が基幹労働力的な働きをしているにもかかわらず、そのことを前提としない法制度・労働条

件の下で雇われていることにあり、とまとめられるだろう。そのことへの不安や不満が多いことも、今回の調査で「発見」「可視化」された。多くの自治体でも同様の状況がみられるのではないかな。

労働条件の改善と、労働者の基本的な権利の保護、自治体側（任命権者）の過度な裁量の規制・適正化が必要である。むしろ、非正規公務員増の背景にあるこの間の「構造改革」や財源問題については国の責任が大きい。

問題の詳細な整理や裁判例の傾向などは、参考文献にゆだね、ここでは、雇用と賃金に関する基本的な方向性を述べるにとどめる。

まず雇用である。「偽装有期雇用」については、民間では、改正労働契約法（2013年4月施行）で、通算で5年を超えて有期雇用で働く労働者には、申し出れば、無期雇用への転換が認められることとなった（転換は早くて18年より）。不十分な内容であるとはいえ、この法改正の理念は公務部門においても尊重されるべきである。むしろ、公務部門は民間の手本となるべきではないかな。

なお、市民に対する雇用機会の公平な提供を理由とした勤続の上限設定は、雇用の質はむしろのこと、彼らによって提供される公共サービスの質も、低下させていることが示唆された。非正規職員だけになぜそうした擬似的なワークシェアの考えが適用されるのか。ワークシェアを掲げるなら、例えば、労働時間の一律な減少などに、職場全体で取り組むべきではないかな。

ちなみに、総務省（2013）の調べでは「再度任用」¹⁶はひろく認められている¹⁷し、自治労（2012）でも、（職種によってばらつきがみられるが）4、5割の自治体で勤続に上限は

設けられていないことが明らかになっている。さらに、学校給食調理員の夏期・冬期休業期間中の雇用でも、72.0%の自治体で雇用が継続されているという。

第二に賃金について。フルタイム労働者も、国家資格を有する専門職も、年間賃金収入は200万円未満がほとんどだった。諸手当や一時金の支給もなく、勤続や経験が反映されない（昇給がない）ことに不満が寄せられた。しかも、異動のある正職員との比較には留意が必要であるとはいえ、少なからぬ者は、自らの職務について、正職員と同じだと回答していた。

基本給の引き上げ、諸手当や一時金の支給など、どこから着手するかはともかく、生活保障給あるいは仕事給の観点からの賃金の検証、均等待遇に向けた取り組みが地道に積み重ねられるべきではないかな。自治労（2012）によれば、職種によって異なるが、一時金（期末手当等）の支給がある自治体は全体の3分の1から4割前後みられ、さらに、数は少ないとはいえ、昇給制度のある自治体は2割前後でみられるという。

労働組合の長きにわたる運動の成果もあって正職員の労働条件はそれなりに守られてい

¹⁶ ここでいう再度任用とは、「当初予定されていた任用期間を満了した後に、引き続いて同じ職種に任用すること。法22条2項及び5項に規定するような法定の更新は除く。なお、任期の満了した職員を、任期満了後1ヶ月以内の間隔を空けて再び任用する場合も再度任用に含む」とされている。

¹⁷ 再度任用状況は、職種及び任用根拠によってばらつきがあるが、計算したところ、再度任用が可能な団体は76.2%～99.5%、再度任用の回数上限に定めがない団体は65.1%～77.8%、通算任用期間の上限に定めがない団体は62.5%～73.0%だった。

る。そのこと自体は何ら問題ではない。ただ、同じ職場で同じような仕事に従事しながらも、顕著な労働条件「格差」の下で、そのことへの「発言権」も奪われた労働者が増え続けていることをどう考えるのか。立法政策上の措置はむろん必要だが、それを実現するためにも、非正規公務員がまずは労働組合に包摂される必要があるのではないか。

実際、自治労（2012）は、臨時・非常勤等職員の処遇改善と雇用継続にむけて、次の4つの運動課題を提起している。(1)臨時・非常勤等職員の組合加入を進める、(2)正規職員、臨時・非常勤等職員がともに要求、交渉を進める、(3)住民に、臨時・非常勤等職員の実態を訴えていく、(4)臨時・非常勤等職員制度の法改正に取り組む、である。いずれも、ここ旭川市においても直ちに取り組まれるべき課題であると思われるがどうか。

謝辞：データ提供や聞き取り、アンケートなど、旭川市及び旭川市職労には多くのご協力

をいただきました。ありがとうございます。

参考文献

- 川村雅則（2012）「北海道における非正規雇用問題の現状と課題——官製ワーキングプア問題を中心に」『北海道自治研究』520号
- 上林陽治（2012）『非正規公務員』日本評論社
- （2013）『非正規公務員という問題——問われる公共サービスのあり方』岩波書店
- 自治労（2012）『自治体とともに支える臨時・非常勤等職員（2012年度自治体臨時・非常勤等職員の賃金・労働条件制度調査結果報告・ダイジェスト版）』
- （2010）『自治体臨時・非常勤等職員の手引き（2010年改訂新版）』
- 自治労・自治研作業委員会（2009）『臨時・非常勤等職員の実態調査報告（完全版）』
- 総務省（2009）『地方公務員の短時間勤務の在り方に関する研究会報告書』
- 濱口桂一郎（2009）『新しい労働社会——雇用システムの再構築へ』岩波書店
- 早川征一郎・松尾孝一（2012）『国・地方自治体の非正規職員』旬報社
- 藤田和恵（2012）『ルポ 労働格差とポピュリズム——大阪で起きていること』岩波書店

資料1 自由記述一覧

①には雇用に関する不安などが、②には仕事上の不安や不満が、それぞれまとめられている。紙幅の都合で全ては掲載できなかった。

【003】①また採用されるかわからないので。②同じ臨時職員なのに、新しく入った臨時職員をいじめたりする人がどこにでも必ず1人はいるのがすごく嫌です。女性/30歳代

【013】①「市」に対して期待していない。②何をやるのか簡単に内容は知られるが、詳しく知られることはない。土曜日の勤務の予定が勤務表にも載っていなかったのに、前日に、仕事が入っていることを知らされる、ということがあった。女性/30歳代

【014】①年齢的に民間での就職が難しかったので非正規公務員になった。その間、民間で面接等受けても、就職はやはりできず、このまま市役所で低所得でズルズル働き続けるかもしれないという不安。女性/40歳代

【021】①現在の収入を維持したまま期間を空けずに次の就職先が見つかるのか。年齢的なことも含めて不安。女性/30歳代

【022】②今と同じ場所で正職員になりたくても、高卒では採用枠が狭すぎてなかなか入れない。仕事は、実際には雑用係みたいなもので、なにも仕事がない時間も多し。働く意欲も学ぶ意欲もあるのにこれでは何も経験にならない。女性/20歳代

【026】②民間での過去のスキルをいかしても、社会人経験枠での受験すらできない。男性/40歳代

【028】①夫の給料だけでは生活が出来ない。夫婦ともに昇給もボーナスもなく退職金もないので、将来的に不安でさらに年を重ねると就職先もなく、不安でしょうがないので、土日に働ける先を探したり、常に求人情報をチェックしている。女性/40歳代

【029】①年も年なので、他で採用してくれるのか不安。②期限付きなのが不満。有休が少ない。女性/30歳代

【030】①窓口業務なので社会保障、税について幅広く知識を得られ、国家資格も取得出来たので、今後も関連職種に就きたいと思っています。女性/30歳代

【031】①以前、勤続年数が上限に達したとき、職業訓練へ行っても、正職員の仕事を探しましたが見つからず、結局また非正規で働いている状態です。今よりも若いときでさえそうだったのに、次に仕事が無くなったときはどうなるのか、とても不安を感じています。女性/30歳代

【034】①40歳を過ぎると特に女性は働けるところが少ない。パートはいろいろありますが正社員として働きたい(手当、厚生年金、ボーナスなどあるので)。女性/40歳代

【037】②休日出勤しても職員は休休があるが、臨職はない。同じ臨職でも仕事をする人とならない人にわかれて、仕事を選んでいる人が多い。臨職をバカにしている職場が多いです。現状はとてもひどいものです。女性/30歳代

【045】①子どもがいるので、働かないと保育園や小学校の児童会を退所させられてしまうから。②仕事の進め方が悪かったりすると陰口をたたいたり

している。女性/20歳代

【046】②月によって収入が違うので、できれば月給制にして欲しい。ボーナスもないので、気持ちの面でも、少しあれば余裕が出来ると思う。女性/50歳代

【047】①年齢的に新しい就職先がすぐ見つけれられるかが不安です。②正職員と違って時間的に余裕があり、自分の余暇などを充実できるのは大変良いのですが、その分賃金は少なく、一時金が全く無いのはちょっと辛いです。また勤続年数の上限が3年と少なく、今後の不安です。女性/40歳代

【049】②正職員との賃金の差が大きい。特に、正職員の中で仕事の能力の低い人がいるが(臨時・嘱託職員よりかなり低い)、賃金は高い。能力のある臨時・嘱託職員で特に若い人は正職員になれる道があるべきだと思う。女性/50歳代

【051】①それが市の保育所だとあきらめている。女性/30歳代

【055】①65歳年金受給までの数年間の生活に不安はある。基礎年金は受給中である。男性/60歳以上

【062】①1年間働けないので失業保険がもらえない。②お昼休みがちゃんとない。お客さんが来るとご飯を食いつながら受付をしないといけなくて不満。用事があっても外に出られない。女性/40歳代

【063】①10ヶ月更新でなくて年更新にして欲しい。男性/30歳代

【064】①母子家庭で子ども2人を育てながら働かなくてはならない。今の職場でできたら当然また就職活動をしていなくてはいけないが、そのたびに自身の年齢が進んでしまうので再雇用できるのかと不安。女性/30歳代

【065】②できればわずかでも一時金を支給してもらえるとありがたいと思っています。女性/40歳代

【067】①年がいろいろいって何となく仕事が無くなる。正規どころかパートすら見つけるのが大変。②雑用(職員の昼食用の弁当まで手配)は、全部非正規職員。こちらの手が回っているときは職員の手伝いをさせられるが、こちらがどんなに忙しくても職員は知らん顔。同じ市の職場でも、場所によって待遇が違う。女性/50歳代

【069】②バワハラが多い。臨職は常に見下されている感じ。多くの職員は優しいが、職場に1人は必ずそういう職員がいる。男性/30歳代

【077】①専門職としての知識はあっても、現在の仕事を辞めようと全く役に立たないし、年齢的に新たなことを身につける気力も余裕もないこと。②今の仕事はやりがいもあり、自分自身つくった職業。最初から雇い止めがあることがわかっていてついた仕事なので仕方がないとあきらめている。ただ正直、スキルの低い正職員がいたりすると、残念な気持ちになる。専門職こそ長く勤められる職場をつくって欲しいと思う。女性/40歳代

【079】①40代後半なので新しく職を探すことが難しい。親が介護介助状態で私の収入だけが頼りである。女性/40歳代

【084】①年齢や福利厚生がしっかりしているところに就職できるかなど不安がある。女性/20歳代

【088】①再就職は厳しいので、定年まで勤めたい。あと数年です。毎年の更新時はつらいです。男性/50歳代

【089】①面接に行っても年齢のことで断られたりします。女性/50歳代

【095】①人材として必要とされるなら、更新回数等の上限は希望で延長して欲しいです。女性／50 歳代

【096】①生活が出来るだけの収入を得ることが出来る職が見つかるか非常に不安である。男性／20 歳代

【098】①旭川市は元々公務員以外の正規職員としての職は少なく、アルバイトなどの収入では家庭を持つなどのプランを考えるのは大変に厳しいです。男性／30 歳代

【100】①求職が少ない。または生活に足る条件が少ない。②各種手当てが少ない。女性／30 歳代

【101】①1 年契約で更新はありと聞いているが、専門職なので雇用契約をもっと確実なものにして欲しい。女性／30 歳代

【105】①再就職できるかという不安があります。仕事を探すしかない。②不満はありますが職員ではないのであきらめています。今は我慢して勤務していますが、早く民間企業で正社員として働けるように仕事を探しております。男性／40 歳代

【106】①年齢的に雇ってもらえるか不安。長く働きたいが 1 年ごとの契約が多いため難しい。女性／40 歳代

【108】①現在の雇用情勢が分からないので、就職先があるか不安です。人間関係なども不安です。女性／30 歳代

【109】①再度臨時職員としての勤務は可能だそうだが、嘱託職員の現在よりも給料も下がり、勤務時間も長くなるので、あまりやる気になれない。②いくら頑張っても給料は上がりず頑張り甲斐がない。女性／20 歳代

【111】②ストレスがものすごくかかり苦痛です。女性／50 歳代

【115】①年齢が上になっていくため正職員の就労の可能性が低くなる。②責任ある仕事を任されている割に賃金がとても安い。資格取得など努力しても賃金増になるわけでもなくこの給料のみで子ども 2 人を育てていくのはムリ。女性／40 歳代

【118】①保障がない。②なぜ期限があるのでしょうか。ボーナスはなく休日も少ない。夏期休暇が無い。正職員は事務仕事優先、責任感を感じない。正職員になる道、試験等の入り口が欲しい。正職員の福利厚生を同じように利用したい。11 ヶ月雇用の意味がわからない。女性／40 歳代

【122】①雇用上限が 5 年だが、5 年を経た年齢で再就職が見つかるか不安。

②任用期間を今の 5 年以上もしくは期限を無くして欲しい。女性／20 歳代

【125】①5 年満期とのことだったので、5 年後の年齢的に新しい就職先があるか不安。女性／20 歳代

【131】①専門職として採用された場合には雇用期間をもう少し考慮して長期で働けるようになれば大変ありがたいと思います。50 歳代で退職となった場合、次の就職先を見つけるのが大変厳しいため。男性／50 歳代

【132】①旭川の雇用状況は大変厳しく、求人数もさほど増えているとは思えない。一番求人数が多い介護業務（ヘルパーなど）は就職しても定着せず、厳しい状況のよう。事務職も求人数が少ない。ダブルワークをしないと生活が苦しいのでは。②正職員で仕事をこなすことができず、非正規公務員が補助するのは当然のことである。しかし正職員が一定のレベルを満たしていない、業務に支障をきたすのは根本的におかしい。女性／40 歳代

【135】②雇用期間の延長を希望したい。せっかく取得した仕事内容を今後ともその職場に活かしたい。女性／40 歳代

【136】①収入が無くなるので契約更新されなくなったときのことを考えると不安である。女性／30 歳代

【137】②仕事内容はほぼ同じなので、ボーナスを少し出して欲しい。自分よりかなり仕事の出来ない人が高い賃金をもらっていてやる気が薄れる。1 回 1 回電話を回そうとすると、囁託だと思って、必ず文句を言ったり嫌な顔をする人がいる。嫌な気持ちになることがある。女性／30 歳代

【150】①昇給制度がないので続けにくい。女性／30 歳代

【151】①3 年間限度となると、年齢的に再就職が困難であり、年金問題もあり、今後の生活に不安がある。男性／50 歳代

【152】①年齢を考えると再就職するには厳しいため。②勤務中の私話が異常に多い（偏りがあり違和感がある）。ほぼ正職員と同じ業務内容だが、月給の差が大きく、ボーナスもゼロであることに非常に不満。女性／40 歳代

【160】①再就職が出来るかどうか。不安定な収入。辞めた後の諸手続（雇用保険、年金など）及びその支払い。②職場の皆様に温かく迎えて頂き働きやすいのですが、やはり業務内容のギャップにことまどうことがあります。また 10 ヶ月で打ち切られるので業務へのモチベーションが維持できるのか、とちょっと弱気になってしまいます。臨職は短期間で担当が入れ替わるため業務改善、効率向上を目指すのは難しいのではないのでしょうか。実情がよくわかっていない状況ですが感じたことを書かせて頂きました。女性／50 歳代

【162】①基礎年金の支給開始年齢が 65 歳に延長のため、厚生年金のみでは生活が成り立たない。組織の改変によっては短期で切られてしまう。②民間企業のように成果を賃金に結びつけるようにすべきである。成果を上げなくても同賃金では能力の発揮が出来ないと思う。税金の回収で大切な財源であるということを考えるなら、成果主義を導入すべきである。男性／60 歳以上

【165】①住宅借金の支払いや生活費が少なくなり少し苦しい。②同じ職種の人が少なく交替者が足りないので休みが取りづらい。指示の仕方が要領よく言っていない。人の使い方を勉強しておいてもらいたい。男性／60 歳以上

【168】①年齢による選択肢の少なさ。フルで働ける環境の少なさ。②ボーナスがないのが厳しい。女性／40 歳代

【172】②正職員内でのパワーバランスが悪く、一人の職員の力が大きすぎ、その職員の意に反すると攻撃を受ける。3 年連続で、体調不良を訴えて辞めている人がいる。女性／30 歳代

【176】②今の職場に限らず保育士の賃金は安いと思う。女性／30 歳代

【179】①住宅ローンの返済。②仕事の内容は第二の人生としては理想的なものです。住宅ローンの返済があるので可能な限り今の勤務を続けたい。男性／60 歳以上

【181】①正規の就職に就けていないため生活に不安がある。期間が決まっているので仕事を覚えても退職になってしまう。雇用者もまた 1 から仕事を教えてないといけないのでデメリットと感じる。女性／40 歳代

【182】①希望する職種への民間の就職は絶望的だと予想できます。現在の臨時職員を辞めた後のことはネガティブ思考にしかならず、正直考えたくないです。もちろん考えたくないことは別に就職活動はすぐ開始するつもりでいます。②自身が周囲に迷惑をかけたり雰囲気悪くしたり役に立っていない

ないのでは常に不安。職場に不安はなく自身の中に不安があります。男性／40 歳代

【184】①年齢的に就業できるかどうか。子どもを1人で養っているため職に就けないと困る。母子家庭でも援助がなく、今後を考えると不安です。女性／30 歳代

【187】①産休代替のため産休明けに雇用を続けてもらえるのかという不安がある。②年齢制限があつてすでに正職員になるのは困難です。技能職なので新卒だけでなく経験者も採用して欲しいと思っています。女性／20 歳代

【195】①一日6時間で土日は休み。生活に困難が生じています。せめて8時間雇用して欲しい。年間を通して働くことが理想ですが、何とかならないものか？②8時間勤務と時給を上げていただけるなら何とかなりそうですが。前任者が正規社員で、長年のやり残しが後始末的に私の所に来ている。6時間勤務中ほとんど休憩無しで立ちっぱなしで重労働。男性／60 歳以上

【202】①40代では働く場がない。また、あったとしても賃金が安い。②労働時間を長くし賃金増とする。契約更新は2回までとせず、長く働きたい。男性／40 歳代

【209】①年齢も高くなり、新しいところに就職するのは難しい。子どもの学費のために働いているので、卒業するまではなんとか働きたいと思う。②有休は、雇用されて2ヶ月まで0〜2日、4ヶ月経ったら…というふうについていくので、ちょっと体調を崩して続けて休むと欠勤になってしまう。なのでつい無理をしてしまう。休みの日まで通院を待ってしまうことも。ほぼ正職員と同じ仕事をしており、一部、臨時職に任せっきりの仕事もある割には、ちゃんと引き継ぎの時間がとれていなかったり仕事内容の説明が不十分と感じる。女性／50 歳代

【218】①一般企業での高卒採用で、30代の需要があるのかがまず第一に不安です。女性／30 歳代

【222】①資格が必要な職種だが、いつも求人があるというわけではないため。女性／30 歳代

【223】②一日も早く公務員改革を進めて欲しい。はっきり言って要らない人間が多過ぎ！！私たち臨時職員は全く明日が見えない状態が続いている。正職になれるわけでもなく、契約延長という保障もない。身分が不安定、給料が安い。でもすぐに辞められない。無能な公務員を追い出し、市民から「よくやった」と言われる行政を実現するべきである。男性／50 歳代

【230】①旭川市は、若い人から私より年齢の上の人まで仕事を探している人が多くて、年齢的に、圧倒的に不利。今後の就活に不安はあります。②仕事の内容が向上すると賃金上がる方が、やりがいがある。もちろん能力が上がらなければそのままでも構わない。40歳過ぎなので、正職や正社員になるのが難しいです。女性／40 歳代

【231】①次の就職先が見つかるか不安。働かなければ生活できない。女性／50 歳代

【234】②補助指導員として勤務。昼の給食指導や朝の指導など、通常の休憩時間をとることは不可能なため、週29時間のはずが、週35時間を超える場合がよくあります。女性／60 歳以上

【236】②バワハルと思われる言葉を耳にすることがある。新婚の女性に対し「子どもをつくるなら先に辞めて…」のような。実際にはもっときつい言い方です。女性／30 歳代

【237】①子どもがまだ大学在学中なので、雇止めや非正規公務員を辞めた場合、1ヶ月でも収入がなくなると、非常に不安。できれば常勤が希望だが、せめて1年の雇用契約期間にして欲しい。②休日出勤しても、その分の賃金は出ず、振替休となること。女性／50 歳代

【239】①療育という特別な職種で、指導力や子どもへの対応の経験をせっかく積んだ頃に、勤続年数に上限があるからと解雇されるのであれば、指導員が育っていない。療育にとってはよくないと思う。女性／40 歳代

【244】②定年後の再任用の職員がまったく仕事が出来ず、こっちに負担がくる。男性／60 歳以上

【245】①年齢が年齢なので次の仕事があるか不安。②嘱託の仕事としては内容が大変難しいことがある。女性／40 歳代

【249】②ほぼ正職と同じ仕事をしていますが、福利厚生やボーナスの部分がまったく無いという点で少しだけ損をしているような感じがしています。女性／40 歳代

【250】②学歴ではなく仕事に対する能力で人事考課することが平等である。男性／60 歳以上

【252】①職場の上司が難しくいつまでいられるか。女性／40 歳代

【255】①子どもが大学を卒業し就職するまでは働きたい(雇用して欲しい)。②時間と能力からこの程度の賃金と思っています。男性／60 歳以上

【258】②ロッカーが無い。机や椅子、PC が古い。上部の連携機関との打ち合わせがきつい。ノルマがありきつい。男性／60 歳以上

【261】①年齢的に働ける場所が少ない。職種も限定される。②1ヶ月の半分しか勤務日がなく、1日おきの勤務です。失業保険もなく、有給休暇が時間単位でとれない。男性／50 歳代

【262】①4月1日付けで採用を希望しているが、そうならないこともあるという不安。また採用されないこともあるかもしれないという不安。女性／50 歳代

【264】①年齢制限で民間では事務職での再就職が難しいこと。②職場の人間関係も良く、正職員の方々も心遣いが行き届き満足である。しかし、やる気と能力のある非正規の継続雇用や昇給を希望する。また正職員の長期病休者や能力不足の者が多く、我々非正規者や仕事の出来る正規者への負担が多い。民間ならとくにクビだと思われる。給料に見合った仕事ができる非正規者や就職できない新卒などの若者の就業を支援すべきで、不満に思う。女性／50 歳代

【266】①保育士の求人あまり多くない。満足のいく給料がない。②以前の施設では園長の意見が絶対的などところがあり、もう少しその他の職員の意見も取り入れて欲しかった。また、自分の好きな職員ばかりを自分のまわりにおいている印象を受けた。女性／20 歳代

【268】①長く臨時職員をしている人には仕事が出来なくなると言われているので、とても不安です。②年齢が高くなると働く場所がなくなってくるのがすごく不安です。女性／40 歳代

【273】②賃金の安い点が特に不満です。男性／20 歳代

【281】②嘱託に仕事を全て任せているため、休めば他に迷惑がかかる。上司も現場の仕事はわからず、休暇を取ることは難しい。正職員は夏休みなど何だと取得している。男性／60 歳以上

【285】②今年度から一緒に働く事になった人(元管理職)が偉そう。やっ

てもらって当たり前でこちらから声かけや教えてあげないと態度が急に変わる。女性／30 歳代

【287】②正職員の方たちが忙しそうで、仕事をなかなか教えてもらえない。女性／40 歳代

【289】①年齢的にも更新は望んでいないが、この先就職先があるわけでもなく、収入面で不安がある。女性／60 歳以上

【295】①家族に障害者がいるので、仕事は続けたいけれども、年齢的に新しい雇用先はあるのか不安。女性／50 歳代

【296】①年金が満額支給されないので 65 歳まで働かざるを得ない。男性／60 歳以上

【299】①年齢が高いので仕事があるかどうかわからない。女性／50 歳代

【300】①年齢を考えると非常に不安です。②こちらの意見が反映されにくい。全体が保守的なのでどうしても民間にいて働いていた頃と比べてしまい、チャレンジ精神に欠けている部分にイライラさせられる。あの程度の仕事で正職員なのかと思うとやる気が萎える。男性／40 歳代

【301】①失業保険もあたらず生活が大変！！②臨職で働いているが、働く時間は嘱託職員より少なく、仕事は多く、賃金が安い。職員は自由に休みすぎるほど休み、夏期休暇もあり、不公平過ぎる。女性／50 歳代

【303】①年齢的にも再就職が出来るか心配。女性／30 歳代

【306】①約束がないですから（次があるかどうかかわからないです）。②正職員になれなくても次があることの安心感が欲しいです。もう少し長く働けたらいいのと思います。女性／40 歳代

【310】②病欠職員の代替なのでいつ復職してくるかわからず不安。女性／50 歳代

【312】①他で雇用してもらえるかどうかわからない。②正職がないので仕事を安易に考える人達が多い。特に長期間仕事をしてこなかった人など。考えが甘い！！自分の都合のよいように行動、判断するので、そのしわ寄せが仕事をキチンとやっている人達に偏る。その結果、サービス残業、有休が取れないなどの問題が出ている。女性／50 歳代

【321】①年金支給まで年数があるため生活が苦しい。男性／60 歳以上

【323】②11 ヶ月雇用で 1 ヶ月間収入がなくなる。失業手当ももらえず、年金、健康保険料を払うのは大変だ。女性／50 歳代

【325】②手当など年収に数倍の差。仕事を見て「もらい」正職員になれたりすれば良いが、一般からテストを受けるのでは、今の立場的に応募資格に当てはまらない。男性／30 歳代

【329】①（更新されても）10 ヶ月間までなので慣れたところに辞めなければならぬのが残念です。他の部署も経験できる意味では良いかもしれませんが、正直言って嘱託との違いがわかりません。女性／30 歳代

【336】①65 歳から国民年金が支払われるまで、60 歳で雇い止めの後の収入が心配。女性／50 歳代

【337】①職員の機嫌を損なわないように気をつける毎日ですが、お客様からの苦情を一手に引き受け、これ以上の場合には決まった職員に助けを求めなくてはならないことが多々あります。でもその後、「なんでこちらに回してくるんだ！」との態度で、面倒なことを回してくるものと見られます。②職員に気に入られた人が任期満了（3 回更新）後、あらゆる手段を使って継続される職場です。何のための雇用形態なのか。不平等な雇用に不信を抱きなが

らも就職先がなかなか無いためどんなにきつい仕事で低賃金であっても、黙って従事するしか方法がない。また、臨職が忙しくしていても無視して、寝ている正職員もいます。非常に納得がいきません。女性／50 歳代

【338】①ある程度の生活を維持できるか不安である。②嘱託職員なので月額 10 万ちょつとの給与をもらっても、そこから国保などを支払うので、年金暮らしの親と同居していますが、子どもにもお金がなくなり生活が苦しいです。社会保険をつけてくれると助かります。代替さん不足のため希望通りの休みが取りづらい。女性／40 歳代

【340】①年齢的なもの。社会保険が加入できる会社に勤務できるかなど。②冬期間の夜の訪問（相手に不快感を与える場合あり）。6 年間の雇い止めでその後の就労の不安。女性／50 歳代

【341】②嘱託職員しかできない仕事があるので、その期間は有休が取れない（正職員のわからない仕事があること自体おかしい）。女性／20 歳代

【344】①年金支給年齢が上がっていることや、夫や子どもの雇用不安があるため。②何年動いても賃金は上がらない。ボーナスや手当もなく生活はギリギリ。一年更新で身分の保障がない。仕事の内容は軽減されているが、頑張っても評価されない。専門職としてもう少し賃金のアップをして欲しい。女性／50 歳代

【354】②忙しい期間の仕事は臨職で行うことが多い。一日中立ちながらの作業。その後は、重たい箱を上げたり下げたり。大変な作業で手も足も腰もボロボロでした。今はデスクワークが多いが、仕事の量が多い。女性／50 歳代

【356】①履歴書を提出してもいつ仕事があるかわからない不安。②処遇の差。組合では賃金の差を埋めようという動きはあるが、10 年位前に期末手当のようなものが全く支給されなくなった。本気で話をしているとは思えない。女性／40 歳代

【357】①非正規公務員を辞めた後、正規雇用の仕事を探したことは何度もあるが、非正規公務員＝簡単な業務というイメージが企業側にあるようで、採用にまで至らない。今後もそうなのでは？と思っています。②有給休暇は正職員が率先して取得するが、私に対していつ取得してもよいなどは全く言ってくれないので、健康診断なども受けづらい。女性／30 歳代

【359】②現在は上司の理解があり働きやすい。拘束時間に対して賃金が安価であると思う。女性／60 歳以上

【366】①雇用契約について直接の上司から一言もない。同じ職場で急に雇い止めにあい、そのときの上司の対応があまりにもひどく、心を病み精神科を受診した同僚もいる。②仕事を与えないで放っておいたり、1 日中単純業務という日を上司が作ったりする。正職員にとって都合の悪いことは、上司は見ても見ぬふりをする。女性／50 歳代

【370】②好きで臨職をしているので特に不満はないが、任意用期間が短い、賃金が安いことが気にはなります。女性／30 歳代

【371】①なかなか希望にあった就職先（正職員・正社員）がないことに不安を感じます。女性／20 歳代

【374】②賃金が何年勤務しても同一であることに不満がある。経験を積むと個々にあった支援ができるようになり、真剣に取り組んでいることを評価してもらえると嬉しい。女性／60 歳以上

【378】①雇用期間、年数をなくして、常に収入が安定していることが望ま

しい。65歳定年をお願いしたいと思います。指導員が1年契約では仕事の内容に安定がなくなり、経験・技能が生かせないと思います。年数を重ねてこそ良い指導ができると思われます。②雇用期間、年数を決めず、定年まで雇用して頂きたいと思います。年金支給も延びていますので、雇用の幅を広げていただけたらと思います。女性／50歳代

【386】①高齢なため就職先があるかどうかとても不安。生活ができなくなる。社会保障をきちんとして欲しい。就職先を出来れば専任して欲しい。②希望しても正職になれなかった。社会保障のある人（正職）、ない人（嘱託）の差がありすぎ、生活にも影響が出る。能力は関係なくみんな同じ。女性／50歳代

【391】①年齢等の問題もあり、契約更新は本人希望も考慮していただきたい。②最低「でも」、一般人並に生活できる賃金を確保したい。多少労働時間が多くなっても構わない。男性／40歳代

【392】①次の仕事が見つからない(年齢的に)。②窓口にての相談、電話対応、その他業務が年々増えてきているが、賃金は変わらない。業務上での改善を担当管理職に訴えても聞く耳もたず。職員と自分の身のみ守る。女性／40歳代

【404】②市役所職員は現場についてあまり知らなくても指示をしてくれるので困ることが多い。女性／50歳代

【405】①年齢的なこともあり再就職が難しい。せっかく慣れたところで期間満了となる。女性／50歳代

【410】①年齢的にも再就職が難しく、現在は市直営により、直接雇用されていますが業務そのものが急きょ民間委託（指定管理者）となり、雇い止めになることも今後考えられます。男性／50歳代

【417】①年齢的にもハローワーク等での就職活動が厳しくなっている。この先、3、4回更新したとして、さらに高齢になると、就職がなかなかみつからない。生活もあるので切れ目なく働きたい。②この調査結果がこの先の労働条件改善へつながることを期待しています。女性／40歳代

【419】①次の働き口があるか不安である。②旭川市の正規職員の接遇が必要でないでしょうか。非常に対応が悪かったり、人を見下した態度がみられる。電話を一方的に切る職員、年休・病休を多くとって仕事をしているのかわからない職員がいる。旭川市はこれでやっていけるのか。一市民として心配である。男性／60歳以上

【420】①年齢的なことと、社会的に雇用状況が良くないので。②現場に正職員が不在なので、意思疎通があまりできていない。指示も抽象的でわかりづらい。同じ嘱託間でも意識の違いがあり、その部分での最低限の指示もなく、やりづらい。女性／40歳代

【421】②資格を取得しても実際の賃金には変化がない。経験が大切な分野だが賃金の評価には反映されず、雇用されてから退職するまでほぼ同一賃金（今年度少し上がったが、新任者も経験者も同一）。女性／50歳代

【425】②職員と同じ仕事をしているが、自分たちの仕事で嫌なところを押しつけてくる、または、利用しようとする意図が感じられることが多々ある。しっかりした上下差があり疎外感を抱くことがある。せめて時給が同じならと思う。女性／60歳以上

【427】①次年度の契約の更新がはっきりするのは3月の末ギリギリです。もし更新されない場合は次の就職を探す時間が全くありません。いつも不安

です。女性／40歳代

【428】①次の仕事が見つかるかわからない。仕事の条件の悪化の心配があります。男性／40歳代

【430】①担当課では予算がないと何かにつけて言う。末端の私どもに言われてもどうにもならない。市の財政がないのだから市の職員等の給与を減らすのではなく、十数年も変動の無い負担金（市へ支払うお金）などの増を考えるなど市民に押し過ぎです。働く私たちが市民です。女性／50歳代

【431】①年齢も高くなり新しい職が見つかるか心配。今の賃金と同じ程度の働きをするには（賃金を得るには）かなり長時間が掛け持ちをしなくてはならないのでは、体力的に不安。②期限が来たときにすぐに新しい仕事をしなければ生活を維持するのが難しい。出来れば年金が出るまで、またはその後も働きたい。女性／40歳代

【434】②職員によって対処が違うのでやりにくい。女性／40歳代

【435】②健康保険に加入できないこと。女性／50歳代

【436】①与えられた仕事をしているだけなので、次の就活の際、実績としてアピールする部分がありません。女性／30歳代

【439】①次回の雇用機会があるかどうかわからないので不安。②現在の仕事は、夫の扶養内の賃金で、仕事も楽なので、仕事に見合った賃金と思っています。ただ、雇用期間が10ヶ月と短いので、今後について不安があります。女性／40歳代

【443】②有給休暇があっても、代替の人を探したり連絡するのに時間がかかったり、代替を頼める（信頼できる）人が少ない。また、各々の児童会によって仕事内容が統一されていない面もある。女性／50歳代

【445】②このアンケートで何が変わるのですか？何も変わらないアンケートですよ！男性／50歳代

【448】①60歳以上は仕事がなく生活費の面で大変。②国民健康保険や国民年金の金額の負担が大変です。男性／60歳以上

【460】①仕事が無くなれば生活費が稼げなくなる。年齢的に次の仕事が見つかるか不安。今のような近距離での職場はないと思う。②僻地校のため教諭の数が少なく、一人一人にかかると負担も大きい。用務員も、事務員や養護教諭がいらないため、その部分も担っている。教諭は僻地校手当（？）があるはずだが、用務員は一律に諸条件を考えずに賃金が支払われている。アットホームでいい面もあるが一長一短！！女性／60歳以上

【462】①1人体制になり、賃金が変わらないのに2人分働かされています。クタクタの毎日です。②職場での雰囲気も悪く、仕事にしても「あたりまえ」的な態度の正職も多いです。こまづかい、、、かな？とみじめな思いをしていますが、生活のため仕事を変える勇気もなくしんぼうの毎日です。女性／40歳代

【463】②同じ職場でも働いている勤務場所によって待遇が違うこと。女性／40歳代

【465】①上司が替われば職場の環境も良くなると思います。女性／40歳代

【470】②上司の異動を希望します。女性／40歳代

【473】①職につけなかったらどうしよう、、、と考えます。一口に嘱託職員と言っても、職場によって全然ハードさが違います。学校現場はハードな面が多いです。女性／30歳代

【475】①賃金又は有休を増やして欲しいです。女性／40歳代

【476】②男子用務員と女子用務員の仕事内容が違いすぎる。男性／50 歳代

【477】②非正規職員（臨職、嘱託）にも多少のボーナス（3～5 万円程度）で生活を補填する思いやりが欲しい。年間所得の差がありすぎる。男性／50 歳代

【478】①独身の頃に色々な仕事をしてきましたが、どの職場も小さい子どもがいると休みがちになるので、不採用になるのを聞いていたり、採用されてもいつらなくなってすぐに辞める人がいた。その点では、市の臨職は働きやすいけど、履歴書を出しても声が伝わらないという話も聞くのでとても不安です。②病休で休んでいる職員さんでもある程度給料が出て、最長でも 5 年位病休で休めるとか聞きました。民間では考えにくい。上司も、臨職さんを職員にしたいところと言っていました。休んでいる職員さんの考えが甘いのは処遇がよいからではないですか。臨職以下の仕事しかない職員さんもあるそうです。職員にしてくれとは言いません。能力のない職員は給与カットすべきです。ただ座っているだけなら誰でもできます。女性／30 歳代

【484】①臨時という学校用務員の雇用形態は非常におかしい。せめて嘱託職員の制度にならうべきと考える。どこをさがしてもこんな形態はない！！②学校用務員は雑用係か、何でもこんなことまで用務員がやらなきゃならないのか、、、というような、おかしい仕事が多くありすぎる。また学校間において用務員のなすべき仕事に格差がありすぎる。一度各校の用務員の仕事の検証をする必要があると思う。男性／60 歳以上

【486】②正職員がやるべき書類の受付、処理など事務処理が多い。正職は勤務時間内に外勤ができるが、私たちはできないので、拘束時間以外でやっている仕事時間の全ては勤務時間に加えられず、結果、サービス残業になってしまう。女性／50 歳代

【487】①何の保障もなく守られることもない。いつまで働き続けられるのか、先を考えると大変不安です。女性／40 歳代

【488】①年齢的な問題、②一時金、退職金の制度を望む。男性／60 歳以上

【489】②有休について、申請・受理はされるのですが、時間ごとに区切って使用したい場合で、午前中に取る場合、取得時間が少なく取りづらい。また学期ごとに切られるので、有休取得日数が多すぎたり少なすぎたりするので、少なすぎるときは欠勤になり、多すぎるときは有休を投げてしまう。ほかに、一時金、退職金を望みます。女性／20 歳代

【493】①雇用時、更新上限があると言われたが、毎年のように定年の年齢が変わったり、はっきりと公言されないため、本当に上限があるのかよくわからない（市の予算によって変わるようです）。②社会保障の面でもっと充実した内容であれば年 130 万以上の賃金でも働きたいところです。子どもの指導にあたるので、経験年数も必要です。市の予算不足が毎年のように言われており見通しは暗いです。女性／50 歳代

【495】①長年にわたって勤務しているが、退職時には何の保障も無く、その後の生活には大きな不安がある。②待機児童解消のため年々児童会は増やされているが、その内容は急造の指導員の判断に任せられる部分が多く、安全面、教育面への配慮に欠ける児童会も少なくない。それゆえの事故、保護者とのトラブルも。指導員の資質向上を図る研修体制も充実せず個々の意欲に任せられるのが現状で、大幅な改革が望まれる。地道な努力を続ける指導員がなかなか報われない面もあり、質の向上を妨げている原因でもある。女性／50 歳代

【496】①他の仕事に新たに就くためには年齢的に厳しいため。②収入の割に税金、厚生年金等にかかる割合が高く、ワーキングプアの状態から脱けることが難しい状態である。女性／50 歳代

【499】②休養する場所がない。男性／60 歳以上

【507】②職場（学校勤務）の休みがある、春休み、夏休み、冬休みがあり、毎月の賃金にばらつきがあり、生活が苦しい。なので、アルバイトでもしたいが、公務員はダメといわれるのがツライ！！女性／50 歳代

【509】①年齢的に就職が難しいです。これまで 10 年以上面接を受け続けていますが、正社員になれず、今のように期間契約、また派遣などで生活をつなぐだけで精一杯です。女性／50 歳代

【512】②一緒に勤務している相手は協働性がなく、自己中心的でやりづらい。責任ある仕事の割に賃金はともなっていないと思う。勤務時間は設定されているが、自分の家で仕事をする時間が多い。女性／50 歳代

【519】①多くが非正規公務員より賃金が安く労働時間が多い。不安定雇用。②本来の仕事ではないお茶くみの仕事をまかされている。自分たちで飲むものを自分たちで片付けられない職場。女性／30 歳代

【523】①60 歳定年と言われて入ったのに、もっと早くに辞めさせられることもあるような話も聞いたので。女性／50 歳代

【525】②雇い止めの関係で健康保険証を一時的に返却しなければならない。持病で月に一度の通院等に支障が生じている。雇い止め期間中の仕事を管理職に依頼することになり心苦しい。せめて嘱託雇用にならないか。勤務は 1 人体制。道路際の草刈りや除雪については安全面を考慮し 2 名ペアで作業することが望ましいとされているが、、女性／50 歳代

【526】②毎日月～土曜日まで 3 時間の勤務で休みは日曜、祝日だけ。週休 2 日にしてほしい。他の職員には休みがあるのですが私のポジションにはないです。休みたいと言いつづいです。女性／40 歳代

【533】②学期ごとに 10 日間保険が切れるため通年にして欲しい。男性／50 歳代

【537】①パートでも仕事を失うことによる経済的不安と、この仕事以外で新たに仕事を覚えることができるのか不安。女性／50 歳代

【538】②重いものや時間に追われることなど。女性／40 歳代

【542】①雇用通知をもう少し早くすることは出来ないのでしょうか？男性／60 歳以上

【544】①求人では 1 年更新、更新上限有りと言われたが、実際は長年勤めている人がいるので、どちらが本当なのかよくわからない。女性／20 歳代

【548】①年齢的に再就職は厳しい。未経験でも大丈夫と書いてあっても、結果的に経験者が面接で合格する。女性／50 歳代

【552】①母子家庭で親もいないため、子どもがいるというだけで採用してくれない会社が多く不安。②女性だらけで閉鎖的な職場。人間関係が良くない。今すぐにも辞めたい。女性／40 歳代

【555】①次年度の雇用が 3 月末でなければわからない。女性／60 歳以上

【565】②その月によって収入が異なること。春夏秋冬休みも働くことができるのなら平均して収入が得られる。副業を認められていない感じがあるので、堂々と別の仕事が出来ない。女性／20 歳代

【571】②母子家庭で 2 人の子ども。私だけの収入では不安です。女性／40 歳代

【572】①65歳まで働きたいと思っているが、年齢的に雇用が難しいのではないかと。女性／50歳代

【574】①収入がなくなるから。②嘱託職員ですが、正職員と同じ仕事をし、書類も同じものを書き（事務処理）、時間内に終わらないので、いつも残業が家に持って帰って仕事をしています。女性／60歳以上

【575】②職員なのに「自分はいないものと思えない」とか、パートの人達にパート以上の責任を押しつけたりされます。権力をふりかざしているとは思えず、仕事の進め方、ミスをしたときの言葉にしても何一つ尊敬できるところがありません。ただでさえきつい仕事なのだから、働きやすい雰囲気をつくるのが上司の役目ではないのかなと感じています。パートはみな仲がよいので救われています。女性／40歳代

【576】①生活があるので、いつ契約が更新されないことがあるかととても不安です。②何年勤務しても新人の人と賃金が一緒なのはどうなのか。責任は勤務年数が古いほうが問われる。仕事の量も多い。今の勤務時間帯だと朝の仕事が間に合わず結局毎日サービス勤務をしている。有給休暇の日にちが学期ごとで異なる。1学期8日、2学期4日、3学期2日。平均にして欲しい。3学期2日は少ない。1学期8日は取りづらい（相手が新人の場合は特に）。女性／40歳代

【578】②年取に関わらず扶養をぬけ社会保険に加入しなければいけないこと。女性／30歳代

【580】①臨時職員は正職と変わらずに多忙なのに家庭の事情などが考慮されず、不利益をこうむりやすいと思う。男性／60歳以上

【583】②出来れば有休を年間で5日ほど増やして欲しい。女性／50歳代

【584】①60代で今後の仕事が見つからない可能性が高いので仕事がない不安。今後の生活の先行きが不安である。②朝夕の挨拶をしても返事がなく無視される（一部の）。こちらで仕事を始めてまだ数ヶ月だが仕事の詳しい指導がなく、仕事でミスをする和马鹿にした態度で残念である。男性／50歳代

【585】②毎日、昼休みが1時間とれない。9時から15時までの勤務だけで15時には帰れない日も多い。女性／40歳代

【586】①年齢的、体力的に働ける職場がないのではと思う。②通年雇用ではないため再任用になるかどうか不安である。男性／50歳代

【587】②代替職員の人数不足により有給休暇がとりにくい。以前の雇用継続の面接で、雇用年数の制限を廃止する予定だと言っていたのに、昨年度の面接で、そのときの話はなかったことになっていた。女性／30歳代

【588】①3月の20日過ぎにならないと継続できるかどうか分からないこと。女性／50歳代

【598】①学期雇用。実際には、学期末で更新されなかったという話は聞かないが、もしかして更新されないのではという不安はある。女性／40歳代

【599】①体が動くあいだは老後のために働きたい。②給食は「親子」と「単独」とあって、仕事に差があるのに、時給が同じなので、とても不満である。また新規で採用された人も仕事が出来ないので、その分の負担もあるのに、時給が同じということはとても不満です！女性／50歳代

【600】②休憩時間として1時間引かれているが、なかなかきちんととることは出来ない。同じ職種でも人数によって勤務時間が違ったりしているが、人数の多いところは本当に大変で、雇用している市の職員はただ配属してい

るだけで、勤務状態、内容的なことはわかっているようでわかっていないと思う。女性／50歳代

【603】①未婚なので正規で働きたいが、求人がない。あっても安すぎる。親が高齢で自分が養わなくてはという義務感があり、焦る一方で、求人がきて応募しても、宝くじなみにあたらないという苛立ち。②資格が生かせない。相談できる状況ではない。雇止めがあるくらいならボーナスくらいは人並みに欲しいかも。生活が苦しいので（自分のモノは何も買えません）。女性／40歳代

【607】②ベアに新人が入ってきて一生懸命教えている最中に、新人がその仕事が出来ないと簡単な仕事にまわし、一向に新人が仕事を覚えられない。難しい仕事をせず楽な仕事をするばかりでベテランが辛い状況にある。職員が若いので指導力もなく、職場のまとまりがなくなり、雰囲気も更に悪くなった。職員は自分のせいだとは気づいていない。女性／30歳代

【609】①生活が成り立たないから。②全くの未経験だった仕事なのに引き継ぎもなくちゃんと教えてくれる人も限られ、雰囲気悪いので聞きづらく、、、こんなんで子どもたちに美味しい給食が本当に提供できているのか。日々疑問に思いながら生活のためだけに仕事に行っています。もつと子ども達のために役立つ仕事したいです。女性／40歳代

【612】②正職員が仕事に対しての責任を感じない。気分のムラがひどく仕事上のことを一つ聞くにも様子をうかがいながらになってしまい、仕事に支障をきたす。電話の対応などをみても、社会人としてなっていないと思う。窓口対応で職員に出て欲しいところでも、すぐに出てくれず、何度も何度も来庁者と職員の間を橋渡しすることになり、とても効率が悪く、来庁者の怒りもかっしまう。女性／20歳代

【617】②事務職員で働いていた知人の体験でも、仕事の線引きがきちんとできておらず、臨職にコーヒーを運ばせたり細かな仕事を任せて、正職員はおしゃべりをしたり食べたり、具合が悪くないのに病休扱いにして早退したり。長年公務員をしている方の仲には、勤務時間内はきちんと仕事をするということさえまならない方がいるので、こういうところから改善すべきだと思います。女性／20歳代

【619】①更新の知らせをもっと早くにいただければありがたいです。②通年雇用を希望します。年金・健保のからみもあるため。女性／50歳代

【624】②いつも言いたい放題言ってくる。私は黙っているだけです。勤続年数は同じなのに、いくら年上でも言っていることと悪いことがあると思います。かなりのストレスです。毎週日曜日に、明日から一週間また嫌な思いをすると思うと、非常に憂鬱になります。現に精神科で鬱病と診断されました。男性／40歳代

【626】②同じ職場に長く勤めているパートの人達が仕事中にヒソヒソ話をしたり、栄養士さんともヒソヒソ話をしていたり、あまり良い気がしない。仕事は思っていた以上に肉体的労働であり危険だと感じている。手指を切ったりやけどをしたり腰を痛めたとしても、自分で対応するしかなく労災扱いにならないなんて、、、賃金はともかくそういう面が不満です。女性／50歳代

【628】②前任者からの引き継ぎはたった数時間でメモ程度。1人でやっている仕事なので大変困りました。仕事内容も各学校の統一性がなく困りました。女性／50歳代

【632】②仕事の分担がないため、なんでもかんでもやらされる。施設によ

り仕事の内容は異なるというのですが、通勤も大変なので異動の願いを出すのもためらわれます。みんな余裕がなくていっぱいいっぱいです。すてきな仕事なので続けたいのですが、残念に思います。女性／40 歳代

【633】②同じ職場にいて全く仕事内容が違い、雑用のみの仕事でつらい。正職員は印刷業務のみ、臨時職員は清掃のみ。3 年間一度の交代もなかった。女性／40 歳代

【635】①雇用が切れる夏冬休み中は自分で社会保険に入らないといけないのが不満。女性／50 歳代

【637】①全体的に仕事は楽な方であることと、時間が決められていることがあるので、民間会社ではもう勤務できないと思う。②学期ごとに一度解雇され年金の切り替え、社会保険もなくなること。正職員と勤務していたが、作業内容、量とも自分のほうが多いが、賃金は 3 分の 1〜4 分の 1 ほどであること。学期ごとに連続雇用される場合も、雇用されるとときか連絡が来ないのと、連絡が次の雇用の 2、3 日前でとても不安になる。そのため次の仕事を探すのが遅くなる。男性／50 歳代

【639】②年齢差があっても 2 人とも同じ給与。年齢的な衰えはありますが、様々な経験はあるはず。年を重ねた人を敬うという社会がなくなってきたので、働くことにやりがいを感じなくなることが多くなってきました。お茶くみ仕事も大変屈辱を感じています。また職員には制服が支給されるのですが、私たちにはありません。女性／50 歳代

【640】①年齢的に新しい仕事を見つけるのが難しい。②希望していないのに異動がある。1 学期の有休が少ないので毎年足りなくなる。女性／40 歳代

【647】②食品調理のため安全性や責任を求められ、けが等の危険をとまなう仕事もあるが、みな子ども達のために一生懸命働いている。大変な仕事の割にそれに見合った賃金ではないと思う。女性／40 歳代

【650】②特に冬の除雪など時間外労働に寝ないところがある。男性／60 歳以上

【653】①1 人で生活をしていかなければならないので、仕事が無くなると生活が出来なくなります。②嘱託で、働く時間が短いため収入が少なく（ボーナスも無し）生活が大変です。子どもの学習・生活を見守る大変な仕事なのに、責任ばかりあって、立場は何も保障されていません。女性／50 歳代

【657】②切り傷、火傷などの危険が日々あるので、危険手当みたいなものがあるといい。女性／30 歳代

【666】①契約更新の有無が急すぎる。②賃金が上がらない。学期ごとの契約で不安定。女性／30 歳代

【670】①給食が民間委託になるという噂を聞いているので。女性／40 歳代

【675】①健康なので最後（定年）まで働きたいのですが、60 歳までみたいな雰囲気がある。女性／50 歳代

【676】②連絡事項がほとんど伝わってこない。同じ仕事でも、一部の人には良くて、一部の人にはそれは駄目だと差別的なことがある。仕事がスムーズに進むよう、もう少し指示があっても良いと思う。人数がたくさんいても動く人、動かない人がいて、時間がわかりすぎると思う。女性／50 歳代

【680】②代替職員がいないので、丸一日の休暇がとれず、1、2 時間ずつ有休をもらっている状態。女性／50 歳代

【681】②家に持ち帰る仕事は仕事ではないと言われているが、実際にはパソコンもない家でしか出来ない仕事も多い（つまり賃金はない）。家庭に

持ち帰る仕事が多く、職場ではパソコンもなく、毎月のおたよりや出席表を自宅のパソコンやインクを使って作らなければならない。費用も出ないが、自宅でする仕事は仕事とみなされず、ボランティアとなっているのが現実である。女性／50 歳代

【683】②元市職員で採用されている人がいます。元の仕事内容とは全く違って、やったこともない仕事についている。一緒にやっている職員は非常にやりにくい場面が多々あります（プライドだけ高く社会常識に欠ける）。ハローワークには仕事がなく困っている人がたくさんいます。差別を感じます。元市職員の優遇はやめてもらいたいです。男性／50 歳代

【691】②体がキツイのは仕方ないが、一番上の 1 人の職員さんのワンマンさと、下に対する意地の悪い言葉が精神的に疲れる。女性／40 歳代

【693】①突然仕事が無くなれば当然不安になる。理由がわかり前もっての話なら少しは不安がなくなるかと思う。女性／40 歳代

【694】①1 年ごとの契約であり、毎年更新されるのかが常に不安であり、契約更新の告知も、毎年 3 月末までわからないため、契約が切られた場合、次の仕事を探す時間的余裕がない。収入が途絶えてしまう。ライフプランが立てられない。②その方は特別だと思いますが、以前、細かく嫌がらせを受けました。仕事上でも話しかけづらい雰囲気をつくれる。女性／40 歳代

【695】①3 人の子どもがいて、給食費などこれからかかってくる時期なので、雇用をぜひお願いしたいです。最低でも、下の子が就職するまで。②やはりもう少し給与（賃金 up）を。やる気につながりますね。時間的にちょうどよいですが、常に体と心のケアが必要な子どもたちの命に関わる仕事です。人手不足につき給食を一緒にとるなどはさせていただいています。女性／40 歳代

【696】①いつ終わりになるかわからないため不安です。②仕事に不満はありませんが、勤務時間で昼休みが 1 時間とあり、そこに賃金はありません。給食という仕事上休みが取れないのにマイナス 1 時間となっている。女性／50 歳代

【697】②お昼休みは時給に入っていないのに来客、電話など仕事が多く休めない。女性／40 歳代

【703】②何年も勤めている人と新人さんが同じ時給だからなのか新人さんに厳しいかと。女性／30 歳代

【704】①年齢制限や希望の職種につけるかなど。また労働条件に対して不安あり。②平日の勤務は 5 時間程度なのに比べ、土日の勤務が 13 時間と、平日に比べ極端に長すぎる。疲れるし、体調が悪いとなおのこと辛い。8 時間程度が適当なのでは、また土日勤務は昼休みと夕休みが 30 分ずつあるが、1 人勤務のため弁当などを買いに外出することもできない。男性／60 歳以上

【706】①仕事の結びつく資格を持っていないため、時給の安い仕事にしかなることができない。今の仕事は体が動く間しか続けることができないという不安。女性／30 歳代

【709】①年金受給資格を得るために 65 歳までの勤務が必要です。②一学期単位の契約のため雇止めがある。職員の仕事に対する姿勢が悪い（税金で運営されている学校経営でありながら無駄が多くある）。1 日をただ時間が費やされればよいと思ってただら仕事をしている。一般常識が通用しないなど不満だらけです。男性／60 歳以上

資料2 アンケート調査結果（単純集計表及びクロス集計表）

	全体			男女別		雇用形態別				単位：人、%	
	性別	年齢	世帯内 の有無	男性		女性		臨時職員	嘱託職員		
				男性 全体	うち60歳未満	女性 全体	うち60歳未満				
性別	男性	707 100.0		184 100.0	82 100.0	523 100.0	497 100.0	321 100.0	287 100.0	386 100.0	うち60歳未満
	女性	184 26.0		7 3.6	14 17.1	43 8.2	43 8.7	78 24.3	49 17.1	106 27.5	292 100.0
年齢	29歳以下	709 100.0		184 100.0	82 100.0	523 100.0	497 100.0	322 100.0	288 100.0	387 100.0	293 100.0
	30歳代	57 8.0		14 7.6	14 17.1	43 8.2	43 8.7	26 8.1	26 9.0	31 8.0	31 10.6
	40歳代	106 15.0		7 3.8	7 8.5	99 18.9	99 19.9	44 13.7	44 15.3	62 16.0	62 21.2
	50歳代	197 27.8		16 8.7	16 19.5	180 34.4	180 36.2	107 33.2	107 37.2	90 23.3	90 30.7
	60歳以上	221 31.2		45 24.5	45 54.9	175 33.5	175 35.2	111 34.5	111 38.5	110 28.4	110 37.5
世帯内 の有無	単身世帯	702 100.0		181 100.0	80 100.0	520 100.0	494 100.0	317 100.0	284 100.0	385 100.0	291 100.0
	1人暮らし	57 8.1		19 10.5	17 21.3	38 7.3	34 6.9	25 7.9	24 8.5	32 8.3	27 9.3
	2人	222 31.6		86 47.5	20 25.0	135 26.0	122 24.7	87 27.4	69 24.3	135 35.1	74 25.4
	3人	208 29.6		51 28.2	26 32.5	157 30.2	153 31.0	99 31.2	89 31.3	109 28.3	90 30.9
	4人以上	154 21.9		16 8.8	10 12.5	138 26.5	135 27.3	73 23.0	70 24.6	81 21.0	75 25.8
世帯構造	親のみ	44 6.3		5 2.8	4 5.0	39 7.5	39 7.9	23 7.3	23 8.1	21 5.5	20 6.9
	親、配偶者、子ども	17 2.4		4 2.2	3 3.8	13 2.5	11 2.2	10 3.2	9 3.2	7 1.8	5 1.7
	親、配偶者、子ども	709 100.0		184 100.0	82 100.0	523 100.0	497 100.0	322 100.0	288 100.0	387 100.0	293 100.0
	親、配偶者、子ども	57 8.0		19 10.3	17 20.7	38 7.3	34 6.8	25 7.8	24 8.3	32 8.3	27 9.2
	親、配偶者、子ども	177 25.0		74 40.2	14 17.1	102 19.5	90 18.1	68 21.1	53 18.4	109 28.2	52 17.7
世帯内の就労者 なし	親のみ	265 37.4		45 24.5	20 24.4	220 42.1	217 43.7	140 43.5	128 44.4	125 32.3	109 37.2
	親、配偶者、子ども	68 9.6		16 8.7	14 17.1	52 9.9	51 10.3	29 9.0	28 9.7	39 10.1	37 12.6
	親、配偶者、子ども	27 3.8		6 3.3	6 7.3	21 4.0	21 4.2	14 4.3	14 4.9	13 3.4	13 4.4
	親、配偶者、子ども	25 3.5		3 1.6	2 2.4	22 4.2	22 4.4	10 3.1	10 3.5	15 3.9	14 4.8
	親、配偶者、子ども	18 2.5		9 4.9	4 4.9	9 1.7	7 1.4	5 1.6	4 1.4	13 3.4	7 2.4
世帯内の就労者 あり	親、配偶者、子ども	38 5.4		2 1.1		35 6.7	35 7.0	20 6.2	19 6.6	18 4.7	17 5.8
	親、配偶者、子ども	11 1.6		1 0.5		10 1.9	9 1.8	2 0.6	1 0.3	9 2.3	8 2.7
	親、配偶者、子ども	23 3.2		9 4.9	5 6.1	14 2.7	11 2.2	9 2.8	7 2.4	14 3.6	9 3.1
	親、配偶者、子ども	709 100.0		184 100.0	82 100.0	523 100.0	497 100.0	322 100.0	288 100.0	387 100.0	293 100.0
	親、配偶者、子ども	218 30.7		91 49.5	34 41.5	125 23.9	115 23.1	79 24.5	66 22.9	139 35.9	85 29.0
同、就労者	親のみ	491 69.3		93 50.5	48 58.5	398 76.1	382 76.9	243 75.5	222 77.1	248 64.1	208 71.0
	親、配偶者、子ども	402 81.9		64 68.8	31 64.6	338 84.9	325 85.1	201 82.7	187 84.2	201 81.0	169 81.3
	父親	41 8.4		11 11.8	11 22.9	30 7.5	30 7.9	16 6.6	16 7.2	25 10.1	25 12.0
	母親	36 7.3		7 7.5	7 14.6	29 7.3	29 7.6	19 7.8	19 8.6	17 6.9	17 8.2
	兄弟姉妹 その他	23 4.7		5 5.4	4 8.3	18 4.5	18 4.7	9 3.7	9 4.1	14 5.6	13 6.3
同、就労者	兄弟姉妹 その他	83 16.9		25 26.9	8 16.7	58 14.6	54 14.1	45 18.5	34 15.3	38 15.3	28 13.5
	兄弟姉妹 その他										
	兄弟姉妹 その他										
	兄弟姉妹 その他										
	兄弟姉妹 その他										

単位：人、%

	全体	男女別				雇用形態別			
		男性		女性		臨時職員		嘱託職員	
		全体	うち60歳未満	全体	うち60歳未満	全体	うち60歳未満	全体	うち60歳未満
通園・通学中のいない子どもの有無	709 100.0	184 100.0	82 100.0	523 100.0	497 100.0	322 100.0	288 100.0	387 100.0	293 100.0
	437 61.6	164 89.1	70 85.4	272 52.0	248 49.9	190 59.0	158 54.9	247 63.8	161 54.9
	272 38.4	20 10.9	12 14.6	251 48.0	249 50.1	132 41.0	130 45.1	140 36.2	132 45.1
同、子どもの人	272 100.0	20 100.0	12 100.0	251 100.0	249 100.0	132 100.0	130 100.0	140 100.0	132 100.0
数	109 40.1	14 70.0	7 58.3	94 37.5	92 36.9	46 34.8	45 34.6	63 45.0	55 41.7
	136 50.0	6 30.0	5 41.7	130 51.8	130 52.2	68 51.5	67 51.5	68 48.6	68 51.5
	24 8.8	3 1.2	2 9.6	24 9.6	23 9.2	16 12.1	16 12.1	8 5.7	8 6.1
	3 1.1			3 1.2	3 1.2	2 1.5	2 1.5	1 0.7	1 0.8
同、通園・通学先	272 100.0	20 100.0	12 100.0	251 100.0	249 100.0	132 100.0	130 100.0	140 100.0	132 100.0
	43 15.8	2 10.0	2 16.7	41 16.3	41 16.5	21 15.9	21 16.2	22 15.7	22 16.7
	103 37.9	1 5.0	1 8.3	102 40.6	102 41.0	61 46.2	61 46.9	42 30.0	42 31.8
	77 28.3	1 5.0	1 8.3	76 30.3	76 30.5	43 32.6	43 33.1	34 24.3	34 25.8
	77 28.3	6 30.0	4 33.3	71 28.3	70 28.1	43 32.6	42 32.3	34 24.3	32 24.2
	17 6.3	1 5.0	1 8.3	16 6.4	15 6.0	6 4.5	6 4.6	11 7.9	10 7.6
	73 26.8	12 60.0	5 41.7	60 23.9	60 24.1	29 22.0	27 20.8	44 31.4	39 29.5
最終学歴	698 100.0	179 100.0	82 100.0	517 100.0	492 100.0	316 100.0	284 100.0	382 100.0	292 100.0
	19 2.7	9 5.0	4 4.9	9 1.7	5 1.0	12 3.8	8 2.8	7 1.8	2 0.7
	280 40.1	75 41.9	37 45.1	205 39.7	198 40.2	179 56.6	158 55.6	101 26.4	77 26.4
	84 12.0	10 5.6	4 4.9	74 14.3	74 15.0	39 12.3	38 13.4	45 11.8	40 13.7
	159 22.8	12 6.7	6 7.3	146 28.2	137 27.8	49 15.5	47 16.5	110 28.8	97 33.2
	155 22.2	72 40.2	31 37.8	83 16.1	78 15.9	37 11.7	33 11.6	118 30.9	76 26.0
	1 .1	1 0.6						1 0.3	
職種	706 100.0	183 100.0	82 100.0	521 100.0	495 100.0	322 100.0	288 100.0	384 100.0	291 100.0
	140 19.8	25 13.7	16 19.5	114 21.9	111 22.4	58 18.0	57 19.8	82 21.4	71 24.4
	38 5.4			38 7.3	38 7.7	22 6.8	22 7.6	16 4.2	16 5.5
	132 18.7			132 25.3	128 25.9	114 35.4	113 39.2	18 4.7	15 5.2
	67 9.5	3 1.6		64 12.3	62 12.5			67 17.4	62 21.3
	16 2.3	3 1.6	3 3.7	13 2.5	13 2.6	1 0.3	1 0.3	15 3.9	15 5.2
	33 4.7	17 9.3	7 8.5	16 3.1	16 3.2			33 8.6	23 7.9
	33 4.7	25 13.7	2 2.4	18 3.4	18 3.6			33 8.6	8 2.7
	88 12.5	56 30.6	28 34.1	32 6.1	29 5.9	78 24.2	53 18.4	10 2.6	4 1.4
	12 1.7	9 4.9	8 9.8	3 0.6	1 0.2	9 2.8	8 2.8	3 0.8	1 0.3
	8 1.1	6 3.3	3 3.7	1 0.2	1 0.2	5 1.6	4 1.4	3 0.8	1 0.3
	2 .3			2 0.4	2 0.4	1 0.3	1 0.3	1 0.3	1 0.3
	17 2.4	11 6.0	4 4.9	6 1.2	6 1.2	4 1.2	2 0.7	13 3.4	8 2.7
	120 17.0	28 15.3	11 13.4	92 17.7	82 16.6	30 9.3	27 9.4	90 23.4	66 22.7

単位：人、%

	全体	男女別				雇用形態別			
		男性		女性		臨時職員		嘱託職員	
		うち60歳未満	全体	うち60歳未満	全体	うち60歳未満	全体	うち60歳未満	全体
雇用形態		709	100.0	82	100.0	523	100.0	497	100.0
臨時職員（臨時的任用職員）		322	45.4	78	42.4	243	46.5	238	47.9
嘱託職員（非常勤嘱託職員）		387	54.6	106	57.6	33	40.2	280	53.5
1回の雇用契約期間		677	100.0	177	100.0	80	100.0	498	100.0
5ヶ月未満		7	1.0	1	0.6	1	1.3	6	1.3
5ヶ月超1年未満		47	6.9	17	9.6	13	16.3	29	5.8
1年		79	11.7	22	12.4	16	20.0	57	11.4
1年超		377	55.7	103	58.2	36	45.0	273	54.8
学期ごと		19	2.8	4	2.3	3	3.8	15	3.0
		148	21.9	30	16.9	14	17.5	117	23.7
今の仕事に従事してからの通算回数		687	100.0	180	100.0	80	100.0	505	100.0
まだしていない（今回のみ）		177	25.8	53	29.4	30	37.5	123	24.4
1回		109	15.9	46	25.6	23	28.8	62	12.3
2回		82	11.9	27	15.0	5	6.3	55	10.9
3回		71	10.3	17	9.4	8	10.0	54	10.7
4回		31	4.5	8	4.4	3	3.8	23	4.6
5回以上		217	31.6	29	16.1	11	13.8	188	37.2
同、通算の勤続年数		698	100.0	180	100.0	80	100.0	516	100.0
半年未満		145	20.8	48	26.7	30	37.5	96	18.6
1年～2年未満		66	9.5	14	7.8	9	11.3	51	9.9
2年～3年未満		97	13.9	42	23.3	15	18.8	55	10.7
3年～5年未満		77	11.0	28	15.6	7	8.8	49	9.5
5年～10年未満		116	16.6	29	16.1	13	16.3	87	16.9
10年以上		119	17.0	12	6.7	6	7.5	107	20.7
		78	11.2	7	3.9			71	13.8
（再掲）3年以上（単位：%）		44.8		26.7		23.8		51.4	
5年以上（単位：%）		28.2		10.6		7.5		34.5	
契約・勤続上限の説明の有無		687	100.0	179	100.0	80	100.0	506	100.0
上限があるとされた		355	51.7	119	66.5	51	63.8	234	46.2
上限があるとは言われていない		250	36.4	36	20.1	17	21.3	214	42.3
わからない・忘れた		82	11.9	24	13.4	12	15.0	58	11.5
今の職場で働き続けるのとくに希望しない		690	100.0	179	100.0	80	100.0	509	100.0
希望する		453	65.7	114	63.7	52	65.0	338	66.4
とくに希望しない		62	9.0	26	14.5	11	13.8	36	7.1
望の希望		175	25.4	39	21.8	17	21.3	135	26.5

単位：人、%

	全体	男女別		雇用形態別					
		男性		女性		臨時職員		嘱託職員	
		うち60歳未満	全体	うち60歳未満	全体	うち60歳未満	全体	うち60歳未満	全体
雇い止めや今の非常に不安がある	695 100.0	181 100.0	512 100.0	490 100.0	314 100.0	281 100.0	381 100.0	292 100.0	うち60歳未満
仕事を辞めた後不安がある	249 35.8	64 35.4	184 35.9	182 37.1	115 36.6	104 37.0	134 35.2	125 42.8	うち60歳未満
の再就職の不安	284 40.9	63 34.8	220 43.0	214 43.7	137 100.0	127 100.0	147 100.0	114 100.0	うち60歳未満
の再就職の不安	146 21.0	47 26.0	99 19.3	88 18.0	55 40.1	46 36.2	91 61.9	51 44.7	うち60歳未満
の再就職の不安	16 2.3	7 3.9	9 1.8	6 1.2	7 5.1	4 3.1	9 6.1	2 1.8	うち60歳未満
現在の雇用形態	693 100.0	181 100.0	510 100.0	489 100.0	316 100.0	283 100.0	377 100.0	289 100.0	うち60歳未満
を希望した理由	210 30.3	59 32.6	150 29.4	146 29.9	107 33.9	96 33.9	103 27.3	94 32.5	うち60歳未満
(3つ以内)									
イ. 成果や責任を強く求められたい	38 5.5	11 6.1	27 5.3	27 5.5	27 8.5	23 8.1	11 2.9	8 2.8	うち60歳未満
ウ. 育児・介護等のため	101 14.6	3 1.7	98 19.2	98 20.0	54 17.1	53 18.7	47 12.5	45 15.6	うち60歳未満
エ. 技術・技能・経験を生かしたい	167 24.1	45 24.9	122 23.9	115 23.5	45 14.2	36 12.7	122 32.4	96 33.2	うち60歳未満
オ. 家計にゆとりをもたせるため	209 30.2	45 24.9	164 32.2	156 31.9	111 35.1	97 34.3	98 26.0	64 22.1	うち60歳未満
カ. 生活を維持するため	385 55.6	120 66.3	264 51.8	252 51.5	192 60.8	166 58.7	193 51.2	144 49.8	うち60歳未満
キ. ある程度労働時間・労働日が選べるから	185 26.7	38 21.0	147 28.8	144 29.4	81 25.6	76 26.9	104 27.6	86 29.8	うち60歳未満
ク. 仕事以外の趣味などの時間を優先したから	32 4.6	13 7.2	19 3.7	17 3.5	15 4.7	14 4.9	17 4.5	11 3.8	うち60歳未満
ケ. 生きがいや交友関係が広がるため	60 8.7	16 8.8	44 8.6	44 9.0	20 6.3	18 6.4	40 10.6	30 10.4	うち60歳未満
コ. その他	58 8.4	12 6.6	46 9.0	43 8.8	21 6.6	20 7.1	37 9.8	29 10.0	うち60歳未満
正職員・正社員希望している	688 100.0	177 100.0	510 100.0	488 100.0	313 100.0	281 100.0	375 100.0	288 100.0	うち60歳未満
として働くこととくに希望していない	286 41.6	77 43.5	209 41.0	208 42.6	130 41.5	121 43.1	156 41.6	148 51.4	うち60歳未満
の希望の有無	315 45.8	86 48.6	228 44.7	209 42.8	134 42.8	115 40.9	181 48.3	107 37.2	うち60歳未満
まだわからない	87 12.6	14 7.9	73 14.3	71 14.5	49 15.7	45 16.0	38 10.1	33 11.5	うち60歳未満
週の所定内労働時間数	682 100.0	177 100.0	504 100.0	481 100.0	309 100.0	276 100.0	373 100.0	286 100.0	うち60歳未満
25時間未満	104 15.2	8 4.5	96 19.0	90 18.7	29 9.4	28 10.1	75 20.1	63 22.0	うち60歳未満
25時間以上、29時間未満	97 14.2	2 1.1	95 18.8	95 19.8	87 28.2	87 31.5	10 2.7	9 3.1	うち60歳未満
29時間	288 42.2	88 49.7	31 38.8	185 38.5	16 5.2	13 4.7	272 72.9	204 71.3	うち60歳未満
29時間超、38時間45分未満	38 5.6	12 6.8	7 8.8	26 5.2	29 9.4	25 9.4	9 2.4	8 2.8	うち60歳未満
38時間45分	144 21.1	57 32.2	39 48.8	87 17.3	143 46.3	123 44.6	1 0.3	1 0.3	うち60歳未満
38時間45分超	11 1.6	10 5.6	1 1.3	0.2	5 1.6	1 1.6	6 1.6	1 0.3	うち60歳未満
正職員との比較	684 100.0	179 100.0	503 100.0	480 100.0	313 100.0	280 100.0	371 100.0	283 100.0	うち60歳未満
正職員と同様の職務に従事	179 26.2	45 25.1	134 26.6	130 27.1	92 29.4	80 28.6	87 23.5	74 26.1	うち60歳未満
でみた職務	23 3.4	10 5.6	13 2.6	13 2.7	8 2.6	7 2.5	15 4.0	12 4.2	うち60歳未満
正職員よりも軽易な職務に従事	296 43.3	75 41.9	208 43.5	208 43.3	136 43.5	130 46.4	160 43.1	115 40.6	うち60歳未満
職場に正職員がいない	175 25.6	45 25.1	130 25.8	125 26.0	72 23.0	60 21.4	103 27.8	79 27.9	うち60歳未満
複数選択	11 1.6	4 2.2	7 1.4	4 0.8	5 1.6	3 1.1	6 1.6	3 1.1	うち60歳未満

	全体	男女別				雇用形態別				単位：人、%
		男性		女性		臨時職員		嘱託職員		
		うち60歳未満	全体	うち60歳未満	全体	うち50歳未満	全体	うち50歳未満	全体	
不払い労働の有 ない ある	694 100.0	179 100.0	513 100.0	490 100.0	315 100.0	283 100.0	379 100.0	290 100.0	うち60歳未満	
	598 86.2	159 88.8	438 85.4	417 85.1	277 87.9	248 87.6	321 84.7	238 82.1		
	96 13.8	20 11.2	75 14.6	73 14.9	38 12.1	35 12.4	58 15.3	52 17.9		
同、週当たりの 1、2時間 2、3時間 3、4時間 4、5時間 5時間以上	95 100.0	20 100.0	74 100.0	72 100.0	38 100.0	35 100.0	57 100.0	51 100.0	うち60歳未満	
	50 52.6	11 55.0	39 52.7	39 54.2	19 50.0	19 54.3	31 54.4	29 56.9		
	29 30.5	5 25.0	23 31.1	22 30.6	16 42.1	14 40.0	13 22.8	12 23.5		
	6 6.3	1 5.0	5 6.8	5 6.9	1 2.6	1 2.9	5 8.8	4 7.8		
同、月当たりの 5時間未満 5～10時間未満 10～15時間未満 15～20時間未満 20時間以上	5 5.3	1 5.0	4 5.4	4 5.6	1 2.6	1 2.9	4 7.0	4 7.8	うち60歳未満	
	5 5.3	2 10.0	3 4.1	2 2.8	1 2.6	1 2.6	4 7.0	2 3.9		
残業の有無 ない ある	692 100.0	180 100.0	510 100.0	487 100.0	316 100.0	283 100.0	376 100.0	287 100.0	うち60歳未満	
	546 78.9	146 81.1	399 78.2	379 77.8	254 80.4	226 79.9	292 77.7	216 75.3		
	146 21.1	34 18.9	111 21.8	108 22.2	62 19.6	57 20.1	84 22.3	71 24.7		
同、月当たりの 5時間未満 5～10時間未満 10～15時間未満 15～20時間未満 20時間以上	144 100.0	34 100.0	109 100.0	106 100.0	62 100.0	57 100.0	82 100.0	69 100.0	うち60歳未満	
	99 68.8	17 50.0	81 74.3	81 76.4	45 72.6	42 73.7	54 65.9	51 73.9		
	33 22.9	12 35.3	21 19.3	20 18.9	13 21.0	13 22.8	20 24.4	14 20.3		
	7 4.9	4 11.8	3 2.8	2 1.9	3 4.8	1 1.8	4 4.9	1 1.4		
有休使用率（使 25%未満（0%を含む） 用日数・時間数 ～50%未満 ／付与日数・時 ～75%未満 間数） ～100%未満 100%	1 0.7	1 2.9	1 0.9	1 0.9	1 1.6	1 1.8	1 1.2	1 1.4	うち60歳未満	
	4 2.8	1 2.9	3 2.8	2 1.9	1 1.6	1 1.8	3 3.7	2 2.9		
有休の使いやすい 使いやすい 使いつらい 非常に使いつらい	405 100.0	109 100.0	296 100.0	282 100.0	181 100.0	158 100.0	224 100.0	163 100.0	うち60歳未満	
	39 9.6	11 10.1	28 9.5	27 9.6	2 1.1	6 3.8	37 16.5	31 19.0		
	54 13.3	13 11.9	41 13.9	38 13.5	7 3.9	7 4.4	47 21.0	34 20.9		
	76 18.8	31 28.4	45 15.2	40 14.2	10 5.5	16 10.1	66 29.5	44 27.0		
有休の使いやすい 使いやすい 使いつらい 非常に使いつらい	55 13.6	21 19.3	34 11.5	30 10.6	21 11.6	16 10.1	34 15.2	21 12.9	うち60歳未満	
	181 44.7	33 30.3	148 50.0	147 52.1	141 77.9	129 81.6	40 17.9	33 20.2		
有休の使いやすい 使いやすい 使いつらい 非常に使いつらい	535 100.0	135 100.0	398 100.0	379 100.0	238 100.0	214 100.0	297 100.0	224 100.0	うち60歳未満	
	420 78.5	115 85.2	303 76.1	290 76.5	190 79.8	169 79.0	230 77.4	171 76.3		
	99 18.5	18 13.3	81 20.4	76 20.1	36 15.1	34 15.9	63 21.2	50 22.3		
	16 3.0	2 1.5	14 3.5	13 3.4	12 5.0	11 5.1	4 1.3	3 1.3		

単位：人、%

	全体	男女別				雇用形態別			
		男性		女性		臨時職員		嘱託職員	
		うち60歳未満	全体	うち60歳未満	全体	うち50歳未満	全体	うち50歳未満	全体
最近の疲労回復状況	682 100.0	173 100.0	507 100.0	190 37.5	484 100.0	312 100.0	281 100.0	370 100.0	284 100.0
一晩睡眠をとればいたい疲労は回復する	302 44.3	111 64.2	49 62.0	150 37.5	180 37.2	117 37.5	101 35.9	185 50.0	129 45.4
翌朝に前日の疲労を持ちこすことがときときある	231 33.9	47 27.2	23 29.1	184 36.3	178 36.8	109 34.9	100 35.6	122 33.0	101 35.6
翌朝に前日の疲労を持ちこすことがよくある	89 13.0	10 5.8	5 6.3	78 15.4	76 15.7	45 14.4	42 14.9	44 11.9	40 14.1
翌朝に前日の疲労をいつも持ちこしている	60 8.8	5 2.9	2 2.5	55 10.8	50 10.3	41 13.1	38 13.5	19 5.1	14 4.9
(再掲) 疲労高蓄積群 (単位：%)	21.8	8.7	8.9	26.2	26.0	27.6	28.5	17.0	19.0
賃金の支払い形態	689 100.0	175 100.0	78 100.0	512 100.0	489 100.0	314 100.0	281 100.0	375 100.0	288 100.0
日給月給制	142 20.6	53 30.3	37 47.4	88 17.2	83 17.0	135 43.0	117 41.6	7 1.9	4 1.4
月給制	367 53.3	99 56.6	31 39.7	267 52.1	250 51.1	11 3.5	9 3.2	356 94.9	273 94.8
時給制	180 26.1	23 13.1	10 12.8	157 30.7	156 31.9	168 53.5	155 55.2	12 3.2	11 3.8
時給額	177 100.0	22 100.0	9 100.0	155 100.0	155 100.0	166 100.0	153 100.0	11 100.0	11 100.0
780円	2 1.1			2 1.3	2 1.3	2 1.2	2 1.3		
790円	34 19.2	2 9.1	1 11.1	32 20.6	32 20.6	34 20.5	33 21.6		
800円	6 3.4	2 9.1	2 22.2	4 2.6	4 2.6	5 3.0	5 3.3	1 9.1	1 9.1
810円	89 50.3			89 57.4	89 57.4	89 53.6	89 58.2		
810円超900円未満	26 14.7	16 72.7	5 55.6	10 6.5	10 6.5	26 15.7	15 9.8		
900円以上	20 11.3	2 9.1	1 11.1	18 11.6	18 11.6	10 6.0	9 5.9	10 90.9	10 90.9
1ヶ月の平均的な賃金総収入(税込み。通勤手当は除く)。	678 100.0	176 100.0	78 100.0	500 100.0	477 100.0	305 100.0	273 100.0	373 100.0	284 100.0
6万円未満	19 2.8			19 3.8	16 3.4	15 4.9	14 5.1	4 1.1	2 0.7
6～8万円未満	81 11.9	2 1.1	1 1.3	79 15.8	79 16.6	71 23.3	71 26.0	10 2.7	9 3.2
8～10万円未満	50 7.4	9 5.1	2 2.6	41 8.2	39 8.2	41 13.4	38 13.9	9 2.4	3 1.1
10～12万円未満	154 22.7	28 15.9	12 15.4	125 25.0	120 25.2	53 17.4	48 17.6	101 27.1	85 29.9
12～14万円未満	266 39.2	86 48.9	38 48.7	179 35.8	166 34.8	91 29.8	73 26.7	175 46.9	132 46.5
14～16万円未満	60 8.8	11 6.3	6 7.7	49 9.8	49 10.3	18 5.9	17 6.2	42 11.3	38 13.4
16～18万円未満	24 3.5	22 12.5	13 16.7	2 0.4	2 0.4	8 2.6	6 2.2	16 4.3	9 3.2
18万円以上	24 3.5	18 10.2	6 7.7	6 1.2	6 1.3	8 2.6	6 2.2	16 4.3	6 2.1
(再掲) 10万円未満	22.1	6.3	3.8	27.8	28.1	41.6	45.1	6.2	4.9
12万円未満	44.8	22.2	19.2	52.8	53.2	59.0	62.6	33.2	34.9

	全体	男女別				雇用形態別				単位：人、%
		男性		女性		臨時職員		嘱託職員		
		うち60歳未満	全体	うち60歳未満	全体	うち60歳未満	全体	うち60歳未満	全体	
2012年の年間賃金総収入（但し勤続1年未満の者は除く） ～100万円未満 ～125万円未満 ～150万円未満 ～175万円未満 ～200万円未満 ～250万円未満 ～300万円未満 300万円以上	465 100.0	111 100.0	354 100.0	115 100.0	336 100.0	188 100.0	277 100.0	167 100.0	207 100.0	うち60歳未満
	117 25.2	2 1.8	2 2.6	115 32.5	113 33.6	92 48.9	25 9.0	92 55.1	22 10.6	うち60歳未満
	99 21.3	23 20.7	9 23.7	76 21.5	72 21.4	36 19.1	31 18.6	31 18.6	50 24.2	うち60歳未満
	103 22.2	26 23.4	6 15.8	77 21.8	72 21.4	38 20.2	26 15.6	26 15.6	52 25.1	うち60歳未満
	92 19.8	32 28.8	11 28.9	60 16.9	53 15.8	13 6.9	60 16.9	79 28.5	54 26.1	うち60歳未満
	30 6.5	10 9.0	4 10.5	20 5.6	20 6.0	6 3.2	5 3.0	24 8.7	19 9.2	うち60歳未満
	19 4.1	14 12.6	7 18.4	5 1.4	5 1.5	3 1.6	3 1.8	16 5.8	9 4.3	うち60歳未満
	4 .9	3 2.7		1 .3	1 .3		4 1.4	1 .4	1 .5	うち60歳未満
	1 .2	1 .9					1			うち60歳未満
	(再掲)	68.6	45.9	42.1	75.7	76.5	88.3	55.2	89.2	59.9
	94.8	83.8	81.6	98.3	98.2	98.4	92.4	98.2	95.2	うち60歳未満
主な収入源 あなた自身の収入 配偶者の収入 子どもの収入 親の収入 その他・複数選択等	706 100.0	184 100.0	520 100.0	494 100.0	322 100.0	288 100.0	384 100.0	288 100.0	290 100.0	うち60歳未満
	308 43.6	154 83.7	62 75.6	153 29.4	141 28.5	117 36.3	191 49.7	94 32.6	110 37.9	うち60歳未満
	323 45.8	9 4.9	6 7.3	314 60.4	305 61.7	165 51.2	158 41.1	160 55.6	151 52.1	うち60歳未満
	0 0.0									うち60歳未満
	35 5.0	11 6.0	10 12.2	24 4.6	24 4.9	17 5.3	16 5.6	16 5.6	18 6.2	うち60歳未満
	40 5.7	10 5.4	4 4.9	29 5.6	24 4.9	23 7.1	17 4.4	18 6.3	11 3.8	うち60歳未満
	705 100.0	182 100.0	521 100.0	496 100.0	321 100.0	288 100.0	384 100.0	288 100.0	292 100.0	うち60歳未満
	465 66.0	154 84.6	73 89.0	309 59.3	291 58.7	192 59.8	273 71.1	161 55.9	205 70.2	うち60歳未満
	64 9.1	26 14.3	8 9.8	38 7.3	35 7.1	17 5.3	47 12.2	16 5.6	27 9.2	うち60歳未満
	171 24.3	1 0.5	170 32.6	167 33.7	108 33.6	108 33.6	63 16.4	108 37.5	59 20.2	うち60歳未満
現在加入している 国民健康保険の種別 家族・配偶者などが加入している保険の被扶養者 加入していない わからない	2 .3		2 0.4	1 0.2	2 0.6	1 0.3		1 0.3	1 0.3	うち60歳未満
	3 .4	1 0.5	1 1.2	2 0.4	2 0.4	2 0.6	1 0.3	2 0.7	1 0.3	うち60歳未満
	574 100.0	80 100.0		492 100.0	285 100.0	285 100.0	384 100.0	285 100.0	289 100.0	うち60歳未満
	358 62.4	69 86.3		287 58.3	155 54.4	155 54.4	273 71.1	155 54.4	203 70.2	うち60歳未満
	57 9.9	9 11.3		48 9.8	28 9.8	28 9.8	47 12.2	28 9.8	29 10.0	うち60歳未満
	146 25.4			146 29.7	91 31.9	91 31.9	63 16.4	91 31.9	55 19.0	うち60歳未満
	3 .5		2 2.5	3 0.6	2 0.7	2 0.7		2 0.7	1 0.3	うち60歳未満
	10 1.7			8 1.6	9 3.2	9 3.2		9 3.2	1 0.3	うち60歳未満
	687 100.0	82 100.0	502 100.0	478 100.0	313 100.0	281 100.0	374 100.0	281 100.0	281 100.0	うち60歳未満
	正規職員との間 とくに不満はない 多少の不満がある 処遇面での差 不満がある 非常にも不満がある （再掲） 強不満群	299 43.5	82 44.8	24 29.3	205 42.9	119 38.0	108 38.4	180 48.1	108 38.4	122 43.4
234 34.1		58 31.7	32 39.0	176 35.1	166 34.7	92 32.7	131 35.0	92 32.7	106 37.7	うち60歳未満
89 13.0		27 14.8	14 17.1	61 12.2	60 12.6	52 16.6	37 9.9	45 16.0	30 10.7	うち60歳未満
65 9.5		16 8.7	12 14.6	49 9.8	47 9.8	39 12.5	26 7.0	36 12.8	23 8.2	うち60歳未満
22.4		23.5	31.7	21.9	22.4	29.1	16.8	28.8	18.9	うち60歳未満

単位：人、%

	全体	男女別				雇用形態別			
		男性		女性		臨時職員		嘱託職員	
		うち60歳未満 全体	うち60歳未満 全体	うち60歳未満 全体	うち60歳未満 全体	うち50歳未満 全体	うち50歳未満 全体	うち50歳未満 全体	うち50歳未満 全体
暮らしの状況	704 100.0	183 100.0	519 100.0	493 100.0	319 100.0	285 100.0	385 100.0	292 100.0	292 100.0
大変苦しい	166 23.6	48 26.2	118 22.7	115 23.3	89 27.9	85 29.8	77 20.0	69 23.6	69 23.6
やや苦しい	274 38.9	58 31.7	214 41.2	205 41.6	125 39.2	112 39.3	149 38.7	123 42.1	123 42.1
普通	235 33.4	69 37.7	166 32.0	152 30.8	96 30.1	79 27.7	139 36.1	86 29.5	86 29.5
ややゆとりがある	26 3.7	7 3.8	19 3.7	19 3.9	8 2.5	8 2.8	18 4.7	12 4.1	12 4.1
大変ゆとりがある	3 .4	1 0.5	2 0.4	2 0.4	1 0.3	1 0.4	2 0.5	2 0.7	2 0.7
(再掲) 暮らしDI(苦しい計(ヤズゆとり計))	58.4	53.6	59.9	60.6	64.3	66.0	53.5	61.0	61.0
仕事上の不安や不満(複数回答可)	693 100.0	182 100.0	509 100.0	483 100.0	318 100.0	284 100.0	375 100.0	282 100.0	282 100.0
ア. 不安や不満はとくにない	205 29.6	64 35.2	13 16.0	140 27.5	125 25.9	64 20.1	141 37.6	85 30.1	85 30.1
イ. 解雇や雇い止め	202 29.1	44 24.2	26 32.1	156 31.0	103 32.4	91 32.0	99 26.4	89 31.6	89 31.6
ウ. 正職員になるのが困難	111 16.0	24 13.2	21 25.9	87 17.1	57 17.8	57 17.9	54 14.4	53 18.8	53 18.8
エ. 賃金・一時金が安い	216 31.2	60 33.0	39 48.1	156 30.6	150 31.1	116 36.5	100 26.7	84 29.8	84 29.8
オ. 正職員との処遇の差が大きい	166 24.0	41 22.5	26 32.1	125 24.6	121 25.1	100 31.4	66 17.6	57 20.2	57 20.2
カ. 拘束時間・労働時間が長い	14 2.0	6 3.3	3 3.7	8 1.6	7 1.4	5 1.6	9 2.4	5 1.8	5 1.8
キ. 時間外労働が多い	14 2.0	4 2.2	1 1.2	10 2.0	8 1.7	4 1.3	10 2.7	7 2.5	7 2.5
ク. 朝早くったり夜遅い勤務が多い	16 2.3	8 4.4	3 3.7	8 1.6	9 2.8	8 2.8	7 1.9	3 1.1	3 1.1
ケ. 余暇時間や休養時間の確保が難しい	38 5.5	4 2.2	1 1.2	34 6.7	31 6.4	24 7.5	14 3.7	10 3.5	10 3.5
コ. 有給休暇が取りにくい	56 8.1	12 6.6	4 4.9	44 8.6	41 8.5	25 7.9	31 8.3	24 8.5	24 8.5
サ. 仕事がつつい	65 9.4	7 3.8	3 3.7	58 11.4	57 11.8	48 15.1	17 4.5	15 5.3	15 5.3
シ. 働く時間が短い	56 8.1	15 8.2	13 16.0	41 8.1	41 8.5	19 6.0	37 9.9	36 12.8	36 12.8
ス. 仕事にやりがいがない	18 2.6	4 2.2	14 2.8	14 2.8	11 3.5	9 3.2	7 1.9	5 1.8	5 1.8
セ. 自分の能力が仕事に生かせない	23 3.3	5 2.7	2 2.5	18 3.5	17 3.5	15 4.7	8 2.1	7 2.5	7 2.5
ソ. 教育訓練の機会が乏しい	40 5.8	4 2.2	3 3.7	36 7.1	35 7.2	11 3.5	29 7.7	27 9.6	27 9.6
タ. 能力の向上が賞金増に結びつかない	136 19.6	30 16.5	19 23.5	106 20.8	103 21.3	63 19.8	73 19.5	67 23.8	67 23.8
チ. 仕事の進め方や上司の指示が悪い	77 11.1	14 7.7	7 8.6	62 12.2	62 12.8	44 13.8	33 8.8	29 10.3	29 10.3
ツ. 職場の人間関係がよくない	73 10.5	12 6.6	8 9.9	60 11.8	60 12.4	51 16.0	22 5.9	21 7.4	21 7.4
テ. セクハラやいじめがある	32 4.6	7 3.8	5 6.2	24 4.7	24 5.0	25 7.9	7 1.9	6 2.1	6 2.1
ト. 仕事上の事故やミスに対する懲罰が厳しい	13 1.9	3 1.6	2 2.5	10 2.0	10 2.1	10 3.1	3 0.8	3 1.1	3 1.1
ナ. ノルマがある	1 .1	1 0.5					1 0.3		
ニ. その他	29 4.2	2 1.1	1 1.2	27 5.3	26 5.4	13 4.1	16 4.3	14 5.0	14 5.0

単位：人、%

	主な職種別						
	一般事務	保育士	学校給食	学童指導員	相談員	公民館	学校用務
性別							
男性	139 100.0	38 100.0	132 100.0	67 100.0	33 100.0	33 100.0	88 100.0
女性	25 18.0 114 82.0			3 4.5 64 95.5	17 51.5 16 48.5	25 75.8 8 24.2	56 63.6 32 36.4
年齢							
29歳以下	140 100.0	38 100.0	132 100.0	67 100.0	33 100.0	33 100.0	88 100.0
30歳代	27 19.3	5 13.2	1 0.8	1 1.5	1 3.0		6 6.8
40歳代	34 24.3	17 44.7	14 10.6	6 9.0	2 6.1		3 3.4
50歳代	43 30.7	9 23.7	66 50.0	13 19.4	8 24.2		10 11.4
60歳以上	24 17.1 12 8.6	7 18.4	47 35.6 4 3.0	42 62.7 5 7.5	13 39.4 10 30.3	3 9.1 25 75.8	38 43.2 31 35.2
世帯の人数							
1人暮らし	138 100.0	38 100.0	131 100.0	67 100.0	32 100.0	33 100.0	85 100.0
2人	16 11.6	6 15.8		3 4.5	5 15.6	2 6.1	8 9.4
3人	36 26.1	10 26.3	25 19.1	23 34.3	15 46.9	20 60.6	37 43.5
4人	58 42.0	10 26.3	36 27.5	20 29.9	9 28.1	7 21.2	25 29.4
5人	16 11.6	9 23.7	49 37.4	15 22.4	2 6.3	2 6.1	11 12.9
6人以上	9 6.5 3 2.2	2 5.3 1 2.6	15 11.5 6 4.6	4 6.0 2 3.0	1 3.1	2 6.1	1 1.2 3 3.5
世帯構造							
単身世帯	140 100.0	38 100.0	132 100.0	67 100.0	33 100.0	33 100.0	88 100.0
配偶者のみ(夫婦のみ)	16 11.4	6 15.8		3 4.5	5 15.2	2 6.1	8 9.1
配偶者と子ども	27 19.3	4 10.5	20 15.2	21 31.3	12 36.4	17 51.5	31 35.2
親のみ	31 22.1	16 42.1	89 67.4	25 37.3	6 18.2	3 9.1	23 26.1
親と兄弟姉妹	30 21.4	6 15.8	1 0.8	3 4.5	2 6.1	3 9.1	7 8.0
親、配偶者、子ども	16 11.4			1 1.5		1 3.0	2 2.3
親、配偶者	2 1.4	1 2.6	9 6.8	5 7.5	1 3.0	2 6.1	1 1.1
子どものみ	4 2.9		2 1.5	2 3.0	1 3.0	2 6.1	3 3.4
親、子ども	7 5.0	4 10.5	8 6.1	3 4.5	4 12.1	3 9.1	6 6.8
その他				2 3.0	2 6.1		2 2.3
	7 5.0	1 2.6	3 2.3	2 3.0			5 5.7
世帯内の就労者の有無							
なし	140 100.0	38 100.0	132 100.0	67 100.0	33 100.0	33 100.0	88 100.0
あり	47 33.6 93 66.4	12 31.6 26 68.4	9 6.8 123 93.2	14 20.9 53 79.1	19 57.6 14 42.4	18 54.5 15 45.5	33 37.5 55 62.5
同、就労者							
あなたの配偶者	93 100.0	26 100.0	123 100.0	53 100.0	14 100.0	15 100.0	55 100.0
父親	57 61.3	21 80.8	118 95.9	49 92.5	13 92.9	9 60.0	44 80.0
母親	24 25.8	2 7.7	1 0.8	2 3.8		1 6.7	1 1.8
兄弟姉妹	17 18.3	4 15.4	1 0.8	1 1.9			2 3.6
その他	15 16.1 6 6.5			1 1.9		1 6.7	
		3 11.5	22 17.9	12 22.6	4 28.6	4 26.7	18 32.7

単位：人、%

	主な職種別						
	一般事務	保育士	学校給食	学童指導員	相談員	公民館	学校用務
通園・通学中のいない 子どもの有無 いる	140 100.0	38 100.0	132 100.0	67 100.0	33 100.0	33 100.0	88 100.0
	101 72.1	21 55.3	42 31.8	36 53.7	23 69.7	28 84.8	73 83.0
	39 27.9	17 44.7	90 68.2	31 46.3	10 30.3	5 15.2	15 17.0
同、子どもの人 1人 数 2人 3人 4人	39 100.0	17 100.0	90 100.0	31 100.0	10 100.0	5 100.0	15 100.0
	20 51.3	7 41.2	27 30.0	14 45.2	6 60.0	5 100.0	6 40.0
	15 38.5	9 52.9	50 55.6	16 51.6	4 40.0		8 53.3
	3 7.7	1 5.9	12 13.3	1 3.2			1 6.7
	1 2.6		1 1.1				
同、通園・通学 保育園・幼稚園 先	39 100.0	17 100.0	90 100.0	31 100.0	10 100.0	5 100.0	15 100.0
	11 28.2	5 29.4	11 12.2		3 30.0		2 13.3
	11 28.2	10 58.8	47 52.2	5 16.1	2 20.0		3 20.0
	7 17.9	5 29.4	38 42.2	3 9.7	1 10.0		2 13.3
	12 30.8	3 17.6	29 32.2	9 29.0	2 20.0	1 20.0	5 33.3
最終学歴	8 20.5		14 15.6	3 9.7	1 10.0	4 80.0	4 26.7
				19 61.3	4 40.0		7 46.7
	137 100.0	37 100.0	131 100.0	67 100.0	33 100.0	31 100.0	85 100.0
	2 1.5		5 3.8			1 3.2	4 4.7
	62 45.3		95 72.5	1 1.5	11 33.3	8 25.8	54 63.5
職種	18 13.1	10 27.0	15 11.5	10 14.9	2 6.1	2 6.5	6 7.1
	25 18.2	21 56.8	14 10.7	39 58.2	6 18.2	4 12.9	9 10.6
	30 21.9	6 16.2	2 1.5	17 25.4	14 42.4	15 48.4	12 14.1
						1 3.2	
職種	一般事務						
	保育士						
	学校給食						
	学童指導員						
	図書館						
	相談員						
	公民館						
	学校用務						
	清掃						
	運転職						
	その他非現業						
	その他						

単位：人、%

	主な職種別						
	一般事務	保育士	学校給食	学童指導員	相談員	公民館	学校用務
雇用形態	140 100.0	38 100.0	132 100.0	67 100.0	33 100.0	33 100.0	88 100.0
臨時職員 (臨時的任用職員)	58 41.4	22 57.9	114 86.4				78 88.6
嘱託職員 (非常勤嘱託職員)	82 58.6	16 42.1	18 13.6	67 100.0	33 100.0	33 100.0	10 11.4
1回の雇用契約 5ヶ月未満	137 100.0	38 100.0	123 100.0	63 100.0	30 100.0	31 100.0	85 100.0
期間	3 2.2						
5ヶ月	14 10.2	3 7.9	6 4.9				14 16.5
5ヶ月超1年未満	32 23.4	13 34.2			1 3.3		2 2.4
1年	83 60.6	21 55.3	21 17.1	63 100.0	27 90.0	30 96.8	15 17.6
1年超	5 3.6	1 2.6	1 0.8		2 6.7	1 3.2	1 1.2
学期ごと			95 77.2				53 62.4
今の仕事に従事 まだしていない (今回のみ)	140 100.0	38 100.0	123 100.0	65 100.0	33 100.0	32 100.0	83 100.0
してからの通算 1回	54 38.6	11 28.9	24 19.5	4 6.2	13 39.4	8 25.0	20 24.1
の契約更新回数 2回	34 24.3	4 10.5	9 7.3	4 6.2	5 15.2	8 25.0	10 12.0
3回	22 15.7	2 5.3	9 7.3	7 10.8	5 15.2	12 37.5	6 7.2
4回	14 10.0	9 23.7	5 4.1	7 10.8	7 21.2	2 6.3	4 4.8
5回以上	5 3.6	6 15.8	2 1.6		3 9.1		4 4.8
	11 7.9	6 15.8	74 60.2	43 66.2		2 6.3	39 47.0
同、通算の勤続 半年未満	140 100.0	38 100.0	129 100.0	66 100.0	33 100.0	32 100.0	85 100.0
年数	49 35.0	8 21.1	9 7.0	3 4.5	10 30.3	8 25.0	19 22.4
半年～1年未満	25 17.9	1 2.6	21 16.3		2 6.1	1 3.1	6 7.1
1年～2年未満	21 15.0	6 15.8	7 5.4	4 6.1	5 15.2	9 28.1	11 12.9
2年～3年未満	20 14.3	3 7.9	8 6.2	7 10.6	4 12.1	11 34.4	8 9.4
3年～5年未満	11 7.9	14 36.8	16 12.4	7 10.6	11 33.3	1 3.1	22 25.9
5年～10年未満	7 5.0	5 13.2	36 27.9	23 34.8	1 3.0	1 3.1	15 17.6
10年以上	7 5.0	1 2.6	32 24.8	22 33.3		1 3.1	4 4.7
(再掲) 3年以上 (単位：%)	17.9	52.6	65.1	78.8	36.4	9.4	48.2
5年以上 (単位：%)	10.0	15.8	52.7	68.2	3.0	6.3	22.4
契約・勤続上限 上限があると言われた	139 100.0	38 100.0	125 100.0	63 100.0	33 100.0	31 100.0	86 100.0
の説明の有無	100 71.9	26 68.4	16 12.8	31 49.2	28 84.8	26 83.9	40 46.5
上線があるとは言われていない	23 16.5	6 15.8	85 68.0	29 46.0	3 9.1	1 3.2	32 37.2
わからない・忘れた	16 11.5	6 15.8	24 19.2	3 4.8	2 6.1	4 12.9	14 16.3
今の職場で働き 希望する	137 100.0	38 100.0	127 100.0	66 100.0	33 100.0	32 100.0	85 100.0
続けることの希	82 59.9	25 65.8	75 59.1	48 72.7	22 66.7	16 50.0	66 77.6
とくに希望しない	19 13.9	2 5.3	8 6.3	3 4.5	4 12.1	6 18.8	4 4.7
望の有無	36 26.3	11 28.9	44 34.6	15 22.7	7 21.2	10 31.3	15 17.6

単位：人、%

	主な職種別						
	一般事務	保育士	学校給食	学童指導員	相談員	公民館	学校用務
雇い止めや今の仕事を辞めた後の再就職の不安の有無	140 100.0	38 100.0	126 100.0	66 100.0	33 100.0	32 100.0	86 100.0
	68 48.6	12 31.6	29 23.0	17 25.8	16 48.5	8 25.0	42 48.8
	51 36.4	16 42.1	66 52.4	30 45.5	9 27.3	13 40.6	31 36.0
	20 14.3	10 26.3	29 23.0	17 25.8	5 15.2	11 34.4	13 15.1
	1 0.7	2 5.3	2 1.6	2 3.0	3 9.1		
現在の雇用形態を選択した理由（3つ以内）	138 100.0	38 100.0	128 100.0	65 100.0	33 100.0	31 100.0	86 100.0
	69 50.0	12 31.6	16 12.5	9 13.8	9 27.3	6 19.4	41 47.7
	14 10.1	3 7.9	9 7.0				8 9.3
	11 8.0	9 23.7	34 26.6	8 12.3	6 18.2	1 3.2	7 8.1
	14 10.1	17 44.7	3 2.3	28 43.1	13 39.4	4 12.9	14 16.3
ア. 成果や責任を強く求められたい イ. 成長や責任を強く求められたい ウ. 育児・介護等のため エ. 技術・技能・経験を生かしたい オ. 家計にゆとりをもたせたい カ. 生活を維持するため キ. ある程度労働時間・労働日が選べるから ク. 仕事以外の趣味などの時間を優先したかったから ケ. 生きがいや交友関係が広がるため コ. その他	25 18.1	10 26.3	73 57.0	21 32.3	5 15.2	10 32.3	22 25.6
	72 52.2	22 57.9	73 57.0	32 49.2	20 60.6	18 58.1	66 76.7
	38 27.5	5 13.2	41 32.0	30 46.2	6 18.2	9 29.0	20 23.3
	6 4.3		4 3.1	2 3.1		4 12.9	7 8.1
	10 7.2	3 7.9	5 3.9	6 9.2	4 12.1	5 16.1	5 5.8
正職員・正社員希望しているとして働くこととくに希望していないの希望の有無 まだわからない	17 12.3	3 7.9	6 4.7	6 9.2	3 9.1		4 4.7
	139 100.0	36 100.0	128 100.0	64 100.0	33 100.0	31 100.0	85 100.0
	86 61.9	16 44.4	23 18.0	18 28.1	20 60.6	6 19.4	39 45.9
	42 30.2	14 38.9	79 61.7	39 60.9	11 33.3	23 74.2	35 41.2
	11 7.9	6 16.7	26 20.3	7 10.9	2 6.1	2 6.5	11 12.9
週の所定内労働時間数 25時間未満 25時間以上、29時間未満 29時間 29時間超、38時間45分未満 38時間45分 38時間45分超	133 100.0	36 100.0	126 100.0	64 100.0	33 100.0	30 100.0	86 100.0
	5 3.8	5 13.9	13 10.3	50 78.1		3 10.0	4 4.7
	2 1.5		86 68.3	5 7.8	1 3.0	1 3.3	
	76 57.1	14 38.9	24 19.0	8 12.5	29 87.9	21 70.0	6 7.0
	7 5.3	3 8.3	1 0.8	1 1.6	3 9.1		15 17.4
正職員との比較 正職員と同様の職務に従事 正職員よりも高度な内容の職務に従事 正職員よりも軽易な職務に従事 職場に正職員がいない 複数選択	43 32.3	14 38.9	2 1.6			5 16.7	58 67.4
							3 3.5
	136 100.0	38 100.0	126 100.0	63 100.0	31 100.0	30 100.0	86 100.0
	22 16.2	16 42.1	42 33.3	4 6.3	16 51.6	6 20.0	27 31.4
	4 2.9	2 5.3	1 0.8	2 3.2	1 3.2		1 1.2

単位：人、%

	主な職種別						
	一般事務	保育士	学校給食	学童指導員	相談員	公民館	学校用務
不払い労働の有 ない ある	140 100.0	38 100.0	127 100.0	66 100.0	32 100.0	31 100.0	85 100.0
	127 90.7	32 84.2	115 90.6	53 80.3	26 81.3	31 100.0	66 77.6
	13 9.3	6 15.8	12 9.4	13 19.7	6 18.8		19 22.4
同、週当たりの 時間	13 100.0	6 100.0	12 100.0	13 100.0	6 100.0		19 100.0
	8 61.5	3 50.0	7 58.3	7 53.8	5 83.3		7 36.8
	3 23.1	2 33.3	3 25.0	5 38.5	1 16.7		12 63.2
	3. 4時間 4. 5時間 5時間以上	1 16.7	2 16.7	1 7.7			
残業の有無 ない ある	140 100.0	38 100.0	127 100.0	64 100.0	32 100.0	31 100.0	86 100.0
	119 85.0	30 78.9	97 76.4	42 65.6	25 78.1	29 93.5	71 82.6
	21 15.0	8 21.1	30 23.6	22 34.4	7 21.9	2 6.5	15 17.4
同、月当たりの 時間	21 100.0	8 100.0	29 100.0	21 100.0	7 100.0	2 100.0	15 100.0
	15 71.4	5 62.5	23 79.3	18 85.7	7 100.0	1 50.0	8 53.3
	5 23.8	3 37.5	6 20.7	3 14.3		1 50.0	5 33.3
	10～15時間未満 15～20時間未満 20時間以上	1 4.8					2 13.3
有休使用率（使 用日数・時間数 ／付与日数・時 間数）	51 100.0	23 100.0	90 100.0	43 100.0	21 100.0	19 100.0	56 100.0
	2 3.9	3 13.0	1 1.1	11 25.6	3 14.3	2 10.5	3 5.4
	13 25.5	3 13.0	1 1.1	13 30.2	5 23.8	3 15.8	2 3.6
	15 29.4	1 4.3	1 1.1	9 20.9	6 28.6	11 57.9	8 14.3
有休の使いやすい 使いつらい 非常に使いつらい	5 9.8	3 13.0	2 2.2	8 18.6	3 14.3	1 5.3	9 16.1
	16 31.4	13 56.5	85 94.4	2 4.7	4 19.0	2 10.5	34 60.7
	95 100.0	30 100.0	108 100.0	58 100.0	26 100.0	24 100.0	68 100.0
使いやすい 使いつらい 非常に使いつらい	69 72.6	23 76.7	95 88.0	45 77.6	21 80.8	22 91.7	50 73.5
	22 23.2	7 23.3	12 11.1	13 22.4	5 19.2	2 8.3	13 19.1
	4 4.2	1 0.9					5 7.4

	主な職種別						
	一般事務	保育士	学校給食	学童指導員	相談員	公民館	学校用途
最近の疲労回復状況	138 100.0	38 100.0	126 100.0	64 100.0	31 100.0	29 100.0	85 100.0
	66 47.8	14 36.8	32 25.4	24 37.5	18 58.1	21 72.4	39 45.9
	44 31.9	18 47.4	47 37.3	26 40.6	7 22.6	6 20.7	29 34.1
	18 13.0	5 13.2	21 16.7	11 17.2	6 19.4	1 3.4	8 9.4
(再掲) 疲労高蓄積群 (単位：%)	10 7.2	1 2.6	26 20.6	3 4.7		1 3.4	9 10.6
	20.3	15.8	37.3	21.9	19.4	6.9	20.0
	139 100.0	38 100.0	127 100.0	65 100.0	33 100.0	30 100.0	86 100.0
	42 30.2	12 31.6	4 3.1	1 1.5	2 6.1		52 60.5
賞金の支払い形態	83 59.7	17 44.7	19 15.0	58 89.2	31 93.9	29 96.7	10 11.6
	14 10.1	9 23.7	104 81.9	6 9.2		1 3.3	24 27.9
	14 100.0	9 100.0	104 100.0	6 100.0			24 100.0
	1 7.1		13 12.5				1 4.2
1ヶ月の平均的な賞金総収入(税込み。通勤手当は除く)。	800円		2 1.9				2 8.3
	810円		88 84.6				
	810円超	9 100.0	1 1.0				14 58.3
	900円以上	1 7.1		6 100.0			
1ヶ月の平均的な賞金総収入(税込み。通勤手当は除く)。	137 100.0	38 100.0	124 100.0	64 100.0	33 100.0	31 100.0	84 100.0
	2 1.5	1 2.6	9 7.3				
	2 1.5	2 5.3	67 54.0				12 14.3
	3 2.2	3 7.9	28 22.6	58 90.6	2 6.1	12 38.7	20 23.8
(再掲)	44 32.1	3 7.9	4 3.2	6 9.4	11 33.3	18 58.1	51 60.7
	82 59.9	17 44.7	16 12.9		8 24.2	1 3.2	1 1.2
	2 1.5	15 39.5			6 18.2		
	16～18万円未満				6 18.2		
(再掲)	2 1.5						
	18万円以上						
10万円未満	5.1	7.9	83.9				14.3
	37.2	15.8	87.1	90.6	6.1	38.7	38.1

	主な職種別							単位：人、%
	一般事務	保育士	学校給食	学童指導員	相談員	公民館	学校用務	
2012年の年間賃金総収入（但し勤続1年未満の者は除く）	61 100.0	29 100.0	94 100.0	60 100.0	21 100.0	21 100.0	59 100.0	
	3 4.9	6 20.7	86 91.5	4 6.7			1 1.7	
	14 23.0	5 17.2	3 3.2	28 46.7	3 14.3	3 14.3	26 44.1	
	16 26.2	6 20.7	1 1.1	23 38.3	3 14.3	8 38.1	23 39.0	
	26 42.6	7 24.1	4 4.3	3 5.0	6 28.6	9 42.9	8 13.6	
～175万円未満	1 1.6	5 17.2		1 1.7	3 14.3		1 1.7	
～200万円未満					6 28.6			
～250万円未満	1 1.6			1 1.7		1 4.8		
～300万円未満								
300万円以上								
(再掲)	51.6	58.6	92.8	88.7	28.6	50.0	84.7	
150万円未満	93.8	100.0	96.9	95.2	71.4	90.9	100.0	
200万円未満								
主な収入源	139 100.0	38 100.0	132 100.0	67 100.0	33 100.0	33 100.0	88 100.0	
	69 49.6	14 36.8	10 7.6	13 19.4	25 75.8	28 84.8	59 67.0	
	43 30.9	20 52.6	115 87.1	49 73.1	5 15.2	4 12.1	19 21.6	
	17 12.2	3 7.9		2 3.0	1 3.0		4 4.5	
	10 7.2	1 2.6	7 5.3	3 4.5	2 6.1	1 3.0	6 6.8	
あなた自身の収入								
配偶者の収入								
子どもの収入								
親の収入								
その他・複数選択等								
現在加入している医療保険の種類	140 100.7	38 100.0	132 100.0	66 98.5	33 100.0	33 100.0	87 98.9	
	128 92.1	32 84.2	22 16.7	9 13.4	31 93.9	18 54.5	77 87.5	
	7 5.0	2 5.3	14 10.6	11 16.4	2 6.1	14 42.4	7 8.0	
	3 2.2	4 10.5	95 72.0	46 68.7		1 3.0	2 2.3	
	2 1.4		1 0.8				1 1.1	
勤め先の健康保険に加入								
国民健康保険に加入								
家族・配偶者などが加入している保険の被扶養者								
加入していない								
わからない								
同、年金保険（但し60歳以上の者を除く）	127 100.0	38 100.0	126 100.0	60 100.0	22 100.0	7 100.0	57 100.0	
	109 85.8	32 84.2	22 17.5	7 11.7	20 90.9	6 85.7	53 93.0	
	11 8.7	2 5.3	18 14.3	12 20.0	1 4.5	1 14.3	3 5.3	
	3 2.4	4 10.5	80 63.5	40 66.7	1 4.5		1 1.8	
	4 3.1		2 1.6	1 1.7				
勤め先の厚生年金								
国民年金								
3号年金（配偶者が厚生年金や共済年金に加入し被扶養者）								
加入していない								
わからない								
正規職員との間	138 100.0	37 100.0	128 100.0	61 100.0	32 100.0	32 100.0	84 100.0	
	63 45.7	10 27.0	58 45.3	32 52.5	12 37.5	22 68.8	18 21.4	
	48 34.8	19 51.4	37 28.9	18 29.5	11 34.4	8 25.0	35 41.7	
	13 9.4	5 13.5	21 16.4	6 9.8	5 15.6	2 6.3	17 20.2	
	14 10.1	3 8.1	12 9.4	5 8.2	4 12.5		14 16.7	
(再掲)	19.6	21.6	25.8	18.0	28.1	6.3	36.9	

単位：人、%

	主 要 職 種 別						
	一般事務	保育士	学校給食	学童指導員	相談員	公民館	学校用務
暮らしの状況 大変苦しい やや苦しい 普通 ややゆとりがある 大変ゆとりがある	140 100.0	38 100.0	130 100.0	66 100.0	33 100.0	32 100.0	87 100.0
	37 26.4	7 18.4	29 22.3	16 24.2	8 24.2	5 15.6	33 37.9
	59 42.1	19 50.0	50 38.5	23 34.8	13 39.4	11 34.4	28 32.2
	39 27.9	10 26.3	47 36.2	23 34.8	11 33.3	14 43.8	24 27.6
	4 2.9	2 5.3	4 3.1	4 6.1	1 3.0	2 6.3	2 2.3
(再掲) 暮らしDL(苦しい計マ付けゆとり計)	1 0.7						
	65.0	63.2	57.7	53.0	60.6	43.8	67.8
仕事上の不安や 不満(複数回答 可)	137 100.0	38 100.0	129 100.0	63 100.0	33 100.0	32 100.0	88 100.0
	35 25.5	10 26.3	35 27.1	24 38.1	8 24.2	18 56.3	15 17.0
	47 34.3	16 42.1	20 15.5	13 20.6	14 42.4	5 15.6	40 45.5
	27 19.7	9 23.7	7 5.4	11 17.5	3 9.1	2 6.3	22 25.0
	50 36.5	9 23.7	30 23.3	14 22.2	9 27.3	7 21.9	42 47.7
	38 27.7	9 23.7	30 23.3	10 15.9	6 18.2	1 3.1	35 39.8
	3 2.2					4 12.5	5 5.7
	2 1.5		4 3.1	1 1.6			3 3.4
	3 2.2	1 2.6	2 1.6		1 3.0	2 6.3	3 3.4
	5 3.6	1 2.6	8 6.2	2 3.2		1 3.1	12 13.6
	16 11.7	4 10.5	8 6.2	6 9.5	2 6.1		10 11.4
	8 5.8		37 28.7	3 4.8	1 3.0		8 9.1
	9 6.6	5 13.2	7 5.4	9 14.3	5 15.2	1 3.1	6 6.8
	6 4.4		2 1.6		1 3.0	2 6.3	5 5.7
	9 6.6		3 2.3	2 3.2			3 3.4
二、その他	12 8.8	1 2.6	5 3.9	7 11.1	4 12.1		2 2.3
	27 19.7	6 15.8	27 20.9	10 15.9	10 30.3	1 3.1	18 20.5
	19 13.9	6 15.8	20 15.5	8 12.7	3 9.1		6 6.8
	18 13.1	3 7.9	23 17.8	4 6.3	2 6.1	1 3.1	7 8.0
	9 6.6	1 2.6	12 9.3				4 4.5
罰が厳しい	2 1.5	1 2.6	7 5.4		1 3.0		1 1.1
ナ、ノルマがある							
ナ、その他							
ナ、その他							

【回答方法】この調査は、旭川市に雇われて働く非正規公務員の方々を対象としたものです。質問に対して、該当する番号を○で囲んで下さい。回答は原則としてひとつのみです。ただし【複数回答可】の質問もあります。()には数字を記入して下さい。

I. はじめに、あなたのこと(属性)についておたずねします。

資料3 調査票

- 問1 性別は ①男性 ②女性
問2 年齢は ①19歳以下 ②20～24歳 ③25～29歳 ④30～34歳 ⑤35～39歳
⑥40～44歳 ⑦45～49歳 ⑧50～54歳 ⑨55～59歳 ⑩60歳以上
問3 あなたを含めた世帯の人数は ()人 ※単身の場合は「1人」。世帯とは一緒に暮らしているひと。

問4 あなたが一緒に暮らしているひとの全てに○をつけて下さい
ア. 誰もいない(一人暮らし) イ. 配偶者 ウ. 子ども エ. 親(配偶者の親を含む)
オ. あなたの兄弟姉妹 カ. その他 ()

問5 あなたの世帯で、現役で働いているひとの全てに○をつけて下さい(あなた自身は除く)
ア. あなたの配偶者 イ. 父親 ウ. 母親 エ. 兄弟姉妹 オ. その他 ()

問6 子どもがいるという方にお聞きします。
1) 現在、通園・通学中の子どもはいますか。
①いない ②いる ⇒ 人数は ()人
2) 通っているのは(当てはまる全てに○を)

- ア. 保育園・幼稚園 イ. 小学校 ウ. 中学校 エ. 高校 オ. 専門学校 カ. 大学・院
最終学歴は ①中卒(高校中退を含む) ②高卒 ③各種専門学校卒
④高専・短大卒 ⑤大卒 ⑥大学院卒

II. 以下では、現在のお仕事についてお聞きします。まず雇われ方を中心にお聞きます。

問1 あなたの雇用形態は ①臨時職員(臨時の任用職員) ②嘱託職員(非常勤嘱託職員)
③その他 () ④わからない

- 問2 あなたの職種・仕事は ①一般事務 ②保育士 ③学校給食 ④学童指導員 ⑤介護 ⑥図書館
⑦相談員 ⑧公民館 ⑨学校用務 ⑩清掃 ⑪運転職
⑫その他非現実 ⑬その他現実 ⑭その他 ()

【具体的な仕事の内容は】

問3 1回の雇用契約期間は ①5ヶ月間 ②1年間 ③その他 ()

問4 非正規公務員として今の仕事に従事してから、契約更新を通算で何回行いましたか。
①更新はまだ経験していない ②1回 ③2回 ④3回 ⑤4回 ⑥5回以上

問5 同じく、今の仕事に従事してから、通算の勤続年数はどの位になりますか。
①半年未満 ②半年～1年未満 ③1年～2年未満 ④2年～3年未満
⑤3年～5年未満 ⑥5年～10年未満 ⑦10年以上

問6 雇われる際、「契約更新の回数や勤続年数には上限がある」という説明を受けていますか(例えば、更新は2回まで、3年以内など)。
①上限があるとされた ②上限があるとは言われていない ③わからない・忘れた

問7 もしも、更新回数や勤続年数に上限がなければ、今の職場で働き続けることを希望しますか。
①希望する ②とくに希望しない ③わからない

問8 あなたは、雇い止め(契約更新されないこと)や、非正規公務員を辞めた後の就職・雇用に
対して不安はありますか。
①非常に不安がある ②不安がある ③あまり不安はない ④まったく不安はない

【雇用不安の思いなどありましたら、具体的に書き下さい】

問9 いまの雇用形態(非正規)で働く理由は何ですか。次の中から該当する主な項目について3つ以内で選んでください。
ア. 正職員・正社員の仕事につけなかったから イ. 成果や責任を強く求められなくなったから
ウ. 育児・介護等のため エ. 技術・技能・経験を生かしたいから
オ. 家計にゆとりを持たせるため カ. 生活を維持するため
キ. ある程度労働時間・労働日を選べるから ク. 仕事以外の趣味などの時間を優先したかったから
ケ. 生きがいや交友関係が広がるため コ. その他 ()

問10 いま現在、公務職場や民間企業で「正職員・正社員」として働くことを希望していますか。
①希望している ②とくに希望していない ③わからない

III. 次に、労働時間や働き方、仕事による疲労についてお聞きします。

問1 あなたの週の所定内労働時間は何時間ですか。
①週38時間 ④5分 ②週29時間 ③その他・週 () 時間

問2 あなたの仕事の内容は、正規の公務員（正職員）との対比でどのような関係にありますか。
①正職員と同様の職務に従事 ②正職員よりも高度な内容の職務に従事
③正職員よりも軽易な職務に従事 ④職場に正職員がいない

問3 ふだんの仕事で、働いたのに賃金が支払われない時間（いわゆる不払い・サービス残業時間）はありますか。また、ある場合、1週間ににおける不払いの時間数はどの位ですか。

- ①ない
②ある ⇒ 1週間で ①1.2時間 ②2.3時間 ③3.4時間 ④4.5時間 ⑤5時間以上
③ふだんの仕事で、残業（所定外の労働）はありますか。また、ある場合、1ヶ月間ににおける残業時間数はどの位ですか（上記の不払い労働分を含みます）。

- ①ない
②ある ⇒ 1ヶ月間で ①5時間未満 ②5～10時間未満 ③10～15時間未満 ④15～20時間未満 ⑤20時間以上

問5 昨年度の有給休暇の付与日数（与えられた日数。前年度からの繰越分を含みます）と、実際に使用した日数を教えて下さい。また、有給休暇は使いやすいですか。

1) 付与日数は（ ）日間で、実際に使用した日数は（ ）日間
なお、今年度から採用になった方は、回答は不要です。

2) 有給休暇は使いやすいですか ①使いやすい ②使いづらい ③非常に使いづらい

問6 あなたの最近の疲労の回復状況は次のどれにあたりますか。

- ①1晩睡眠をとればいたい疲労は回復する ②翌朝に前日の疲労を持ちこすことがときどきある
③翌朝に前日の疲労を持ちこすことがよくある ④翌朝に前日の疲労をいつも持ちこしている

IV. 賃金や生活、仕事上の不安や不満などについてお聞きします。

問1 賃金についてお聞きします。

- 1) あなたの賃金の支払い形態と金額を教えてください。
①日給月給制（日額（ ）円 ②月給制 ③時給制（時給（ ）円
2) 1ヶ月間の平均的な賃金総収入（税込み。残業代や諸手当を含む。ただし通勤手当は除く）は、おいくらですか。
（ ）万（ ）千円

3) 2012年の年間賃金総収入額（税込み。残業代や諸手当を含む。ただし通勤手当は除く）は、おいくらでしたか。

- ①2012年はいまの仕事はしていない ②100万円未満
③100～125万円未満 ④125～150万円未満 ⑤150～175万円未満
⑥175～200万円未満 ⑦200～250万円未満 ⑧250～300万円未満 ⑨300万円以上

問2 あなたの生活は主に何によっていますか。該当するものを1つ選んでください。
①あなた自身の収入 ②配偶者の収入 ③子どもの収入 ④親の収入 ⑤その他（ ）

問3 現在のあなたの社会保険についてお聞きします。

- 1) 医療保険の種類は
①勤め先の健康保険に加入 ②国民健康保険に加入 ③家族・配偶者などが加入している保険の被扶養者 ④加入していない ⑤わからない

- 2) 年金の種類は
①勤め先の厚生年金 ②国民年金 ③3号年金（配偶者が厚生年金に加入し、自身は保険料を払わない国民年金） ④加入していない ⑤わからない

問4 正規職員との間の処遇面での差についてどう思われますか。
①とくに不満はない ②多少の不満がある ③不満がある ④非常に不満がある

問5 現在の暮らしの状況を総合的にみてどう感じていますか。
①大変苦しい ②やや苦しい ③普通 ④ややゆとりがある ⑤大変ゆとりがある

問6 最後に、仕事上の不安や不満をお聞きます。当ではまる全てに○をつけてください。とくにない場合には「ア」に○をつけてください。

- ア. 不安や不満はとくにない
イ. 解雇や雇い止め ウ. 正職員になるのが困難 エ. 賃金・一時金が安い
オ. 正職員との処遇の差が大きい カ. 拘束時間・労働時間が長い キ. 時間外労働が多い
ク. 朝早くつたり夜遅い勤務が多い ケ. 余暇時間や休養時間の確保が難しい
コ. 有給休暇が取りにくい ク. 仕事がつい シ. 働く時間が短い
ス. 仕事にやりがいがない セ. 自分の能力が仕事に生かされない ソ. 教育訓練の機会が乏しい
タ. 能力の向上が賃金増に結びつかない チ. 仕事の進め方や上司の指示が悪い
ツ. 職場の人間関係がよくない テ. セクハラやいじめがある
ト. 仕事上の事故やミスに対する懲罰が厳しい ナ. ノルマがある ニ. その他

【その内容を具体的に書きください】

